

代金収納代行サービス利用規約

本規約は、申込者（以下「甲」という。）が顧客に対して行う商品の販売及び役務の提供等に関し、株式会社DEGICA（以下「乙」という。）が提供する代金収納代行サービス（第1条において定義する「本サービス」）を利用するにあたり、甲と乙との間に成立する本サービスの利用等に関する契約（以下「本契約」という。）の内容等について定めることを目的とする。本契約は、甲が本規約の各条項に同意した上、乙に加盟店の申し込みをし、乙が甲に対して加盟店の申し込みを承諾したときに成立するものとし、本規約の各条項は、本契約の内容となるものとする。

第1条（定義）

本規約において、次の各号に掲げる用語は別途本規約において規定される場合を除き、次の各号に定める意味を有するものとする。

- (1) 「本サービス」とは、乙が甲に提供する下記の代金収納代行サービスをいう。
 - イ) クレジットカード決済サービス
 - ロ) コンビニ決済サービス
 - ハ) 銀行振込決済サービス
 - ニ) ペイジー決済サービス
 - ホ) 電子決済サービス
- (2) 「顧客」とは、甲の顧客をいう。
- (3) 「取扱商品」とは、甲が顧客へ販売又は提供する商品又はサービス・役務をいう。
- (4) 「本代金」とは、甲が取扱商品の販売又は提供に対し顧客が支払うべき代金（送料、手数料その他当該代金に付随して支払うべき金額を含む）をいう。
- (5) 「カード会社」とは、本覚書記載のクレジットカード会社をいう。
- (6) 「カード決済事業者」とは、乙又は乙の委託する事業者（再委託先を含む。）との間でクレジットカード決済に関する契約を締結している事業者（将来においてかかる契約を締結する事業者も含む。）をいう。
- (7) 「カード会員」とは、カード会社及びカード会社が日本国内・国外で現在及び将来提携する会社、組織のカード会員をいう。
- (8) 「加盟店契約」とは、甲が、自ら又は乙を代理人として決済事業者との間で締結し、又は締結しようとする加盟店契約（加盟店契約に付随する覚書や特約等を含む。）をいう。
- (9) 「ショップ」とは、甲が、本サービスを利用して取扱商品を顧客に対して販売又は提供することを目的として運営するインターネット上のサイトをいう。
- (10) 「コンビニ決済事業者」とは、乙又は乙の委託する事業者（再委託先を含む。）との間で、コンビニ収納事務に関する契約を締結している事業者（将来においてかかる契約を締結する事業者も含む。）をいう。
- (11) 「銀行振込決済事業者」とは、乙又は乙の委託する事業者（再委託先を含む。）との間で、銀行振込決済に係る代理受領等に関する契約を締結している事業者（将来においてかかる契約を締結する事業者も含む。）をいう。
- (12) 「ペイジー決済事業者」とは、乙又は乙の委託する事業者（再委託先を含む。）との間で、ペイジー決済に係る代理受領等に関する契約を締結している事業者（将来においてかかる契約を締結する事業者も含む。）をいう。
- (13) 「電子決済事業者」とは、乙との間にクレジットカード決済サービス、コンビニ決済サービス、銀行振込決済サービス、ペイジー決済サービス以外の支払手段（電子マネー等）による決済に係る契約を締結している事業者（将来においてかかる契約を締結する事業者も含む。）をいう。
- (14) 「決済事業者」とは、カード会社、カード決済事業者、コンビニ決済事業者、ペイジー決済事業者、及び電子決済事業者等の総称をいう。
- (15) 「本覚書」とは、本規約に付属する「代金収納代行サービス利用規約覚書」

をいう。

- (16) 「本収納代行手数料等」とは、第9条及び本覚書の規定に従って、甲が乙に対して支払うべき一切の手数料等をいう。
- (17) 「法令」とは、日本及び外国において適用のある全ての条約、法律、政令、通達、規則、命令及び条例（関連するガイドラインを含む。）をいう。

第2条（目的）

本契約は、乙が甲に対して本サービスを提供し、甲がこれを利用することを目的とする。

第3条（利用申請）

1. 甲は、本規約に同意の上、乙所定の方法により、乙所定の事項を届け出た上で、本サービスの利用を申請するものとする。
2. 甲は、以下の各事項が真実かつ正確であることを表明し、保証するものとする。
 - (1) 適用法令上、本契約を締結し、これに基づく権利を行使し、義務を履行する権利能力及び行為能力を有すること
 - (2) 本契約を締結し、これに基づく権利を行使し、義務を履行するために、法令及び定款その他の社内規則に基づき要求される内部手続を適法かつ適正に完了していること
 - (3) 本契約を締結し又はこれに基づく権利を行使し、若しくは義務を履行することは、適用のある一切の法令、甲の定款その他の社内規則に抵触せず、甲を当事者とする契約の違反又は債務不履行事由とはならないこと
 - (4) 本契約は、これを締結した甲につき適法、有効かつ拘束力のある契約であること
 - (5) 甲は現在債務超過ではなく、甲が本契約を締結することは、詐害行為取消の対象とはならず、本契約について詐害行為取消その他の異議を主張する第三者は存在しないこと
 - (6) 甲が、本契約の締結にあたって、乙及び決済事業者等に提供した情報は、重要な点において正確であり、かつ、重要な情報は全て提供されていること

第4条（各決済サービスの利用申し込み）

1. 甲は、第1条第1号に掲げる決済サービスのうち、甲が利用を希望する決済サービスにつき、乙所定の方法により、あらかじめ申し込みを行い、乙（必要に応じ、決済事業者を含む）の承認を得るものとする。
2. 乙は、前項の申し込みに対する承認又は不承認の理由について甲に開示する義務を負わず、また、甲は乙の承認又は不承認の決定について一切異議を述べないものとする。
3. 乙は、第1項の承認に基づき、乙が甲に対して提供する各決済サービスに関する以下の各号の事項その他本サービスの提供に係る所定の事項を、乙所定の方式により別途指定するものとする。
 - (1) クレジットカード決済サービスにおいて利用可能なクレジットカードのブランド及びカード会社
 - (2) コンビニ決済サービスにおいて利用可能なコンビニエンスストアチェーン
 - (3) 銀行振込決済サービスにおいて利用可能な金融機関
 - (4) ペイジー決済サービスにおいて利用可能な金融機関
 - (5) 電子決済サービスにおいて利用可能な電子決済事業者
4. 乙は、乙が甲による各決済サービスの利用を許諾する日として甲に対し通知する日から、甲に対し各決済サービスを提供するものとする。
5. 第1条第1号に掲げる決済サービスについては、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める別紙の規定が適用されるものとする。
 - (1) クレジットカード決済サービス 別紙1

- (2) コンビニ決済サービス 別紙 2
 - (3) 銀行振込決済サービス 別紙 3
 - (4) ペイジー決済サービス 別紙 4
 - (5) 電子決済サービス 別紙 5
6. 前項の規定に基づき甲に適用される別紙は、本規約の一部を構成するものとし、別紙が本規約と抵触する場合には、別紙が優先するものとする。

第5条（第三者への委託）

乙は、本サービスの提供に必要な業務の一部を、乙の責任において第三者に委託できるものとする。

第6条（取扱商品）

1. 甲は、甲が乙所定の方式により乙所定の期日までにあらかじめ乙に届け出た取扱商品に限って、販売又は提供できるものとする。
2. 甲は、取扱商品の販売又は提供条件を含む取扱商品に関し甲が顧客に表示する内容に基づき、瑕疵又は契約不適合のない取扱商品を販売又は提供しなければならないものとする。
3. 甲は、顧客から販売又は提供の申込を受け付けた取扱商品を、申込受付後、速やかに、乙が認めた方法により発送又は提供するものとする。
4. 甲は、取扱商品の発送又は提供が顧客に表示した時期に行えない場合（時期を表示しない場合には直ちに行えない場合）、又はその遅延することが判明した場合には、速やかに顧客に対し発送時期又は提供時期を書面又は電子メールにより通知するものとする。また、取扱商品を複数回にわたり引渡し又は提供する場合において、引渡し又は提供が困難となった場合、直ちにその旨を乙及び顧客に通知するものとする。
5. 甲は、顧客が取扱商品の発送先として郵便局内私書箱・私設私書箱等、取扱商品の受領確認が不明確となるおそれのある住所を指定した場合は、当該住所に取扱商品を発送しないものとし、顧客にその旨を連絡するものとする。
6. 甲がソフトウェア等のダウンロード販売を行う場合は、乙が認めた方法により顧客が取扱商品をダウンロード可能な状態となったことをもって取扱商品の発送とみなすものとする。
7. 甲は、販売にあたり許認可・届出が必要な取扱商品を取扱う場合は、乙所定の期日までにあらかじめ乙にこれを証明する書類を提出し、事前に乙及び必要に応じて決済事業者の承認を得なければならないものとする。
8. 甲は前項の許認可・届出が効力を失った場合は、直ちに乙に対しその旨通知するものとし、当該取扱商品の取扱を中止しなければならないものとする。
9. 甲は、次の各号に該当する商品等を販売又は提供してはならないものとする。
 - (1) 覚せい剤、麻薬、向精神薬、大麻、あへん、毒物、劇物
 - (2) 銃砲、刀剣類、武器、火薬類、化学兵器、毒性物質、サリン
 - (3) わいせつ物、ポルノ、児童ポルノ、アダルトグッズ、ヌード写真、アダルトビデオ、アダルトゲーム、ブルセラ
 - (4) 売春、児童売春
 - (5) 賭博、富くじ、通常人の射幸心をあおるもの
 - (6) 無限連鎖講、マルチ商法
 - (7) 偽造された通貨、有価証券、公正証書（免許証、旅券などを含む。）、文書、電磁的記録
 - (8) 窃盗、強盗、詐欺、恐喝、横領、背任その他の犯罪により入手した商品等
 - (9) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、肖像権、プライバシーその他の他人の財産又は権利を侵害する商品等
 - (10) コンピューターウィルスを含むソフトウェア
 - (11) 人体及び人体の一部

- (12) 個人情報、営業秘密その他一般に公開されていない情報
 - (13) 犯罪その他の法令違反行為を惹起するおそれがあるもの
 - (14) その他取引することが法令に違反する商品等
 - (15) 商品券・プリペイドカード・印紙・切手・回数券その他の有価証券・金地金（但し、個別に乙及び決済事業者の承認を得た場合を除く。）
 - (16) 生き物（但し、個別に乙及び決済事業者の承認を得た場合を除く）
 - (17) 通常人に嫌悪感をおぼえさせるもの
 - (18) 生命又は身体に危険を及ぼすおそれがあるもの
 - (19) 事実誤認を生じさせるもの又は虚偽であるもの
 - (20) 甲が自ら提供するコンピューターゲーム以外のコンピューターゲーム内において使用するアイテム等のデジタルコンテンツ
 - (21) 乙又は決済事業者のイメージを低下させるもの（販売行為又は提供の方法が乙又は決済事業者のイメージを低下させる場合を含む）
 - (22) 公序良俗に反するもの
 - (23) 本サービスにおける取り扱いを制限する商品等として、乙が本サービスのウェブサイト上で随時指定する商品等
 - (24) その他乙又は決済事業者が不相当と判断した商品等
10. 甲は、取扱商品の種別その他乙及び決済事業者に届け出た事項を変更しようとする場合は、乙又は決済事業者所定の書類に変更事項及び変更予定日等を記入の上、変更予定日の 30 日前までに乙及び乙を通じて決済事業者に提出するものとする。なお、甲から変更の届出がなされていない場合でも、乙が適法かつ適正な方法により取得した情報により、甲の届出事項について変更があると合理的に判断した場合には、当該変更に係る届出があったものとして扱うことがあり、甲は当該取扱いに異議を述べず、また、当該取扱いをすべきと主張することはしないものとする。

第7条（取扱商品の販売・提供の体制）

1. 甲は、顧客に対し取扱商品の購入の申込・承諾の仕組みを説明し、顧客が取扱商品の販売又は提供に係る契約等の成立時期を明確に認識できる措置を講じなければならないものとする。
2. 甲は、顧客による取引に関する情報の二重送信や誤入力が生じないよう、確認画面を表示するなど誤操作の防止措置を講じなければならないものとする。
3. 甲は、顧客との紛議、システム障害によるトラブル等、予想されるトラブルにつき、一方的に顧客が不利にならないよう配慮するものとし、甲が責任をとり得ない範囲について顧客が理解できるようショップ内に明記しなければならないものとする。
4. 甲は、取扱商品の発送・提供及びアフターサービスの体制を整備しなければならないものとする。
5. 甲は、取扱商品の販売又は提供に係る契約等が成立した時から乙の定める一定の期間、取扱商品の返品・交換を受け付けるものとし、ショップ内にその旨を明記しなければならないものとする。但し、デジタルコンテンツ等、ショップにおいてあらかじめ取扱商品の特性に鑑みて返品・交換を受け付けない旨を明記した場合はこの限りではない。また、甲が取扱商品の返品を受け付けることが不相当と乙が判断した場合、甲は取扱商品の返品を受け付けてはならないものとする。
6. 甲は、顧客に対して、以下の事項を甲のショップ又は他のメディアで明示するよう努力するものとする。
 - (1) 顧客は、極力成人とすること、及び架空名義、匿名等本人以外の名義による申込みを禁止すること
 - (2) 顧客から取得する個人情報の利用目的並びに適切な安全管理を実施する旨
7. 甲は、本条に定める事項のほか、特定商取引に関する法律その他適用のある法令を遵守するものとし、また、社団法人日本通信販売協会が定める返品及び広告に関する自主基準を尊重するものとする。
8. 甲は、公的機関から命令、指導等がなされた場合は、当該命令、指導等を遵守する

- ものとする。
9. 甲は、本サービスの提供を受けるための手続きについては、乙及び決済事業者の指示に従うものとする。
 10. 甲は、販売の方法、申込受付方法、課金形態等に変更が生じた場合には、あらかじめ乙に届出るものとし、乙が必要と認めた場合は別途書面による変更手続を行うものとする。

第8条（特定の商品等の販売方法）

1. 甲は、ソフトウェアのダウンロード販売等、商品等の配送を伴わない商品等を取扱う場合は、予め決済手段の不正使用防止策を講じた上で事前に乙に申し出、乙及び決済事業者の認めた運用方法により販売又は提供を行わなければならないものとする。
2. 甲は、代金等をサービス・役務の提供を受けるよりも前払いする方式のサービス・役務の提供をカード決済サービスにおいて取扱うことはできないものとする。但し、乙及び乙を通じてカード会社が個別に認めた場合はこの限りではない。
3. 前項但書により、乙及びカード会社が個別に前払い方式を認めた場合、顧客がサービス・役務提供の契約期間中に中途解約の請求を申し出たとき、及び未經過料金の返金を申し出たときは、甲は、これに応じるものとし、乙及びカード会社に一切迷惑をかけないものとする。

第9条（本収納代行手数料等）

甲は、本覚書記載の各決済方法毎の収納代行手数料その他手数料等を負担する。

第10条（禁止事項）

1. 甲は、本サービスを利用するにあたり、次の行為を行わないものとする。
 - (1) 禁止される取扱商品の販売又は提供その他本規約に違反する取扱商品の販売又は提供行為
 - (2) 詐欺等の犯罪に結びつく行為。
 - (3) 政治団体、宗教団体その他の団体への加入を勧誘し、又は寄付を求める行為。
 - (4) 虚偽又は不当な表示をなす行為。
 - (5) 乙又は第三者のプライバシー、名誉、信用、財産を毀損若しくはイメージを低下させ、又はそのおそれがある行為。
 - (6) 乙又は第三者の特許権、商標権、著作権等の知的財産権、その他の人格的又は財産的権利を侵害し又は侵害する恐れのある行為。
 - (7) 不公正な取引方法により乙又は第三者の営業を妨害する行為。
 - (8) 乙又は第三者に不利益を与える行為。
 - (9) 本サービスにより利用しうる情報を改ざんする行為
 - (10) 本サービスを本契約に定める商品代金等の回収又は収納以外の目的に使用する行為
 - (11) 本サービスを取扱商品の販売又は提供を伴わない送金のために使用する行為
 - (12) 有害なコンピュータ・プログラムなどを乙のシステム又は第三者（顧客を含む、本条において以下同様とする。）のコンピュータに送信又は書き込む行為
 - (13) 架空取引、第三者に成りすまし本サービスを利用する行為、及び甲に成りすまして本サービスを利用させる行為
 - (14) 乙、決済事業者、カード会社その他第三者の設備等、又は乙及び決済事業者による本サービス用設備の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
 - (15) 本契約の規定に反する行為
 - (16) その他法令に違反し又は違反するおそれのある行為
 - (17) 乙が本サービスの利用を事前に許可したショップ以外で本サービスを利用す

る行為

(18) その他乙又は決済事業者が不相当と判断した行為

2. 乙は、甲が前項各号に該当する行為を行い、若しくは行うおそれがあると判断した場合、又は、決済事業者が甲の行う販売が不相当であると判断した場合、甲に対し、取扱商品の全部若しくは一部の販売・提供の停止等の是正措置を求めることができるものとし、甲はこれに異議なく従うものとする。

第11条（規則の遵守）

乙は、本サービスの円滑かつ適正な提供又は本サービスの利用に係る甲の取扱商品の販売若しくは提供の適正を確保するために必要かつ合理的な範囲で、細目的事項に関し、規則を定め又は指定をして（以下「本規則等」という。）、これを甲に通知することができる。甲は、乙から本規則等の通知を受けた場合には、これを遵守するものとする。

第12条（本サービスの利用に伴う技術的業務）

1. 甲は、甲のコンピュータその他本サービスの利用のために甲が使用するコンピュータシステム（以下「甲のシステム」という。）についての技術的な業務（以下「甲のシステム管理業務」という。）が適切に遂行されるように、甲のシステム管理業務を担当する役職員（以下「甲のシステム担当者」という。）を選定して乙が別途指定する方法によって乙に通知するとともに、甲のシステム担当者に対し、乙が別に定める内容及び乙から第3項に基づいて提供を受けた情報を正確に認識させることを含め、十分な教育及び訓練を行うものとする。
2. 甲は、甲のシステム担当者の氏名、所属部署及び連絡先電話番号、電子メールアドレス等の全部又は一部の変更を行おうとする場合には、当該変更内容を事前に乙に通知するものとする。
3. 乙は、甲のシステム管理業務が甲において適切に遂行されるために必要又は有用な技術情報を有する場合、マニュアルの提供その他乙が適当と認める方法により、当該技術情報を甲に提供することができる。甲は乙から提供を受けた技術情報に従って甲のシステム管理業務を行う。

第13条（ID及びパスワードの管理等）

1. 甲は、乙から提供を受けたID又はパスワードの漏洩、紛失、毀損等の事故が生じないように厳重に管理するものとする。甲は、当該提供を受けた後遅滞なく、乙所定の方法により当該パスワードを変更し、当該変更後のパスワードについても適宜の時期に任意に変更して、同一パスワードを90日を超えて使用してはならないものとする。
2. 甲は、前項のID又はパスワード（甲による変更後のものを含む。以下本項及び次項において同じ。）が正当な権限なく使用されたことを認識した場合には直ちに、その旨を乙へ通知する。乙は、当該通知を受けた場合には直ちに、当該ID又はパスワードを無効化するものとする。
3. 第1項のID又はパスワードが正当な権限なく使用されたことによって甲に生じた損害については、乙は一切責任を負わない。
4. 甲は、ID及びパスワードの利用、管理、紛失、盗難等に関して乙又は決済事業者の指示があった場合、当該指示に従うものとする。

第14条（本サービスの停止又は中断について）

1. 乙は、以下の場合に該当する場合は、本サービスの一部又は全部の提供を停止することができるものとする。
 - (1) 乙又は決済事業者等によるシステムの定期的な点検・補修を行う場合
 - (2) 乙又は決済事業者等がシステムの適正な運用のため必要と認めた場合
 - (3) 乙又は決済事業者等のシステムによって甲のサーバー運用に支障が生じる、又は支障が生じるおそれがある場合

- (4) 乙又は決済事業者等のサービスに使用する通信回線が輻輳又は使用不能な場合
2. 乙が前項に基づき本サービスの停止を行う場合には、あらかじめ、その理由、実施期日及び期間を甲に通知するものとする。
3. 乙は、以下の各号のいずれか一つに該当する事由が生じた場合、事前の通知なく、甲に対する本サービスの一部又は全部の提供を停止することができるものとする。
 - (1) 甲が本契約に違反した場合
 - (2) 甲について第34条の解除原因のいずれか一つが生じた場合
 - (3) 甲が自己の事業の全部又は重要な一部について、事前に乙から書面による同意を得ることなく、事業譲渡又は会社分割を決定した場合
 - (4) 甲が3ヶ月以上の間本サービスを利用していない場合
4. 乙は、乙が決済事業者から、理由のいかんを問わず当該決済事業者が取り扱う決済方法に関する本サービスの甲への提供を停止するよう要請を受けた場合、事前に甲に通知した上で、本サービスのうち当該決済事業者の取り扱う決済方法に関する部分の提供を停止することができるものとする。
5. 前各項の定めにかかわらず、緊急やむを得ない場合は、各事前通知に代えて事後直ちに通知することで足りるものとする。
6. 乙は、本条に基づく本サービスの提供の停止によって甲又は顧客その他の第三者が被った損害、及び、本サービスにおける甲若しくは顧客と乙間の伝送に用いる第三者の回線又は甲の機器等に起因する通信不良、遅延、誤送等の本サービスの運営障害その他乙の責めに帰すべからざる事由に基づき本サービスが提供できなかったことにより甲又は顧客その他の第三者が被った損害について、一切の責任を負わないものとする。

第15条（甲への代理権等の不授与）

乙は、甲に対し、本契約によって、何らかの代理権又は乙の商号、商標、ロゴマークその他乙の営業表示を使用する権限を授与するものではない。甲は、乙から別途承認された場合を除き、乙の代理店である旨その他乙から何らかの代理権を授与されていると認識されるおそれのある表示を第三者に示してはならず、且つ甲が使用しているウェブサイトにて乙の商号、商標、ロゴマークその他乙の営業表示を表示してはならない。

第16条（乙による商品代金の代理受領）

1. 乙は、甲の代理人として本代金を受領（以下「代理受領」という。）するものとし、甲は、乙に対してかかる代理受領権を授与するものとする。
2. 乙は、必要に応じて、乙の指定する第三者に対して、代理受領を再委託することができるものとし、この場合、乙は、前項により甲から授与された代理権に基づく代理受領に係る復代理権を当該第三者に授与することができるものとする。
3. 甲は、本契約の有効期間中、第1項の代理受領権の授与の全部又は一部を撤回することができないものとする。
4. 乙は、決済事業者から受領した本代金を本覚書に従って甲に支払う。
5. 前項の規定にかかわらず、乙は、以下の各号に該当した場合には、前項の規定に基づく甲への本代金の支払を留保することができるものとする。
 - (1) 甲と顧客との取扱商品の販売又は提供に係る契約が解除され、取消され、若しくは無効となったとき、又は甲が顧客からの商品等の返品の申し出を受けたとき
 - (2) 甲の提出する取扱商品の販売又は提供に関する情報に不実の記載があったとき
 - (3) 決済手段の名義人以外の者又は決済手段の利用資格を有しない者（利用停止中の者を含む。）が決済手段を利用したとき
 - (4) 顧客が取扱商品の販売又は提供に係る契約に関し、決済手段の利用覚え無し、金額相違等の異義を申し出たとき

- (5) 甲が取扱商品の販売又は提供に係る契約の取引記録及び文書を保管していなかったとき、及び当該記録に基づく取引に関わる書類の提出に応じられなかったとき
 - (6) 甲の責めに帰すべき事由のある場合において、決済事業者が顧客より本代金の支払拒絶・支払留保等の申出を受けたとき
 - (7) 第34条第1項各号に定める事由の発生したとき
 - (8) 甲が本契約又は加盟店契約に違反したとき
 - (9) その他乙又は決済事業者が不相当と判断したとき
6. 甲は、乙又は決済事業者が調査の必要があると認めた場合、乙又は決済事業者がその調査が完了するまで本代金に対する支払いを留保できることを承認するものとする。
 7. 甲は、決済事業者が支払いを留保した場合又は決済事業者が当該留保のおそれがあると乙に通知した場合、乙も支払を留保することができることを承認するものとする。
 8. 乙が第5項ないし前項に基づいて本代金の支払を留保した場合でも、利息は付さないものとする。
 9. 甲と顧客との取扱商品の販売又は提供に係る契約が解除され、取消され、若しくは無効となったとき等、乙が本代金の代理受領を撤回することが適当と認めるときは、乙は本代金を顧客に返金することができるものとし、甲は当該返金について一切異議を唱えないものとする。
 10. 第5項ないし前項に基づく支払留保又は返金の場合においても、甲は、当該留保又は返金に係る取扱商品の販売又は提供について乙が既に提供したサービスに係る本収納代行手数料等の負担及び支払を免れず、乙は受領又は相殺済みの本収納代行手数料等を甲に返還する義務を負わないものとする。

第17条（本代金の返還）

前条第5項各号に該当する場合において、受領した本代金が甲に支払済みのときは、乙は、甲に対して当該本代金の返還を請求し、又は、乙が次回以降の甲に対して支払う本代金から当該本代金相当金額を相殺できるものとする。乙から要求があった場合、又は支払金が相殺するに足りない場合には、甲は即座に乙に対し返還すべき金額を支払わなければならないものとする。返還又は相殺された当該本代金の取扱いについては、前条第9項及び第10項に従うものとする。

第18条（安全化措置等）

1. 甲は、顧客のクレジットカード番号、有効期限等のクレジットカードに関する情報及び顧客の個人情報並びに取引情報（以下、あわせて「個人情報等」という。）並びにシステムを第三者に閲覧・改ざん・破壊されないための措置を予め講じるものとする。
2. 甲は、個人情報等を自ら保持する場合、又は顧客からインターネット等の通信回線を通じて入手する場合、乙及び決済事業者が予め認めた方法により安全化措置を施すものとする。乙及び決済事業者が予め認めた方法による場合であっても、乙及び決済事業者が改善を申し出た場合には、改善措置を講ずるものとする。但し、乙及び決済事業者は、安全化措置又は改善措置を講じても、暗号が解読された等の危害が生じた場合の責を負うものではないものとする。なお、これに起因して乙、決済事業者又は顧客に損害を与えた場合には、甲はその一切の損害（クレジットカード再発行費用、不正使用のモニタリング及び顧客対応等の業務運営に係る費用、クレジットカードの不正使用による損害額、当該事故に関する損害賠償・違約金・制裁金等（クレジットカードブランド等より課される損害賠償・違約金・制裁金・弁護士費用等を含む一切の損害金をいう。以下同じ。）を含むが、これらに限られない。）を賠償する責任を負うものとする。
3. 甲は、甲が保持する個人情報等の漏洩などにより、顧客その他の第三者との間で紛

議が生じた場合は、甲の責任と負担において解決するものとし、乙及び決済事業者
に一切迷惑をかけないものとする。

第 19 条（差別的取扱の禁止）

甲は、各決済サービスを利用して本代金を支払うことを申し込んだ顧客に対し、正当な理由なく申込を拒絶したり、他の支払方法を要求したり、他の支払方法と異なる本代金を要求する等、当該顧客に不利となる差別的取扱や本サービスの円滑な使用を妨げる何らの制限も行ってはならないものとする。

第 20 条（甲に対する調査等）

1. 甲は、乙又は決済事業者からショップ等の情報、資料等の提供を求められた場合、これに応じなければならないものとする。
2. 乙は、甲が本規約に違反しているおそれがあると判断した場合、又はその事実が判明した場合、甲の事業所内に立ち入り、甲の本規約の遵守状況を確認することができるものとする。
3. 甲は、決済事業者と乙との間の契約に定める事項について、決済事業者から甲に対して調査の協力を求められた場合には、その求めに速やかに応じなければならないものとする。
4. 甲は、乙又は決済事業者から決済サービスの不正利用の防止に関する協力を求められた場合、これに応じなければならないものとする。

第 21 条（監査）

1. 乙又は決済事業者は、甲に対して、甲の加盟店契約の遵守状況、甲の運営状況、実態、業務の実施状況等について適宜報告を求めることができる。この場合、甲は乙及び決済事業者に対して、直ちに報告を行うものとする。
2. 乙又は決済事業者は、甲に対して、甲のセキュリティ管理体制及びシステム品質管理について適宜報告を求めることができると共に、乙と本決済事業者が協議のうえ、甲に対して、実地監査を行うことができる。
3. 前二項に基づく乙又は決済事業者の調査の結果、甲に対して本サービスを利用させる上で問題が生じている旨乙又は決済事業者が判断した場合には、乙及び決済事業者は甲に対し、必要な是正を行うよう求めることができる。この場合、甲が相当期間内に乙又は決済事業者が求めた是正を行わないか、又は甲において講じた是正が不十分である旨乙又は決済事業者が判断した場合には、乙は、本契約を直ちに解除することができるものとする。

第 22 条（販売の取消等）

甲は、顧客との取扱商品の販売又は提供に係る契約を取消し若しくは解除したとき又は無効であることが判明したときは、乙所定の方法により遅滞なく速やかに乙及び乙を通じて決済事業者に対して通知のうえ、乙及び決済事業者所定の手続きをとるものとする。

第 23 条（遅延損害金）

甲は、本契約に基づき、甲が乙に支払うべき金銭の乙への支払いを遅延した場合は、乙の定める方法により、乙に対し、支払期日の翌日より年 14.6 パーセントの割合による遅延損害金（年 365 日の日割計算により、1 円未満は切り捨てる。）を支払うものとする。

第 24 条（記録の保管）

甲は、顧客との取扱商品の販売又は提供に係る契約及び売上情報を記録し、商品発送簿を整備し、荷受伝票等運送の受託の証明書又はデータその他乙及び決済事業者が必要とする資料を 7 年間保管し、乙又は決済事業者の要請があるときはいつでも提示するも

のとする。

第 25 条（通知）

1. 相手方に対する通知は、あらかじめ相手方が届け出た宛先に郵便、ファックス又は e-mail にて送付又は送信することによって行うものとする。郵便による場合には投函後 2 日後に、ファックス及び e-mail による場合には到達時又は到達を確認するメッセージ受信時に通知されたものとする。
2. 甲は、氏名、商号、所在地、取扱商品その他乙に提出した必要書類に記載された事項に変更があった場合には、速やかにその旨を乙へ通知するものとする。ただし、ショップの URL 若しくはメールアドレスを変更する場合又は広告を大幅に変更する場合、その他乙又は決済事業者が別途定める場合には、乙所定の方法により事前に乙に通知の上、乙の承諾を得るものとする。
3. 甲が前項の通知を行わなかったことにより、乙又は決済事業者から甲に対する通知、送付書類、その他の書類等が延着し、又は到達しなかった場合には、通常到達すべきときに甲に到達したものとみなすものとし、これにより甲に損害が発生した場合も乙は一切責任を負わないものとする。

第 26 条（地位の譲渡の禁止）

1. 甲は、加盟店契約の定めにかかわらず、加盟店契約又は本契約上の地位を第三者に譲渡できないものとする。
2. 甲は、本サービスに関して有する自己の決済事業者に対する債権について、譲渡、質入れ、担保提供その他の処分を行ってはならないものとする。
3. 合併等により甲から本契約上の地位を包括承継した者は、承継した日から 20 日以内に乙所定の届出を行うものとする。

第 27 条（営業秘密等の守秘義務等）

1. 甲及び乙は、加盟店契約又は本契約の履行上知り得た相手方又は決済事業者の技術上又は営業上その他の秘密（以下「営業秘密等」という。）を、相手方又は決済事業者の書面による事前の同意を得ることなく、第三者に提供・開示・漏洩せず、加盟店契約又は本契約に定める業務目的以外の目的に利用しないものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当することを、開示を受けた当事者が証明することのできる情報は、営業秘密等には含まれないものとする。
 - (1) 開示の時点ですでに公知の情報、又はその後開示を受けた当事者の責によらずして公知となった情報
 - (2) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
 - (3) 開示の時点ですでに開示を受けた当事者が保有している情報
 - (4) 開示を受けた当事者が、開示された情報によらずして独自に開発した情報
 - (5) 開示した当事者が、第三者に対し秘密保持義務を課すことなく開示した情報
3. 乙は、次の各号の一に該当する場合には営業秘密等を第三者に開示できるものとする。
 - (1) 本サービスにおける通常の取引の処理又はサービスの維持に用いる場合
 - (2) 本契約上許容される自己の業務の委託に必要不可欠な範囲で当該委託に係る委託先に開示し又は提供する場合
 - (3) 顧客の同一性確認（本人確認）のために用いる場合
 - (4) 紛争の解決のために用いる場合
 - (5) 法令又は政府当局若しくは裁判所の命令に従うために開示する場合
 - (6) 甲を特定しない形で統計的データを開示する場合
4. 第 1 項の営業秘密等には、相手方、決済事業者又は甲の販売若しくは提供する商品の買主に関する情報、本サービスの利用に係る商品の販売又は提供に関する情報及び甲のシステムに関する情報、及び決済事業者より甲又は乙宛に提供する事務連絡

票の情報等が含まれるものとする。ただし、乙又は決済事業者は決済データの一部を収集・解析し、第三者から依頼を受けた広告のネットワーク配信の目的のために利用することができるものとし、甲は予めこれに同意する。

5. 甲及び乙は、営業秘密等を善良な管理者の注意義務をもって秘密として厳重に管理するものとする。また、営業秘密等を滅失・毀損・漏洩等することがないように必要な措置を講ずるものとし、各々、自ら支配が可能な範囲において当該情報の滅失・毀損・漏洩等に関し責任を負うものとする。かかる措置には、少なくとも以下の各号に掲げるものが含まれる。
 - (1) 営業秘密等を取り扱わせる自己の役員若しくは従業員又は派遣労働者（以下「役職員」と総称する。）を必要最小限の者に限ること。
 - (2) 営業秘密等を取り扱わせる役職員のうち自己の役員及び従業員についてはその退職後も継続する機密保持義務、利用目的制限、返還義務等の義務を適切に課し、派遣労働者については同様の義務を課すことを派遣元に義務づけた上で、教育訓練を施すなど当該役職員に対する必要且つ適切な監督を行う。
6. 甲及び乙は、各自、相手方の同意を得て又は第3項第2号に基づき営業秘密等を第三者に開示する場合、当該第三者に本条に基づく自己の義務と同等の義務をあらかじめ課すものとする。
7. 甲は、乙又は決済事業者の営業秘密等が漏洩又は改ざんされた場合又はそのおそれがある場合、その旨を乙に通知し、その指示に従わなければならないものとする。
8. 甲及び乙は、営業秘密等をその責任において万全に保管するものとし、相手方若しくは決済事業者から請求を受けた場合又は加盟店契約若しくは本契約が終了した場合に相手方若しくは決済事業者の指示があるときは、その指示内容に従い返却又は廃棄するものとする。
9. 本条の定めは加盟店契約又は本契約終了後も有効とする。

第28条（競業の禁止）

甲は、本契約の有効期間中、事前に乙から書面による同意を得た場合を除き、本サービスと同一又は類似のサービスを自ら開発若しくは提供し又は子会社若しくは関連会社その他自己ないし自己と共通の支配下にある第三者に開発若しくは提供させてはならない。

第29条（紛議の解決）

1. 甲は、顧客からの苦情、問い合わせ等に対する窓口を設置し、苦情、問い合わせ等に対し速やかな対応を行わなければならないものとする。
2. 乙又は決済事業者が顧客より甲の取扱商品に関して苦情を受けた場合、甲は、乙又は決済事業者の指示に従い、直ちにその解決のために必要な措置を講じるものとする。
3. 甲は、甲が販売した取扱商品の品質不良、瑕疵、数量過不足、品違い、未着、運搬中の破損又は汚損等による交換、返品、引渡し若しくは提供の遅延、代金の額若しくはその支払、その他加盟店契約又は本契約により販売した取扱商品、広告上の解釈、又は通信上の過程その他の一切の事由に係わり発生した顧客との紛議については、直ちに乙にその内容を通知するとともに、甲の責任と費用負担において遅滞なく解決するものとし、これにより発生した乙又は決済事業者の損害及び費用の一切を甲が直ちに補償するものとする。

第30条（契約期間等）

1. 本契約の有効期間は、本契約成立の日から1ヶ年とし、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙の書面による本契約を更新しない旨の意思表示がないときはさらに1ヶ年間延長するものとし、以降も同様とする（但し、加盟店契約において別途の定めがある場合には、加盟店契約の有効期間については加盟店契約の定めに従う）。
2. 甲又は乙は、加盟店契約又は本契約を中途解約するときは、書面により3ヶ月前ま

でに相手方に通知するものとする（但し、加盟店契約において別途の定めがある場合には、加盟店契約の解約については加盟店契約の定めに従う）。

3. 甲と乙との間の本契約が終了したときは、加盟店契約を含む一切の契約は当然に終了するものとする。

第31条（本規約の変更）

1. 乙は、本規約を変更する必要がある場合、変更内容を事前に甲に通知（電磁的方法による通知を含む。）した上で、甲からその都度の承諾を得ることなく、本規約の内容を変更することができるものとする。本規約の変更後は、変更後の本規約の内容が適用されるものとする。なお、甲は、いつでも本規約の最新バージョンを本サービスのウェブサイトより、閲覧することができるものとする。
2. 甲は、前項の通知を受けた場合には、1ヶ月以上事前に乙へ書面によって予告することによって本契約を解約することができるものとする。但し、当該通知を受けた日から当該予告を発することなく10日が経過した場合は、この限りでない。
3. 乙は、前項に基づく解約によって甲に生じた損害について一切責任を負わないものとする。

第32条（反社会的勢力の排除等）

1. 甲は、甲、甲の親会社及び子会社等の関係会社、その役員又は従業員が以下の各号のいずれにも該当しないこと、及び将来にわたってもこれに該当しないことを、乙に対し表明・保証する。
 - (1) 暴力団、暴力団構成員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる集団又は個人（以下「反社会的勢力」という。）であること、又は反社会的勢力であったこと
 - (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (6) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - (7) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結すること
2. 甲は、自ら又は第三者を利用して以下の各号のいずれかに該当する行為を一切行わないことを確約する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 脅迫的な言動をすること、若しくは暴力を用いること
 - (3) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて乙若しくは決済事業者の業務を妨害し、又は名誉・信用を棄損すること
 - (4) 法的責任を超えた不当な要求をすること
 - (5) 合理的な理由なく、顧客が保有するクレジットカード等を使用する信用販売
 - (6) 前各号に準ずる行為を行うこと
3. 甲は、故意過失を問わず、前各項の表明保証又は確約に違反した場合には、乙は直ちに本サービスの利用を停止し、また、別段の催告を要せず即時に本契約の全部又は一部を解除することができる。
4. 甲は、前各項に違反して乙又は決済事業者に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。
5. 甲は、第3項により本契約を解除されたことを理由として、相手方に対し損害の賠償を請求することができない。

6. 前二項の規定は、本契約に定める損害賠償に関する規定に優先して適用する。

第33条（損害賠償等）

1. 乙及び決済事業者は、本サービスを利用して販売又は提供される取扱商品に関する一切の事項について何らの責任を負わないものとする。
2. 乙及び決済事業者は、甲の顧客に関する一切の事項について何らの責任を負わないものとする。
3. 乙及び決済事業者は、本サービスに関して、甲、顧客その他の第三者との間で発生した一切のトラブルについて関知しないものとする。
4. 甲は法令の範囲内で本サービスを利用するものとする。本サービスの利用に関連して甲が法令に抵触した場合でも、乙及び決済事業者は一切責任を負わないものとする。
5. 甲が加盟店契約又は本契約に関連する行為又は不作為に起因して、決済事業者又は乙に対して損害を与えた場合、甲は決済事業者又は乙の被った損害を賠償するものとする。また、甲の加盟店契約又は本契約に関連する行為又は不作為に起因して、決済事業者又は乙に対する訴えその他の請求がなされた場合、これにより決済事業者又は乙の被る損失、損害及び費用を甲は決済事業者又は乙に補償するものとする。
6. 乙は、本契約に違反することにより、又は本サービスの提供に関して、甲に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとする。ただし、かかる損害賠償責任の範囲は、甲が被った直接かつ現実の損害に限られ、機会損失等の間接損害は含まれないものとし、乙は、本サービスの合理的又は回避不可能な変更や停止、又は決済処理サービスの中断又はエラーに起因する甲の損害に対しては責を負わない。また、本契約に基づく乙の甲に対する損害賠償の額は、乙の故意又は重過失による場合を除き、当該損害賠償を行う時点で過去3ヶ月間に甲が乙に支払った本収納代行手数料等（ただし、決済事業者所定の手数料を控除した額とする。）の総額を上限とする。
7. 乙と乙の委託する第三者又は決済事業者との間の決済業務に関する契約が終了したことにより、乙による一部又は全部の本サービスの提供が不可能となった場合であっても、その理由のいかんを問わず、乙による本契約の違反とみなされず、乙はそれによる責を負わないものとする。
8. 甲は、乙が、顧客からの代金等の現実の回収を約束し又は顧客による代金等の支払を保証するものではないことを確認する。本サービスに基づく決済は、決済事業者又は甲の取扱商品の顧客によって、それぞれ実行され又は拒否されるものであり、乙はこれらの実行を保証するものではない。これらの不実行又は遅滞が乙の責めに帰すべき事由による本契約の不履行に起因する場合を除き、乙は、これらの不実行又は遅滞に関して一切責任を負わない。

第34条（契約の解除）

1. 乙は、甲に次の各号の事由が生じた場合には、甲に何ら通知・催告することなく、本契約の全部又は一部（特定の決済事業者に関する加盟店契約の全部又は一部の解除を含む。）を解除することができるものとする。
 - (1) 本サービス又は決済サービスの申込みに当たり、甲の提供ないし届出した内容に虚偽の事実が含まれている場合又は重要な事実欠落があった場合
 - (2) 本契約又は加盟店契約の規定に違反した場合
 - (3) 手形又は小切手の不渡りが発生した場合その他支払停止になった場合
 - (4) 差押、仮差押、仮処分、その他の強制執行又は滞納処分の申し立てを受けた場合
 - (5) 破産、民事再生、会社更生又は特別清算の申し立てがなされた場合
 - (6) 事業の全部又は重要な一部を停止し若しくは廃止した場合、所轄官庁から営業停止を含む行政処分を受けた場合、解散決議等によって清算手続に入った場合、又は任意整理に着手した場合
 - (7) 甲の信用状態に重大な変化があったと認められた場合

- (8) 本サービスを悪用していることが判明した場合
 - (9) 甲の営業又は業態が公序良俗に反すると判断される場合
 - (10) 乙又は決済事業者の名誉・信用を毀損し、又は業務を妨害する行為をした場合
 - (11) 決済事業者以外のクレジットカード会社との契約に違反した場合
 - (12) 顧客から決済手段の不正利用がなされた旨の申告、取扱商品に関するクレームその他の苦情等、顧客との間で重要な紛議、問題が発生した場合
 - (13) 甲との連絡がとれなくなった場合
 - (14) 甲がショップを閉鎖する等ショップの運営を中止又は終了した場合
 - (15) その他乙又は決済事業者が本契約の継続を不相当と判断した場合
2. 前項に基づいて本契約の解除がなされた場合、甲は当然に期限の利益を失い、期限の利益喪失の日の翌日から支払済みに至るまで年 14.6%の割合による遅延損害金（年 365 日の日割計算により、1 円未満は切り捨てる。）を付加して支払う。
 3. 第 1 項の解除により決済事業者又は乙に損害が生じた場合には、甲は、決済事業者又は乙が被った一切の損害を賠償するものとする。また、第 1 項各号のいずれかの事態が発生した場合、第 1 項に基づき本契約を解除するか否かにかかわらず、乙又は決済事業者は、何らの通知を要することなく、当該事態発生前に生じていたか又は当該事態発生後に生じたかにかかわらず、加盟店契約若しくは本契約に基づく債務の全部若しくは一部の支払いを保留することができるものとする。この場合、決済事業者又は乙は、当該事態の発生前に生じた遅延損害金を除き、法定利息その他遅延損害金の支払義務を負わないものとする。
 4. 乙は、本条第 1 項に基づいて本契約が解除されたことにより甲に生じた損害について、一切責任を負わない

第 35 条（契約の終了に伴う措置）

1. 本契約が終了した場合、甲は、直ちに本契約を前提とした取扱商品告知、取引誘因行為を中止するものとする。
2. 本契約の終了以前に、甲が顧客から取扱商品購入の申込を受け付け、本サービスにおいて決済事業者に売上請求がなされた取引又は顧客から入金された取引については、本契約の終了後においても本契約に従って、甲及び乙はこれを履行するものとする。

第 36 条（協議事項）

1. 本契約に定める事項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上解決するものとし、本契約に定める事項を変更するときも同様とする。
2. 本契約に定めのない事項については、最新の各決済事業者の加盟店規約の定めるところに準ずるものとし、甲は加盟店として、これらをよく理解し、遵守する。
3. 乙が本契約に定める以外の決済サービスを甲に対し提供する場合は、甲乙協議の上、必要に応じて本契約に定める事項を変更するものとする。

第 37 条（準拠法）

甲及び乙との本契約及び本覚書その他本契約に関連して締結される契約に関する準拠法は、すべて日本国法が適用されるものとする。

第 38 条（合意管轄裁判所）

本契約に関して甲乙間で訴訟の必要が発生したときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

代金収納代行サービス利用規約覚書

申込者(以下「甲」という。)は、「代金収納代行サービス利用規約」(以下「原規約」という。)に基づき、株式会社DEGICA(以下「乙」という。)の提供する信用販売の種類に関して、次のとおり同意する(以下「本覚書」という。)。なお、本覚書は、原規約第 1 条第 15 号に定義されるものであり、原規約に基づく本サービス利用契約の一部を構成するものとする。

1. 原規約第 9 条に定める各手数料は、以下のとおりとする。

収納代行手数料(料率)

	料率(税別)	上限決済金額
クレジットカード		
Visa	3.60%	制限なし
Mastercard	3.60%	制限なし
JCB	3.85%	制限なし
Amex・Diners	3.85%	制限なし
コンビニエンスストア		
Seven Eleven	2.750%	300,000 円
Lawson	2.750%	300,000 円
FamilyMart	2.750%	300,000 円
Ministop	2.750%	300,000 円
Daily Yamazaki	2.750%	300,000 円
銀行		
Bank Transfer	1.400%	制限なし
PayEasy	2.750%	999,999 円
スマートフォン(物販)		
LINE Pay	3.50%	1,000,000 円
Merpay	3.50%	顧客による
PayPay	3.50%	500,000 円
スマートフォン(デジタル)		
LINE Pay	9.00%	1,000,000 円
Merpay	9.00%	顧客による
PayPay	9.00%	500,000 円
電子マネー		
Bit Cash	12.00%	200,000 円
Net Cash※	12.00%	200,000 円
Web マネー※	12.00%	999,999 円
キャリア(物販)		
docomo	6.60%	顧客による
au	6.60%	顧客による
softbank	6.60%	顧客による
キャリア(デジタル)		
docomo	15.0%	顧客による
au	15.0%	顧客による
softbank	15.0%	顧客による
Paidy		
Paidy(物販)	3.50%	顧客による
Paidy(デジタル)	9.00%	顧客による

	料率(税別)	上限決済金額
楽天ペイ		
楽天ペイ(物販)	4.40%	顧客による
楽天ペイ(デジタル)	8.40%	顧客による

Global Payment	料率(税別)	対象国
iDEAL	0.39 EUR	Netherlands
Bancontact	1.00% + 0.20 EUR	Belgium
BLIK	2.00% + 0.10EUR	Poland
Giropay	1.30% + 0.25EUR	Germany
EPS	1.30% + 0.25EUR	Austria
Multibanco	2.00%	Portugal
MyBank	1.40% + 0.25 EUR	Italy
Paysafecard	10.00%	EU
Przelewy24	2.20% + 0.25EUR	Poland
Alipay	2.90%+0.10 EUR	China
WeChat Pay	2.90%+0.10 EUR	China
UnionPay	2.80%	China
Dragonpay	5.50%	Philippines
Grabpay	3.30%	Singapore
eNETS	4.00% + 1.50 SGD	Singapore
Doku	2.50% + 0.45 USD	Indonesia
OVO	5.25%	Indonesia
FPX	2.50% + 0.20 USD	Malaysia
Poli	2.00%+0.15 NZD	New Zealand
Poli	2.00%+0.15 AUD	Australia

※乙から甲への提供開始時期については、別途連絡するものとする。

※上限決済金額については、甲及び顧客に通知することなく各決済事業者により変更される場合がございます。最新の情報については各決済事業者へご確認下さい。

※個別契約の場合は、管理画面にログイン後、料率のご確認をお願いします。

- 乙は、各月中に顧客が甲の対象商品の購入にあたり決済を行った合計金額から、同月中の本収納代行手数料等(消費税別途負担)を差し引いて、その残額を翌月の末日まで(金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日)に甲に支払うものとする。なお、振込手数料については、振込金額が3万円未満の場合は220円、3万円以上の場合は410円とし、甲が負担するものとする。支払先金融機関については、日本国内における円建て口座に限るものとする(乙が本代金を円以外の通貨で受領した場合には、乙所定のレートで円貨に換算するものとする)。国外口座に関しては、振込金額に関わらず、日本円送金の場合は2,500円、USD送金の場合は25USD、EUR送金の場合は25EUR、PLN送金の場合は100PLN、KRW送金の場合は30,000KRWとする(複数の通貨による振込の場合には通貨ごとに上記振込手数料を必要とする)。ただし、国外口座への振込に関しては、乙の承認を得られた場合に限るものとする。国外口座への振込に関して、甲が、乙所定の方法により、乙が本代金を受領した通貨から乙の指定する通貨(以下「指定通貨」という。)への両替を希望した場合には、両替手数料として乙指定の金額を差し引いた上で、乙所定のレートで指定通貨に換算するものとし、各決済通貨単位で振込がされるものとする。
- 前項の定めにかかわらず、乙は、甲が支払スケジュールにおいて、「毎週」を選択した場合には、各週の土曜日から金曜日(以下、「週締め期間」という。)に顧客が甲の対象商品の購入にあたり決済を行った合計金額から、週締め期間の本収納代行手数料等を差し引いて、その残額を当該

週締め期間の翌週の金曜日まで(金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日)に甲に支払うものとする。ただし、支払スケジュールが「毎月」の状態、1 度でも決済が発生した後に「毎週」に変更の依頼があった場合については、変更依頼のあった月の決済分は、前項が適用され、本項の適用は、「毎週」への変更依頼があった月の翌月 1 日から適用されるものとする。なお、振込手数料については、振込金額が 3 万円未満の場合は 220 円、3 万円以上の場合は 410 円とし、甲が負担するものとする。支払先金融機関については、日本国内における円建て口座に限るものとする(乙が本代金を円以外の通貨で受領した場合には、乙所定のレートで円貨に換算するものとする)。国外口座に関しては、振込金額に関わらず、日本円送金の場合は 2,500 円、USD 送金の場合は 25USD、EUR 送金の場合は 25EUR、PLN 送金の場合は 100PLN、KRW 送金の場合は 30,000KRW とするものとする。ただし、国外口座への振込に関しては、乙の承認を得られた場合に限るものとし、送金額が 10,000 円を下回る場合は、次回支払いと合算して支払われるものとする。国外口座への振込に関して、甲が、乙所定の方法により、乙が本代金を受領した通貨から指定通貨への両替を希望した場合には、両替手数料として乙指定の金額を差し引いた上で、乙所定のレートで指定通貨に換算するものとし、各決済通貨単位で振込がされるものとする。

4. リファンド及びチャージバックが発生(テスト実施により発生した場合も含む)した場合であっても、本収納代行手数料等は甲に返金されないものとする。
5. 甲が 3 ヶ月以上の間本サービスを利用していない場合、乙は事前の予告なく本サービスの提供を停止することができるものとする。
6. 各コンビニエンスストア、各銀行及びペイジー決済において、甲がリファンドを実施した場合については、1 リファンドにつき 300 円の手数料を甲は乙に対して支払うものとする。
7. 各コンビニエンスストア、ペイジー決済においては、顧客が 1 決済あたり 190 円の決済手数料を別途負担するものとする。
8. 乙の負担する決済事業者に対する手数料の増額その他費用の増額など、相当の事由があるときには、乙は 1 か月前までに甲に通知することにより、本覚書の内容を改訂することができる。甲が本覚書改訂後に本サービスの利用を継続したときは、甲は当該改訂内容を承諾したものとみなす。

以上

クレジットカード決済サービスに関する規定

第1章 総則

第1条（総則）

本規定は、カード会員であるところの顧客が、甲に対し、インターネットを利用して、取扱商品の購入を申込み、クレジットカードによる決済を行う取引に関し、乙が、甲の包括的な代理人として、カード会社との間で、加盟店契約の締結をすること等に関する内容について定めるものである。また、甲は、加盟店契約及び本契約に従いクレジットカードにより支払う場合の決済の取扱いを行うことに同意するとともに、乙又はカード会社が定める規定、ルール及び指示等（改定された場合は改定後のものを含む。）を遵守するものとする。

第2条（定義）

本章において、次の各号に掲げる用語は別途本章において規定される場合を除き、次の各号に定める意味を有するものとする。

- (1) 「売上情報」とは、加盟店が顧客に対し取扱商品の販売又は提供を行った事実に関する情報で、乙及び決済事業者へ提出する情報をいう。
- (2) 「売上請求」とは、顧客に対する取扱商品の販売又は提供に関する、債権譲渡代金の請求又は立替払い金の請求その他の加盟店からカード会社又は決済事業者に対して行う請求をいう。
- (3) 「信用販売代金」とは、本契約に従って成立したカード会社と甲の間の加盟店契約に基づき債権譲渡代金又は立替払い金その他のカード会社が甲に支払う（カード会社以外のカード決済事業者を通じて支払う場合を含む）代金をいう。

第3条（包括代理権）

1. 甲は、乙に対し、次の各号に定める各事項つき、乙が甲の代理人としてカード会社との間で包括的に甲を代理する権限を付与するものとする。甲は、本契約の有効期間中、当該代理権の付与を撤回することはできないものとする。
 - (1) 甲がカード会社よりクレジットカード決済サービスの提供を受けるために必要となる契約（当該契約に付帯して現在及び将来締結される契約を含む。）の締結及びこれに付随する一切の行為
 - (2) カード会社に対する届出業務
 - (3) カード会社への売上承認の依頼又は通信販売の申込
 - (4) 売上承認の取得
 - (5) 売上請求（債権譲渡又は立替払いの委託等が必要となる場合には、債権譲渡又は立替払いの委託等を含む。）及び売上請求の取消に関する業務
 - (6) カード会社（カード会社以外のカード決済事業者を通じて支払う場合を含む）からの信用販売代金の受領
 - (7) 甲のカード会社への返金に関する業務
 - (8) カード会社からの通知、送付書類等の受領及びカード会社への通知
 - (9) カード会社が顧客に対して請求するために必要な一切の手続き（対抗要件の具備を含む）を行う業務
 - (10) 上記業務に付随する一切の業務
 - (11) その他、甲及び乙で合意し、カード会社が承認した業務
2. 乙は、同一のクレジットカードのブランド（以下「カードブランド」という。）を取扱うカード会社の一部又は全部を変更又は追加することができるものとし、甲は、

カード会社の変更又は追加に際し、乙が必要とする書類その他の提出を求めた場合は、それに応ずるものとする。また、甲が同一のカードブランドのクレジットカードを取り扱う複数のカード会社のカード加盟店となった場合、当該カードブランドに関する最終仕向け先カード会社の決定は、乙の任意で行うことができるものとし、甲はその決定に異議を唱えないものとする。

第4条（加盟店の申請・承認）

1. 甲は、カード会社との加盟店契約を締結するにあたっては、以下の書面を提出することにより、カード会社に新規加盟を申請し、カード会社の書面による承認を得る必要があることから、当該事務を乙に委託し、乙に以下の書面を提出するなど必要な協力をするものとする。
 - (1) カード会社所定様式による新規加盟店申請書
 - (2) カード会社所定様式による加盟店作成の確認書
 - (3) その他加盟店審査のためカード会社が請求する資料
2. 前項の申請につき、カード会社が甲を加盟店として適当と認めた場合には、カード会社が新規加盟承認の通知を乙に対して行い、これをもって甲とカード会社との間に、カード会社所定の加盟店規約等に定める内容の加盟店契約が成立するものとする。この場合、甲は、本契約の有効期間中、当該加盟店契約を維持し、これを遵守するものとする。
3. 本条第1項の申請につき、カード会社が甲を加盟店として不適当と認めた場合には、カード会社は甲の新規加盟を拒否することがある。この場合、カード会社及び乙は甲に対し、拒否の理由を開示しない。
4. 甲は、本条第1項により乙に提出した申請書の内容に変更があった場合、乙に対して事前に書面により当該変更内容等を届け出るものとする。

第5条（加盟店の届出・承認事項）

甲は、甲が行う信用販売に関する取扱店舗、取扱商品等の種類及び内容について、カード会社に対して事前に書面により届け出の上、カード会社の承認を得る必要があるため、乙に当該事務を委託し、当該書面を提出するなど必要な協力をするものとする。また、甲は、取扱店舗、取扱商品等の種類及び内容に変更があったときは、速やかに乙に対して書面により届け出の上、カード会社の承認を得るものとする。

第6条（甲の責任）

1. 甲は、甲の責に帰すべき事由により、加盟店契約、本契約又は各契約に基づく取引に関連してカード会社に損害を与えた場合には、カード会社が被った損害を賠償する責任を負うことを含め、乙に一切迷惑をかけないものとする。
2. 甲は、カード会社が甲の責により損害を被り又は被るおそれがあると主張する場合、カード会社又は乙の指示に従って、誠実かつ速やかに損害の拡大の防止又は賠償にあたるものとする。
3. 甲は、乙又はカード決済事業者（甲が利用するクレジットカード決済サービスに関するものに限る。）が本契約又は加盟店契約に関連してカード会社に損害を与えた場合には、乙及び当該カード決済事業者と連帯して、カード会社の被った損害の賠償責任を負うことをカード会社が条件としていることに同意する。

第7条（インターネット上の広告）

1. 甲は、甲が企画又は制作等したインターネット上の広告（以下、単に「広告」という。）に関し、甲の責任と負担において作成し、その実施にあたっては甲の責任において行うものとする。但し、カード会社の指示があった場合、広告内容について事前に乙を通じてカード会社に届け出るものとする。
2. 甲は、広告の制作にあたり、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 特定商取引に関する法律、割賦販売法、不当景品類及び不当表示防止法、著作権法、商標法及びその関連法律、その他関係法令（外国の法令を含む。）に違反しないこと。
 - (2) 以下の情報を記載せず、また、以下の情報が記載されたウェブサイトへのリンクを設定しないこと
 - イ) カード会員の判断に錯誤を与えるおそれのあるもの
 - ロ) 公序良俗に反するもの
 - ハ) 真実でないもの
 - ニ) 他人の名誉又は信用を傷つけるもの
 - ホ) わいせつな表現又はヌード画像を含むもの
 - ヘ) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、肖像権その他他人の権利を侵害するもの
 - ト) コンピュータウイルスを含むもの
 - チ) その他乙又はカード決済事業者が不相当と判断したもの
 - (3) 以下の事項について表示すること。
 - イ) 甲の住所、屋号・商号
 - ロ) 甲の電話番号及び電子メールアドレス等の照会の連絡先、受付時間
 - ハ) 暗号化等の措置を講じていること、その場合も申込データ等の秘密性を完全には保持できないこと
 - ニ) 顧客が利用できること
 - ホ) 甲の代表者又は責任者の氏名及びこれらの者への連絡方法
 - ヘ) 取扱商品の代金、引渡時期又は提供時期
 - ト) 取扱商品の返品、申込みの取消に関する事項
 - チ) 通信販売取引に関する特約事項
 - リ) 取扱商品の販売又は提供に関する契約が顧客と甲の間の契約であり、取扱商品に関して、乙及びカード決済事業者は一切責任を負わないこと
 - ヌ) 顧客本人以外の名義による申し込みが禁止されること
 - ル) 取扱商品等の販売若しくは提供を受ける対象者を制限する場合、その旨
 - ヲ) 苦情の受付窓口、受付時間
 - ワ) その他加盟店契約に定める事項又はカード決済事業者が必要と認めた事項
3. 甲は、乙、カード決済事業者又はカード会社の事前の書面による承諾を得ることなく、乙、カード決済事業者又はカード会社の商標を使用してはならず、乙、カード決済事業者又はカード会社のホームページへのリンクを設定してはならないものとする。
 4. 甲は、加盟店契約又は本契約が終了した場合又は乙、カード決済事業者若しくはカード会社の指示があった場合には、第2項に定める顧客が利用できる旨の広告及び前項の承諾に基づいて使用している商標又はリンクを直ちに撤去するものとする。
 5. 甲の広告はすべて加盟店契約及び本契約の対象とするものとする。
 6. 甲は、取扱商品の告知にあたり商品価格を全て円建てで表示するものとする。
 7. 甲は、原則として販売日から2週間の間、取扱商品の返品・交換を受け付けるものとし、広告内にその旨を明記する。ただし、取扱商品の特性を鑑みて返品・交換を受け付けない場合、返品・交換期間が2週間に満たない場合はあらかじめ乙を通じてカード決済事業者の承諾を得るものとし、カード決済事業者の承諾を得た場合は、販売時点において返品・交換を受け付けない旨を明記するものとする。
 8. 乙及びカード決済事業者は、乙及びカード決済事業者の広告宣伝のために甲の名称を表示することができるものとする。

第8条（売上承認の取得）

甲は、取扱商品についてクレジットカードを支払方法とする販売又は提供の申込を顧客から受け付けたときは、乙所定の方法により、乙を甲の代理人として、その全件につ

いてカード会社の売上承認を受けるものとする。カード会社の売上承認を得ないで通信販売を行った場合、乙、カード決済事業者及びカード会社は信用販売代金について一切の責任を負わないものとする。

第9条（本人確認）

1. 甲は、顧客より販売又は提供の申込の受付を行う場合、有効なクレジットカードによる申込であること及び当該顧客がクレジットカードの名義人であることの確認を行うものとする。
2. 甲は、クレジットカードが不正に利用された場合には、直ちに乙に通知し、乙の指示に従うものとする。
3. 甲がクレジットカードの名義人以外のものを正当にクレジットカードを保有している者と誤認して販売又は提供を行ったことにより生ずる紛争については、すべて甲がその責任と費用において解決するものとし、乙、カード決済事業者及びカード会社は一切責任を負わないものとする。

第10条（取扱商品の所有権）

取扱商品の所有権は、カード会社が乙に信用販売代金を支払ったときに、甲からカード会社に移転するものとする。但し、カード会社と顧客との間で別段の定めがされているときは、この限りではない。

第11条（クレジットカード決済サービスによる通信販売の支払区分）

1. クレジットカード決済サービスにおいて、顧客が利用出来る支払い方法は、乙が指定する通りとする。
2. 顧客が乙の指定しない支払い方法を選択した場合、乙、カード決済事業者及びカード会社は、甲への支払を留保することができるものとする。

第12条（売上情報）

1. 甲は、クレジットカードを支払方法とする取扱商品を発送又は提供したときは、乙がカード会社に提出する売上票又は売上請求データ（以下、総称して「カード売上情報」という。）を、乙所定の方法により、乙に提出するものとする。
2. 甲は、前項のカード売上情報を提出するに際し、以下に定める日を売上日とするものとする。
 - (1) 甲が物品の販売をしたときは、物品の発送日
 - (2) 甲がサービスを提供したときは、サービス提供日
3. 甲は、本条第1項の売上情報の提出にあたり、次の事項を行ってはならないものとする。
 - (1) 現金の立替、過去の売掛金の回収等、当該通信販売によって発生した売上情報以外の売上情報を記録すること
 - (2) 売上データを訂正すること
 - (3) 1回の取引について、複数の取引に分割して売上情報を提出すること
 - (4) 事実と異なる期日や架空・水増しした信用販売代金を記録する等の不実・不正の売上情報を提出すること

第13条（クレジットカード決済サービスにおける売上請求）

1. 乙が前条第1項に基づく売上情報をカード会社宛に送付し、当該カード売上情報が乙からカード会社に到着したときに、甲から当該カード売上情報にかかる信用販売代金の売上請求（債権譲渡又は立替払いの委託等が必要となる場合には、債権譲渡又は立替払いの委託等を含む。）がなされたものとなるものとする。
2. 甲は、甲が前条第1項に基づく売上情報を、乙の別途定める期限内にカード会社に到着するよう乙に提出しなかったときは、乙がカード売上情報をカード会社に提出する義務を負わないこと、及び、カード会社が当該信用販売代金のカード売上請求

を拒否できることを承認するものとし、その場合、当該信用販売代金の回収について乙、カード決済事業者及びカード会社は責任を負わないものとする。

3. 乙は、甲に本規約第 33 条第 1 項及び第 2 項記載の事由が生じた場合、甲のカード会社に対するカード売上請求を一括して取消することができるものとする。この場合、甲は乙を経由して即座にカード会社に支払済みの信用販売代金を支払わなければならないものとする。

第 14 条（信用販売代金の支払い等）

1. 信用販売代金に係る締切日及び甲への支払日は、本覚書のとおりとし、振込手数料は甲の負担とする。
2. 本契約の解除等の事由により、乙が信用販売代金の代理受領権限を喪失した場合、甲は、直ちにカード会社に対しその旨を通知するものとする。
3. 信用販売代金支払期日の 30 日又は 20 営業日前までに前項の通知がカード会社に到達しなかった場合には、カード会社が乙に代金を引き渡すことにより、甲に対する信用販売代金を弁済したものとみなし、カード会社は一切の責任を負わないものとする。なお、この場合、乙は、甲に対し、代理受領した代金を引き渡すものとする。
4. 乙は、甲の乙に対する金銭債務と乙の甲に対する第 1 項の支払債務とを何らの通知を要することなく対当額で相殺することができるものとし、かかる相殺がなされた限度で代理受領した信用販売代金の引き渡しを要しないものとする。
5. 乙は、甲に対し、前項に基づく相殺の明細を事前に又は事後に通知するものとする。

第 15 条（カード決済事業者による支払の拒絶、留保）

1. 乙及びカード決済事業者は、以下の各号に該当した場合には、カード売上請求の受付を取り消し（債権譲渡又は立替払いの委託等を行った場合、債権譲渡又は立替払いの委託等の解除を含む。）、又は甲への支払を留保することができるものとする。
 - (1) 甲と顧客との取扱商品の販売又は提供に係る契約が解除され、取消され、若しくは無効となったとき、又は甲が顧客からの商品等の返品を受け取ったとき
 - (2) 第 12 条第 3 項に違反したとき
 - (3) カード売上情報に不実の記載があったとき
 - (4) 名義人以外の者又はカード会員資格を有しない者（利用停止中の者を含む。）がクレジットカードを利用したとき
 - (5) 顧客が取扱商品の販売又は提供に係る契約に関し、クレジットカードの利用覚え無し、金額相違等の異義を申し出たとき
 - (6) 甲が取扱商品の販売又は提供に係る契約の取引記録及び文書を保管していなかったとき、及び当該記録に基づく取引に関わる書類の提出に応じられなかったとき
 - (7) 甲の責めに帰すべき事由のある場合において、カード決済事業者又はカード会社が顧客より信用販売代金の支払拒絶・支払留保等の申出を受けたとき
 - (8) 本規約第 33 条第 1 項及び第 2 項に定める事由の発生したとき
 - (9) カード売上請求が乙の定める期間経過後になされたとき
 - (10) 甲が本契約又は加盟店契約に違反したとき
 - (11) その他乙、カード決済事業者又はカード会社が不相当と判断した場合
2. 甲は、乙、カード決済事業者又はカード会社が調査の必要があると認めた場合、乙、カード決済事業者又はカード会社がその調査が完了するまで信用販売代金に対する支払いを留保できることを承認するものとする。
3. 甲は、乙、カード決済事業者又はカード会社がカード売上請求の受付を取り消した場合又はカード決済事業者若しくはカード会社が当該取消しのおそれがあると乙に通知した場合、乙、カード決済事業者及びカード会社が甲に対して当該カード売上請求に係る取引に関する一切の支払の義務を負わないことを承認するものとする。
4. 甲は、カード決済事業者若しくはカード会社が支払いを留保した場合又はカード決

済事業者若しくはカード会社が当該留保のおそれがあると乙に通知した場合、乙も支払を留保することができることを承認するものとする。

5. 乙が支払を留保した場合でも、利息は付さないものとする。
6. 甲がカード決済事業者に対して債務を負っている場合には、カード決済事業者は、甲に支払うべき信用販売代金と相殺することができるものとする。
7. 第1項の場合においても、甲は、当該取消し又は留保に係る信用販売について乙が既に提供したサービスに係る本収納代行手数料等の負担及び支払を免れず、乙は受領又は相殺済みの本収納代行手数料等を甲に返還する義務を負わないものとする。

第16条（クレジットカード決済における商品代金の返還）

甲は、前条第1項の場合において、カード会社から信用販売代金が支払済みのときは、乙、カード決済事業者若しくはカード会社が甲に対して当該信用販売代金の返還を請求し、又は、乙、カード決済事業者若しくはカード会社が次回以降の甲に対して支払う信用販売代金から当該信用販売代金相当金額を相殺できるものとする。乙、カード決済事業者若しくはカード会社から要求があった場合、又は支払金が相殺するに足りない場合には、甲は即座に乙、カード決済事業者若しくはカード会社に対し返還すべき金額を支払わなければならないものとする。

第17条（返品）

1. 甲は、顧客から商品等の返品の手出しを受け、これを受領した場合、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 甲は、商品等を受領した日を返品日とし、直ちにカード会社所定の必要事項を記入して返品処理を乙に依頼し、カード会社所定の方法により乙を経由してカード会社に提出するものとする。
 - (2) 甲は、乙から別途の指示があった場合は、それに従うものとする。
2. 甲は、前項の手続きに従わずに、顧客に対して当該カード利用代金を直接返還しないものとする。

第18条（信用販売の取消）

甲は、顧客との信用販売を取り消した場合は、乙所定の方法により速やかに乙及び乙を通じてカード会社に通知するものとする。

第19条（割賦販売に関する紛議）

1. 甲は、顧客がカード会社に対し、割賦販売法第30条の4又は第30条の5に基づく支払停止の抗弁を申し出た場合は、直ちに当該抗弁事由の解消に努めるものとする。
2. 前項の支払い停止の抗弁の主張がカード会社による信用販売代金の支払い前の場合は、カード会社は、当該抗弁の事由が解消されない限り、信用販売代金の支払を留保又は拒絶することができ、カード会社による信用販売代金の支払い後の場合は、甲はカード会社から請求があり次第、乙を通じて信用販売代金を遅滞なく返還するものとする。

第20条（調査、改善等）

1. 甲は、信用販売につき、本契約、加盟店契約若しくは法令に違反している疑いがあると判断した場合又は乙、カード決済事業者若しくはカード会社から要請を受けた場合には、遅滞なく、その是正及び再発防止のために必要な調査（デジタルフォレンジック調査を含む。以下同じ）を自己の費用負担で実施し、当該調査の結果に基づき、是正及び再発防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実施しなければならない。この場合、甲は、その都度遅滞なく乙に調査結果並びに是正及び再発防止のための計画の内容並びにその策定及び実施のスケジュールに関する報告を行わなければならない。
2. 乙は、甲が本契約、加盟店契約若しくは法令に違反している疑いがあると判断した

場合又はカード決済事業者若しくはカード会社から要請を受けた場合には、甲に対し、必要な事項について調査若しくは回答を請求し、又は甲の信用販売の態様、宣伝広告、取扱商品等について相当な方法によって乙自ら調査することができるものとする。この場合、甲は、当該請求を受け又は乙自身による調査開始を通知された後直ちに、当該請求に応じ又は乙による調査に協力するものとする。

3. 乙は、前二項の甲からの報告若しくは回答又は乙の調査により取得した情報、資料等を、カード決済事業者又はカード会社へ提出することができる。
4. 乙は、以下の各号のいずれか一つに該当する事由が生じた場合には、当該事由に関連する甲の信用販売の態様、宣伝広告又は取扱商品について、改善又は停止を要求することができるものとし、甲は自己の費用負担によってその要求に従うものとする。
 - (1) 甲の信用販売の態様、宣伝広告又は取扱商品が本契約、加盟店契約又は法令に違反し又は違反するおそれがあると相当の根拠をもって乙が認める場合
 - (2) 乙、カード決済事業者又はカード会社が、甲の信用販売に係る買主である又は買主になろうとした顧客から、当該信用販売又はその対象商品に関して、裁判外又は裁判上で、苦情の申し出、調査の要求又は代金返還、損害賠償等の請求を受けた場合
 - (3) 乙、カード決済事業者又はカード会社が、第三者から、甲の信用販売の態様、宣伝広告又は取扱商品に関連して当該第三者の著作権、名誉、信用、プライバシー等の権利若しくは法的利益が侵害された旨の主張を受けた場合
 - (4) 乙がカード決済事業者又はカード会社から第2項の調査の要請を受けた場合
 - (5) カード決済事業者又はカード会社が甲の信用販売の態様、宣伝広告又は取扱商品を不相当と認めた場合（その理由がカード会社から開示されたか否かは問わない）

第21条（通信内容の保全措置等）

1. 乙は、本契約の履行に関して通信回線を通じてデータの送受信を行う場合には、対象となるデータにカード会社の要請する暗号化等の合理的な保全措置を施すものとし、当該カード会社から当該保全措置に関して改善の要請を受けた場合は所要の改善を講じるものとする。
2. 乙は、前項の保全措置が破られ又は破られるおそれが生じた場合には、当該カード会社に関するクレジットカード決済のデータ通信を直ちに停止することができ、速やかに、カード会社に対してその旨通知すると共に、当該保全措置が回復された後、当該カード会社がデータの送受信の再開を承認するまで、本サービスのうち当該カード会社と甲との間の加盟店契約に基づくクレジットカード決済に関しては本サービスに係るデータ通信を行わないものとする。
3. 前項に基づく取扱いに起因するクレジットカード決済に関する本サービスの不提供により生じた甲の損害について、乙は一切責任を負わないものとする。

第22条（提供停止に関する特則）

1. 乙は、以下の各号のいずれか一つに該当する事由が生じた場合、事前に甲に通知した上で、甲に対する本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとする。
 - (1) 甲が加盟店契約に違反したと相当の根拠をもって乙が認める場合
 - (2) 甲が信用販売の対象とした商品に品違い、数量違い、品質上の不具合等の瑕疵があったこと、当該商品の引渡又は提供が未了であること等によって、カード会社が顧客からクレジットカード利用代金の支払を拒絶され又は拒絶されるおそれがあると乙が判断した場合
 - (3) 甲がカード会社から信用販売代金の支払を拒絶され又は返還の請求を受けた場合
 - (4) その他加盟店契約に定めのある場合

2. 前項の定めにかかわらず、緊急やむを得ない場合は、前項の事前通知に代えて事後直ちに通知することで足りるものとする。
3. 第1項は本規約第14条に基づく本サービスの提供の停止を妨げるものではない。

第23条（個人情報の守秘義務等）

1. 甲は、本契約上、甲が知り得た顧客・カード会員の個人に関する一切の情報（以下「個人情報」という。）を、秘密として保持し、乙、カード決済事業者及びカード会社の書面による事前の同意を得ることなく、第三者に提供・開示・漏洩せず、加盟店契約又は本契約に定める業務目的以外の目的に利用しないものとする。
2. 前項の個人情報には、次に定める情報が含まれるものとする。
 - (1) 甲、乙、カード決済事業者及びカード会社間でペーパー等を媒介にオフラインで交換されるカード会員の個人に関する情報
 - (2) 甲が乙、カード決済事業者又はカード会社から直接受け取ったカード会員の個人に関する情報（申込書等）
 - (3) カード会社を経由せず、甲又は乙が受け取ったカード会員の個人に関する情報（加盟店売上情報等）
 - (4) カードを利用することで甲又は乙のホストコンピューターに登録されるカード会員の個人に関する情報（取引情報、残高情報等）
3. 甲は、個人情報を滅失・毀損・漏洩等することがないように必要な措置を講ずるものとし、個人情報の滅失・毀損・漏洩等に関し責任を負うものとする。
4. 甲は、個人情報をその責任において万全に保管し、加盟店契約又は本契約が終了した場合は、直ちに、カード決済事業者、カード会社又は乙に返却するものとする。ただし、カード決済事業者、カード会社又は乙の指示があるときは、その指示内容に従い返却又は廃棄するものとする。
5. 乙は、本契約による業務を処理するために甲の保有する個人情報を委託される場合又は甲に代わって甲の顧客の個人情報を収集する場合、当該個人情報については個人情報の保護に関する法律を始めとする個人情報保護に関する諸法令の趣旨に従い、適正に取り扱い、管理するものとする。また、乙は、カード会員データを保存、処理又は送信する場合には、PCI DSS のセキュリティ要件を乙自身が管理する範囲内で遵守するものとする。
6. 本条の定めは加盟店契約又は本契約終了後も有効とする。

第24条（クレジットカード番号等の管理）

1. 甲は、信用販売の実施に必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、前条の個人情報のうち、クレジットカード番号等（カード会社はその業務上利用者に付与する割賦販売法第2条第3項第1号に定める番号、記号その他の符号を含む。以下同じ。）を取り扱ってはならないものとする。
2. 甲は、割賦販売法その他の法令並びに本契約及び加盟店契約に従い、クレジットカード番号等の滅失・毀損・漏洩等（以下「漏洩等」という。）の事故の発生を防止するために必要かつ適切な措置（PCI DSS のセキュリティ要件を満たす又はクレジットカード番号等を保持しない等）を講じると共に、クレジットカード番号等の漏洩等の事故を防止するためにクレジットカード番号等を善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとする。また、甲は、クレジットカード番号等をクレジットカード取引の健全な発展を阻害し、又は利用者の利益の保護に欠ける方法により取り扱わないものとする。
3. 甲は、クレジットカード番号等の漏洩等の事故が生じた場合又は甲において漏洩等の事故が発生したと判断される合理的理由があるとカード決済事業者、カード会社又は乙が判断した場合には、速やかにカード決済事業者、カード会社及び乙に対し、漏洩等の事故の発生の日時・内容その他詳細事項について報告をしなければならないものとする。また、カード決済事業者、カード会社又は乙の指示があった場合、甲は漏洩等の事故が生じたカード会員への連絡を行わなければならない。甲が遅滞

なくカード決済事業者、カード会社又は乙の指示に従わない場合、乙、カード決済事業者又はカード会社は事前に甲の同意を得ることなく、漏洩等の事実を公表し又は漏洩等の事故が生じたカード会員に対して通知することができる。

4. 甲は、クレジットカード番号等の漏洩等の事故が生じた場合又は甲において漏洩等の事故が発生したと判断される合理的理由があるとカード決済事業者、カード会社又は乙が判断した場合には、直ちに当該事故の状況を把握し、当該事故の拡大を防止するとともに、当該事故の状況に応じて速やかに、その原因を究明するための調査（当該事故に係るクレジットカード番号等の特定を含む。）を行い、その発生の日から 10 営業日以内に、漏洩等の事故の原因をカード決済事業者、カード会社及び乙に対し報告し、再発防止のための必要な措置（甲の従業員に対する必要かつ適切な指導を含むものとする。）を講じた上で、その内容をカード決済事業者、カード会社及び乙に書面で報告しなければならないものとする。
5. カード会社又は乙は、前項の処置が不十分であると認めた場合、他のカード会社加盟店でのクレジットカード番号等の漏洩等の事故が発生した場合において類似の漏洩等の事故の発生を防止する必要がある場合、その他カード決済事業者、カード会社又は乙が必要と認める場合には、甲に対し、当該措置の改善の要求その他必要な措置・指導を行えるものとし、甲は甲の費用負担においてこれに従うものとする。ただし、カード決済事業者、カード会社又は乙による指導は、甲を免責するものではないものとする。カード決済事業者、カード会社又は乙が行う措置・指導には以下を含むが、これに限られないものとする。
 - (1) カード決済事業者、カード会社又は乙が指定する監査会社を用いたシステム診断
 - (2) 信用販売の停止
6. 甲は、クレジットカード番号等の通知を受けたとき、当該通知がカード会社等から当該カード番号等の付与を受けた利用者によるものであるかの適切な確認その他の不正利用を防止するために必要かつ適切な措置及び甲において不正利用がされたときは、類似の不正利用を防止するために必要な措置を講じるものとする。

第 25 条（再委託の場合の個人情報等の取扱い）

1. 甲は、加盟店契約又は本契約に関わる業務処理を第三者（以下「再委託先」という。）に委託する場合には、十分な個人情報（クレジットカード番号等を含む）の保護水準を満たしている委託先を選定し、委託先に加盟店契約又は本契約における甲と同様の機密保持義務を課す内容を含む契約を委託先と締結するものとする。ただし、甲は、甲による委託先の選定及び甲が委託先と締結する契約の内容につき、決済事業者及び乙の事前の書面による同意を得るものとする。
2. 本条の定めは加盟店契約又は本契約終了後も有効とする。

第 26 条（再委託の場合のクレジットカード番号等の管理）

1. 甲は、クレジットカード番号等の取扱いを委託先に委託する場合には、加盟店契約及び本契約の基準に従って行うものとする。
2. 甲は、再委託先において、クレジットカード番号等の漏洩等の事故が発生した場合又は再委託先において漏洩等の事故が発生したと判断される合理的理由があるとカード決済事業者、カード会社又は乙が判断した場合には、速やかに再委託先から漏洩等の事故の発生の日時・内容その他詳細事項について報告を受けた上で、カード決済事業者、カード会社及び乙に対し、速やかにカード決済事業者、カード会社又は乙が別途定めるところに従い、漏洩等の事故の発生の日時・内容その他詳細事項について報告をしなければならないものとする。また、カード決済事業者、カード会社又は乙の指示があった場合、甲は漏洩等の事故が生じたカード会員への連絡を行わなければならない。
3. 甲は、再委託先においてクレジットカード番号等の漏洩等の事故が生じた場合又は再委託先において漏洩等の事故が発生したと判断される合理的理由があるとカード

決済事業者、カード会社又は乙が判断した場合には、再委託先をして、直ちに当該事故の状況を把握させ、当該事故の拡大を防止させるとともに、当該事故の状況に応じて速やかに、その原因を究明するための調査（当該事故に係るクレジットカード番号等の特定を含む。）を行わせ、その発生の日から 10 営業日以内に、漏洩等の事故の原因を報告させた上で、カード決済事業者、カード会社及び乙が満足する再発防止のための必要な措置（再委託先の従業者に対する必要かつ適切な指導を含むものとする。）を講じさせるものとし、その内容をカード決済事業者、カード会社及び乙に書面で報告しなければならないものとする。

4. カード決済事業者、カード会社又は乙は、前項の措置が不十分であると認めた場合、他の加盟店でのクレジットカード番号等の漏洩等の事故が発生した場合において類似の漏洩等の事故の発生を防止する必要がある場合、その他カード決済事業者、カード会社又は乙が必要と認める場合には、甲に対し、第 24 条 3 項と同様の当該措置の改善の要求その他必要な指導を再委託先に行うよう要請できるものとし、甲はこの指導要請に従うものとする。ただし、カード決済事業者、カード会社又は乙による指導要請は、甲又は再委託先を免責するものではないものとする。
5. 甲は、再委託先において、クレジットカード番号等の通知を受けたとき、当該通知がカード会社等から当該クレジットカード番号等の付与を受けた利用者等によるものであるかの適切な確認その他不正利用を防止するために必要な措置及びクレジットカード番号等の不正利用が発生した場合、その発生状況を踏まえ、再発防止のために必要な措置を講じさせるものとする。
6. 甲は、本条に定める乙の権利が実現可能となるのに必要となる再委託先の義務を再委託先との契約において定めるものとする。

第 27 条（第三者からの申立）

1. 個人情報の滅失・毀損・漏洩等に関し、カード会員を含む第三者から、訴訟上又は訴訟外において、カード決済事業者、カード会社又は乙に対する損害賠償請求等の申立がされた場合、甲は当該申立の調査解決等につきカード決済事業者、カード会社又は乙に全面的に協力するものとする。
2. 前項の第三者からのカード決済事業者、カード会社又は乙に対する申立が、本規約第 28 条に定める甲の責任範囲に属するときは、甲は、合理的な範囲内でカード決済事業者、カード会社又は乙が当該申立を解決するのに要した一切の費用を負担するものとする。
3. 本条の定めは、加盟店契約又は本契約終了後も有効とするものとし、営業秘密等の滅失・毀損・漏洩等に関し、第三者からカード決済事業者、カード会社又は乙に対する損害賠償等の申立がされた場合に準用されるものとする。

第 28 条（個人情報安全管理措置）

1. 甲は、個人情報の管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）を設置するものとし、個人情報管理責任者は、甲及び加盟店における個人情報の目的外利用・漏洩等が発生しないよう適切な措置を講ずるものとする。
2. 甲は、顧客が送信した申込データに含まれる個人情報を加盟店契約又は本契約に定める業務目的以外の目的に利用しないものとする。また、甲は、個人情報を加盟店契約又は本契約に定める業務目的以外の目的に使用し、又は顧客の同意なく第三者に提供・開示・漏洩したときには、直ちにカード決済事業者、カード会社及び乙に報告し、カード決済事業者、カード会社及び乙の指示に従うものとする。
3. カード決済事業者、カード会社又は乙は、甲による個人情報の漏洩等が、安全管理措置の不備（甲が設置するコンピュータその他サーバの脆弱性を含むがこれに限られない。）に起因するものと認めた場合には、甲に対し、必要かつ合理的な指導を行うことができ、甲は当該指導に基づき、必要な措置を講じるものとする。

第 29 条（信用情報の取得・保有・利用）

甲（代表者個人を含む。以下本条から最終条項まで同じ。ただし、文脈上明らかに法人のみを名宛人としているものについては代表者個人を除く。）は、カード会社、カード決済事業者又は乙が甲との取引に関する審査、加盟後の加盟店管理及び取引継続に係る審査、カード会社、カード決済事業者又は乙の業務、事業に係る商品開発若しくは市場調査若しくはカード会社が別途定める利用目的のために、甲に係る次の情報（以下、これらの情報を総称して「加盟店情報」という。）をカード決済事業者、カード会社又は乙が適当と認める保護措置を講じたうえでカード会社、カード決済事業者又は乙が取得・保有・利用することに同意するものとする。また、甲は、二重加盟や二重契約の防止等の理由から他の加盟店に係る加盟申込時の審査並びに加盟後の管理及び取引継続に係る審査のために加盟店情報を利用することに同意するものとする。

- (1) 甲の商号（名称）、所在地、郵便番号、電話（FAX）番号、代表者の氏名、性別、住所、生年月日、自宅電話番号等、甲が加盟申込み時及び変更届出時に届出た情報
- (2) 加盟申込日、加盟店契約日、加盟店契約終了日及び甲とカード会社との取引に関する情報
- (3) 甲のクレジットカードの取扱状況（他社カードを含む。）に関する情報
- (4) カード会社、カード決済事業者又は乙が取得した甲のクレジット、カードの利用状況、支払状況、支払履歴等に関する情報
- (5) 甲の営業許可証等の確認書類の記載事項に関する情報
- (6) カード会社、カード決済事業者又は乙が甲又は公的機関から適法かつ適正な方法により取得した登記簿謄本、住民票、納税証明書等の記載事項に関する情報
- (7) 官報、電話帳、住宅地図等において公開されている甲に関する情報
- (8) 公的機関、消費者団体、報道機関等が公表した甲に関する情報及び当該内容についてカード会社、カード決済事業者又は乙が調査して得た内容
- (9) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始その他の倒産手続開始の申立てその他の甲に関する信用情報

第30条（信用情報機関等への照会及び登録）

1. 甲は、加盟店契約を締結したカード会社が、他のクレジットカード会社や金融機関並びにカード会社が加盟する信用情報機関等（以下、総称して「信用情報機関等」という。）から甲に関する情報を入手し、加盟申込み時における審査、管理に関する業務、加盟以後の適格性についての再審査を行う際に、この情報を使用することに同意するものとする。
2. 甲は、加盟店契約又は本契約により生じた客観的な取引事実に基づく信用情報が信用情報機関等に登録されること、及びこれらの信用情報機関等が自己の取引上の判断のため、この情報を利用することに同意するものとする。

第31条（加盟店情報交換センターへの登録及び共有）

甲は、顧客からの苦情に基づき決済事業者が事実確認をした結果、顧客等の保護に欠ける行為があると判断した場合、その情報（①甲の名称、住所、及び電話番号、②甲の代表者の氏名及び生年月日等）は一般社団法人日本クレジット協会が運営する加盟店情報交換センター又は乙若しくは決済事業者が加盟する加盟店情報交換センター（以下「センター」という。）へ登録されること、及び当該センターに加盟する決済事業者間で情報が共有されることに同意するものとする。なお、乙が現時点で加盟するセンターは別表のとおりであり、その後追加変更された場合には当該追加変更内容を乙所定の方法で公表します。

第32条（個人情報の開示・訂正・削除）

1. 甲の代表者は、カード会社及びセンターに対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、カード会社及びセンター所定の方法により、代表者の自己に

関する個人情報を開示するよう請求することができるものとする。

2. 万一、乙が保有する加盟店情報又は乙がセンターに登録した登録内容が不正確又は誤りであることが判明した場合には乙は速やかに訂正又は削除の措置をとるものとする。

第 33 条（第 29 条乃至第 31 条に不同意等の場合）

甲は、甲が加盟店契約又は本契約に必要な記載事項（契約書面に契約者が記載すべき事項）の記載を希望しない場合及び本章第 29 条乃至第 31 条の条項の内容の全部又は一部を承認できない場合、カード会社若しくは乙が加盟店契約若しくは本契約の締結を拒否し又は加盟店契約若しくは本契約を解除することがあることに同意するものとする。ただし、本条は、カード会社又は乙の加盟店契約又は本契約の締結に関する意思決定の自由を制限するものではない。

第 34 条（契約終了後の加盟店情報の利用）

甲は、カード決済事業者、カード会社又は乙が加盟店契約又は本契約終了後も業務上必要な範囲で、法令等及びカード決済事業者、カード会社又は乙が定める所定の期間、加盟店情報を保有し、利用することに同意するものとする。

第2章 JCBカードに関する特則

第1節 総則

第35条（総則）

甲がJCBカードによるクレジットカード決済サービスを利用する場合、本章の規定が適用されるものとする。本規約本文及び第1章と本章の規定が抵触する場合、本章の規定が優先するものとする。

第36条（加盟店規約等の遵守）

甲は、JCB 通信販売加盟店包括代理規約、JCB 通信販売加盟店規約及び店子加盟店特約（店頭通販共通）（<https://www.jcb.co.jp/merchant/regulation/>）その他JCBカードの利用に関してカード会社が定める規定、ルール及び指示等（改定された場合は改定後のものを含む。）における加盟店の義務を遵守し、また、加盟店としての責任を負うものとする。

第2節 CtoCサービスに関する特約

第37条（総則）

甲がカード会員に対して提供するCtoCプラットフォーム事業によりカード会員と提供者等（次条第2項で定義する。）に個人間取引の機会を提供するサービス（以下「CtoCサービス」という。）においてJCBカードによるクレジットカード決済サービスを利用する場合、本節の規定が適用されるものとする。本規約本文及び第1節と本節の規定が抵触する場合、本節の規定が優先するものとする。

第38条（用語の定義）

1. 「利用契約」とは、甲が提供するCtoCサービスのうち株式会社ジェーシービー（以下、本章において「本決済事業者」という。）が別途承認したものを提供者等が利用するために甲と提供者等との間で締結する契約をいう。
2. 「提供者等」とは、甲との間で、利用契約を締結している販売者やサービスの提供者等をいう。また、甲における提供者等の審査体制につき、行政機関等からの指導等があった場合、及び、乙、甲又は本決済事業者の信用を損なうおそれがある場合には、甲は、乙又は本決済事業者の要請に従い、速やかに審査体制を改善するものとする。
3. 「商品等」とは、甲がカード会員に販売する商品若しくは権利、又は甲がカード会員に提供する役務をいうほか、CtoCサービスを通して提供者等がカード会員に販売又は提供する商品又は役務を含むものとする。
4. 「信用販売」とは、カード会員及び甲が本決済事業者及びカード会社所定の手続きを行うことにより、乙、甲又は提供者等が商品等の代金をカード会員から直接受領しない方法により行う、提供者等の会員に対する商品等の販売又は提供をいう。なお、カード会員が所持するカードがクレジットカード、デビットカード又はプリペイドカードのいずれであるかを問わないものとする。
5. 「通信販売」とは、前項に定める信用販売のうち、カード会員がカードの提示及び署名によらず会員番号、有効期限、会員氏名等必要な事項を甲に伝達する方法により行う、商品等の販売又は提供をいう。
6. 「本立替払金」とは、①利用契約に基づき、甲が提供者等から売上債権の弁済金を受領する権限を取得した上で、②利用契約に基づき、甲が提供者等に対して、売上債権につき立替払いを行い、これによって甲が取得したカード会員に対する求償権（以下「対象求償権」という。）につき、本決済事業者がカード会員に代わって立替払いする金員をいう。

7. 「本立替払契約」とは、①提供者等のカード会員に対する個々の売上債権、又は②甲のカード会員に対する個々の対象求償権ごとに、甲と本決済事業者との間で成立する、本決済事業者が甲に対して立替払いする旨の契約をいう。
8. 「途上管理」とは、提供者等が JCB 通信販売包括代理規約（以下、本節において「原規約」という。）を内容とする包括代理契約（以下、本節において「原契約」という。）及び原契約に基づき成立する JCB 通信販売加盟店規約（以下、本節において「加盟店規約」という。）にかかる加盟店契約（原契約及び加盟店契約につき、合理的な限度で第 48 条に基づく読み替えを行う。提供者等との関係では以下同じ。）並びに本特約に基づき提供者等が遵守すべき義務に違反していないか、甲が乙を通して本決済事業者に提出した提供者等の情報に虚偽の申請がないか、無断で契約上の地位を譲渡していないかその他本決済事業者所定の事項を調査し、その結果を本決済事業者に報告し本決済事業者の指示に従い管理することをいう。

第 39 条（甲の保証）

1. 甲は、乙及び本決済事業者に対し以下の事項を表明及び保証し、又は実施するものとする。
 - (1) 売上債権につき、甲が提供者等から弁済金を受領する権利・権限を取得しており、本決済事業者が甲に対して売上債権を立替払いすることにより、売上債権は完全に消滅すること、又は対象求償権につき、甲が有効に取得し、甲のみに唯一絶対的に帰属しており、甲のみが売上債権に関する一切の処分権限を有していること。
 - (2) 売上債権及び対象求償権につき、第三者に対する譲渡、担保設定、第三者に対する買取権、優先交渉権、その他の利用権の設定はなされておらず、本決済事業者の権利に損害を及ぼす、又は、そのおそれのある処分が一切行われておらず、かつ、甲が第三者のためにそのような処分を行う義務を負っていないこと。
 - (3) 売上債権につき、甲が提供者等に立替払いをなすにあたり、カード会員の異議を留めない承諾を得ること。
 - (4) 甲が、提供者等に対し、利用契約の内容を合理的な方法で正確に説明すること。特に、①甲が提供者等から売上債権の弁済金を受領する権利・権限を取得すること、②甲が提供者等に立替払いを行う場合があること、③提供者等はカード会員、乙及び本決済事業者に対し売上債権を含む一切の金員を直接請求することができないことにつき承諾を得ること。
2. 甲は、提供者等が原契約及び加盟店契約並びに本特約（以下総称して「本特約等」という。）の規定に抵触することがないように適切に管理（途上管理を含む。以下本項において同じ。）するものとする。乙及び本決済事業者は、甲に対し、甲の提供者等に対する管理状況につき報告を求めることができ、かつ甲の提供者等に対する管理が不適切又は不十分と判断する場合には、提供者等に対し直接に是正を求め、調査を行うなどの措置を講じることができるものとする。甲は、乙及び本決済事業者の権利が確保されるよう提供者等に説明し、提供者等の承諾を得させるものとする。
3. 甲は、提供者等に起因するカード会員からの抗弁の申立て、苦情等（以下「紛議等」という。）に対して適切な処理を行うものとする。
4. 乙及び本決済事業者は、特定の提供者等につき、本特約等の規定への抵触、カード会員からの重大又は度重なる苦情などの事由が生じ、当該提供者等の売上債権を本特約等の対象とすることが不適切と判断する場合、甲に対し、当該提供者等の売上債権又は当該売上債権にかかる対象求償権を本特約等の対象外とすることその他必要な措置を講じるよう請求できるものとし、甲は、かかる請求に応じるものとする。また、甲は、本項の措置につきあらかじめ提供者等に説明し、提供者等の承諾を得るものとする。
5. 本特約等に関連して甲又は提供者等に帰すべき事由により、乙、本決済事業者又は

カード会社に損害が発生した場合には、甲は、連帯して乙、本決済事業者及びカード会社が被った損害を賠償する責任を負うものとする。

第 40 条（提供者等の届出事項）

甲は、本決済事業者が要請したとき、かかる要請に従い、提供者等に関する情報等（提供者等の氏名、住所、生年月日をいう。）の一部又は全部を本決済事業者所定の方法により直ちに乙及び本決済事業者に対して届け出るものとする。

第 41 条（提供者等の拒否）

1. 甲は、次の各号に該当する提供者等によって、本特約に基づく通信販売を取り扱わせてはならないものとする。なお、本項に違反していたことが判明した場合、甲は、直ちに当該提供者等における通信販売の利用を拒否するものとする。
 - (1) 営業目的を有し、又は営業として通信販売を利用する場合
 - (2) CtoC サービスにおいて、過去に不正な取引を行ったことがある場合
 - (3) 原契約、加盟店契約又は本特約に違反する場合
 - (4) その他乙又は本決済事業者が不相当と認める場合
2. 乙及び本決済事業者は、前条に基づき甲から届け出られた提供者等の情報を確認するなどして、当該提供者等が著しく不相当であると認めた場合には、甲に対し当該提供者等の売上債権及び当該売上債権にかかる対象求償権を本特約の対象とすることを拒否することができるものとする。
3. 本条第 1 項各号に該当し、又は該当する疑いがある場合において、乙又は本決済事業者が要請したとき、甲は、かかる要請に従い、①利用契約に係る規約を変更したうえで、提供者等（既存の提供者等を含む。）に適用し、又は、②提供者等のモニタリング体制を変更する等の再発防止策を実施するものとする。

第 42 条（甲の義務）

1. 甲は、第 40 条に基づき本決済事業者が提供者等に関する情報等の提出を要請したとき、本決済事業者に提供者等を特定するための個人情報（氏名、住所及び生年月日）を預託するものとし、当該個人情報の預託に関して事前に提供者等から同意取得する旨を利用契約に規定したうえで、当該同意を事前に取得するものとする。
2. 乙又は本決済事業者からの通知を受けた場合、甲は、甲の責任と費用負担において、当該通知に係る提供者等の CtoC サービスの利用にかかる登録を取り消すものとする。
3. 甲は、前項の行為を実施するにあたり、提供者等、カード会員、警察その他第三者に対して、乙又は本決済事業者による前項の通知の事実及び内容について、一切開示しないものとする。
4. 甲が第 2 項の行為を実施するにあたり、提供者等又はカード会員との間で発生した紛議は、甲の責任と費用負担において解決するものとする。

第 43 条（甲の義務、禁止行為等）

第 48 条第 1 項に基づき読み替えた加盟店規約 14 条（加盟店の義務、禁止行為）に定める義務を、甲が第 39 条第 2 項に基づき提供者等にも遵守させるにあたり、加盟店規約第 14 条第 3 項各号に以下を追加するものとする。

- (11) 資金移動を目的とする取引（貸金取引を含む。）
- (12) 盗品、わいせつな商品、脱法ドラッグその他人体、健康に影響を及ぼす商品の取引

第 44 条（本立替払契約の取消し又は解除等）

1. 本決済事業者は、本決済事業者と甲との間の本立替払契約の対象となった売上債権又は対象求償権について、原契約及び加盟店契約に定める事由のほか、以下のいずれか的事由が生じた場合、甲が本決済事業者の承認を取得したか否かにかかわらず、

本立替払契約を締結せず、又は取消し、若しくは解除できるものとする。なお、(1)の事由が生じた場合にあっては、当該事由が生じたことにつき甲に故意又は過失その他帰責性があつたか否かを問わず、本決済事業者は本立替払契約を締結せず、又は取消し、若しくは解除できるものとする。

- (1) 第39条第3項又は第4項に定める紛議が解消せず、カード会員が本決済事業者又はカード会社への支払いを拒否したとき
- (2) その他、乙、甲又は提供者等が原契約、加盟店契約又は本特約に違反したとき

2. 前項に該当した場合の本立替払金の保留及び返還等については、原契約及び加盟店契約の定めによるものとする。

第45条（本特約の適用）

1. 本決済事業者と甲との間の加盟店契約が終了した場合は、甲に対して本特約を適用しないものとする。
2. 甲は、提供者等に対し、本特約等に基づき、本特約の取扱いが終了し CtoC サービスにかかる通信販売ができなくなる場合があること、及び、CtoC サービスにかかる通信販売が停止される場合があることを説明し、提供者等の承諾を得るものとする。

第46条（取扱いの終了）

甲、乙又は本決済事業者は、書面により3ヶ月前までに相手方に対し予告することにより、甲に対する本特約の取扱いを終了することができるものとする。

第47条（契約解除）

1. 本決済事業者は、甲が本特約等の全部又は一部に違反した場合、加盟店契約を解除し、又は当該加盟店に対する本特約の適用を終了し、その損害賠償を請求することができるものとする。
2. 前項に基づき本決済事業者が加盟店契約を解除した場合は、原契約に基づき解除されたものとみなしたうえで、原契約の他の規定を準用するものとする。

第48条（本特約に定めのない事項）

1. 本特約に定めのない事項については、以下の各号に従い、合理的な限度で読み替えた上で、原契約、加盟店契約及びこれに付随する合意が適用されるものとし、これらに定めのない事項については、その都度乙と本決済事業者協議のうえこれを定めるものとする。
 - (1) 「加盟店」を「本特約に定める提供者等」又は「甲及び本特約に定める提供者等」に読み替える。
 - (2) 「売上債権」を「売上債権及び本特約に定める対象求償権」に読み替える。
 - (3) 「立替払金」を「本特約に定める本立替払金」に読み替える。
 - (4) 「立替払契約」を「本特約に定める本立替払契約」に読み替える。
 - (5) 「本規約」又は「本契約」を「本規約又は本特約」又は「本契約又は本特約」に読み替える。
2. 甲は、原規約第1条（総則）第3項における甲による表明保証の対象者として、提供者等が含まれることを確認するとともに、これを前提として同条第4項以下が適用されることを確認するものとする。
3. 甲は、原規約第21条（調査協力、資料の提出等）における甲による資料等の提出の対象として、提供者等に関する資料等が含まれることを確認するとともに、これを前提として同条各項が適用されることを確認するものとする。
4. 甲は、原規約第31条（是正改善計画の策定と実施）第1項各号における名宛人として、提供者等が含まれることを確認するとともに、これを前提として同条各項が適用されることを確認するものとする。

5. 甲は、原規約第 37 条（反社会的勢力との取引拒絶）第 1 項における甲による表明保証の対象者として、提供者等が含まれることを確認するとともに、これを前提として同条各項が適用されることを確認するものとする。

第 3 節 月次等決済に関する特約

第 49 条（総則）

甲が JCB カードによる月次等決済（次条で定義する。）を利用する場合、本節の規定が適用されるものとする。本規約本文及び第 1 節と本節の規定が抵触する場合、本節の規定が優先するものとする。

第 50 条（月次等決済）

「月次等決済」とは、一定期間継続する商品等のうち月次等定期的に決済するもの（以下「月次商品等」という）の対価にかかる債権（以下「月次等債権」という）について、甲が第 52 条第 1 項に基づきカード会員から取得したクレジットカード番号等を用いて本確認書に基づき通信販売を行うことをいう。

第 51 条（月次等決済における甲の遵守事項）

甲は、カード会員との間で月次商品等の内容、月次商品等に関する苦情、中途解約に関する苦情、その他月次商品等又は月次等決済に関する紛議等が発生した場合については、甲の責任と費用負担をもって速やかにその処理に当たるものとし、乙、本決済事業者又はカード会社に一切迷惑をかけないものとする。

第 52 条（甲による個人情報及びカード番号等の取得等）

1. 甲は、月次等決済に関連してカード会員から個人情報又はカード会員が指定するカード（以下「指定カード」という。）のカード番号等（クレジットカード番号、有効期限、カード名義、その他のカードに付帯する情報をいう。以下同じ）を取得する場合は、利用目的等を明示した書面をもって事前にカード会員の同意を取得するものとする。ただし、同意した証跡が残る場合、甲のホームページ等 Web での規約に同意させることをもってこれに代えることができるものとする。なお、甲は、カード会員の同意があっても、カードのセキュリティコードについては取得できないものとする。
2. 甲がカード会員から第 56 条第 1 項第 5 号に基づく指定カードのカード番号又は有効期限の連絡を受けた場合、その他新たに個人情報又はカード番号等を取得する場合にも、前項の規定が適用されるものとする。
3. 甲は、甲とカード会員との間の月次商品等にかかる契約が終了した場合、当該カード会員から取得した個人情報及びカード番号等（以下総称して「会員情報」という。）を速やかに破棄又は消去しなければならない。指定カードの失効等により会員情報の全部又は一部を保管及び保持する必要がなくなった場合の当該必要がなくなった会員情報についても同様とする。

第 53 条（月次等決済の条件等）

1. 以下のいずれかを満たさない場合、甲は、月次等決済を行うことができないものとする。
 - (1) 甲又は乙が、PCIDSS（国際カードブランド会社が定めた決済カード番号等、カード取引情報の保護に関する世界標準のデータセキュリティ基準をいう。以下同じ。）の認証を得ており、これに従い月次等決済を行うこと。
 - (2) 甲が、PCIDSS の認証を得た事業者（以下「認証取得事業者」という。）との間で業務委託契約等（以下「委託契約等」という。）を締結し、PCIDSS に従い、当該認証取得事業者（以下「適格業務代行会社」という。）に月次等決済のうち会員情報の保管及び保持に係る業務を行わせること。

2. 前項第2号の委託を行う場合、甲は、以下の各号を遵守するものとする。
 - (1) 委託契約等の締結にあたり、事前に乙及び本決済事業者の書面による承諾を得ること。
 - (2) 適格業務代行会社が得た PCIDSS の認証が失効した場合、直ちに、当該適格業務代行会社をして会員情報の保管及び保持を中止させること。
 - (3) 月次等債権にかかる本決済事業者との間のデータ授受、その他月次等決済を適正に取り扱うために必要な業務を適格業務代行会社に委託すること。ただし、本決済事業者が特に承諾した場合にはこの限りではない。
3. 前項第1号により本決済事業者が承諾した場合においても、甲は本章に定めるすべての義務及び責任について免れないものとする。また、適格業務代行会社が月次等決済に関連して乙、本決済事業者又はカード会社に損害を与えた場合、当該委託業務を委託した甲は、当該適格業務代行会社と連帯して乙、本決済事業者及びカード会社の損害を賠償するものとする。

第54条（月次等決済の開始にあたってのカード有効性確認）

1. 甲は、月次等決済を行うにあたり、指定カードの有効性を確認するために、本決済事業者に対し、本決済事業者所定の様式に基づき、カード番号、有効期限などの本決済事業者所定のカード番号等を提出し、本決済事業者の事前承認を得るものとする。
2. 本決済事業者は、甲より提出された前項のカード番号等の照合を行い、その結果を本決済事業者所定の期日及び方法で、乙に通知（ファクシミリ等の文書による場合を含む。以下同じ）し、乙は、当該通知の内容を甲に通知するものとする。
3. 甲は、乙又は本決済事業者から前項に基づき指定カードが有効でないとの通知を受けた場合、当該カード会員について月次等決済並びに会員情報の取得、保持及び保管を行わないものとする。甲がこれらを行ったことにより乙、本決済事業者又はカード会社に損害が発生した場合、甲は乙、本決済事業者及びカード会社が被った損害を賠償するものとする。

第55条（カード有効性確認を含む月次等決済の方法）

1. 甲は、指定カードの有効性を確認するために、毎月本決済事業者所定の様式に基づき、本決済事業者の指定した期日までに、本決済事業者に対し、カード番号、有効期限などの本決済事業者所定の会員情報が記録されたデータ（以下「対象会員データ」という。）を提出し、指定カードの有効性確認を求めるものとする。
2. 本決済事業者は、甲より提出された対象会員データの照合を行い、指定カードの有効性、及び指定カードのカード番号又は有効期限が変更されている場合は新しい情報（以下「変更情報」という。）を本決済事業者所定の様式に基づき、本決済事業者所定の期日までに乙に通知し、乙は、当該通知の内容を甲に通知するものとする。本決済事業者が変更情報を通知したカード会員については、甲は、当該カード会員にかかる会員情報を更新するものとする。
3. 甲は、対象会員データが変更された場合にはカード会員より変更後の対象会員データの提出を受け、対象会員データを最新のものに保つものとする。
4. 甲は、本決済事業者から本条第2項に基づき指定カードが有効でないとの通知を受けた場合、当該カード会員について月次等決済を行ってはならないものとする。万一、月次等決済を行った場合には、甲は、当該月次等決済の代金全額につき一切の責任を負うものとし、月次等決済について生じた紛争等につき自らの責任と費用負担で解決するものとする。なお、特定のカード会員につき指定カードが有効でないとの通知（以下「無効通知」という。）を別途受けた場合、以後、当該カード会員にかかる会員情報を第1項に基づき提出する対象会員データから削除し、以後、当該カード会員につき月次等決済を行わないものとする。
5. 甲は前条及び本条第2項により有効性の確認された指定カードのカード会員について、本決済事業者所定の月次期日までに、当該カード会員の売上データを添付し、

本決済事業者にオーソリゼーション申請を行い、本決済事業者の事前承認を取得するものとする。なお、本決済事業者は事前承認の方法について別途定めることができ、甲はこれに従うものとする。

6. 甲は、前項の事前承認を本決済事業者が承認しなかった場合、当該月次等決済を行ってはならないものとする。万一、本決済事業者の承認を得ないで月次等決済を行った場合には、甲は、当該月次等決済の代金全額につき一切の責任を負うものとし、月次等決済について生じた紛争等につき自らの責任と費用負担で解決するものとする。

第 56 条（カード会員への説明及び同意の取得）

1. 甲は、カード会員から月次等決済の申込を受ける場合、あらかじめ以下の内容を月次商品等にかかる契約にてカード会員に説明し、カード会員から書面による同意を得るものとする。ただし、同意した証跡が残る場合、甲のホームページ等 Web での規約に同意させることをもってこれに代えることができるものとする。
 - (1) 月次等債権につき、指定カードで、指定カードのカード発行会社の規約に基づき支払うこと、及び月次等決済の代金の算出方法
 - (2) カード会員から甲に申し出をしない限り、継続して月次等債権を指定カードにより支払うこと、及び継続する期間
 - (3) カード会員が月次等決済の中止を申し出る方法、及び条件
 - (4) 甲が保管及び保持する会員情報の内容
 - (5) 指定カードのカード番号又は有効期限に変更があった場合、カード会員は遅滞なく甲にその旨を連絡する義務を負うこと
 - (6) 指定カードのカード発行会社により、カード会員が甲に届け出たカード番号又は有効期限が更新された場合であっても、カード会員は、請求された月次等債権相当額を支払うこと
 - (7) 指定カードのカード番号や有効期限が変更となった場合、カード会員に事前に通知することなく、新しいカード番号や有効期限が本決済事業者より甲に通知されること
 - (8) カード会員は、指定カードのカード発行会社の規約に定める事由に該当した場合には、指定カードのカード発行会社から、指定カードによる月次等債権の支払契約を解除されても異議を述べないこと
 - (9) 甲がカード会員に対して取得する月次等債権につき、その発生の都度、甲から本決済事業者へ債権譲渡、又は、本決済事業者から甲に立替払いがなされること
 - (10) 前各号のほか、本決済事業者が定める事項
2. 甲は、第 52 条第 1 項及び第 2 項並びに前項のカード会員の同意の証跡を、自己の責任と費用負担において月次商品等にかかる契約の終了日より 5 年間保管するものとし、乙又は本決済事業者から請求があった場合、速やかに当該証跡を提出するものとする。

第 57 条（支払方法）

本章に基づき、甲が通信販売において取扱うことができる支払区分は、ショッピング 1 回払いのみとする。

第 58 条（月次等決済にかかるカード会員からの中途解約の申し出への対応）

甲は、月次等決済に同意したカード会員より月次等決済にかかる中途解約の申し出を受けた場合には、甲と当該カード会員との間の契約条項にかかわらず、以後、当該カード会員に対する月次等決済を行ってはならないものとする。

第 59 条（売上データの作成及び提出）

1. 第 55 条第 5 項記載の債権譲渡又は立替払申請の通信販売日（カード売上日）は、

同項に基づく売上データの送信日とする。

2. 前項に定める売上データの送信は、通信回線による伝送又は本決済事業者が認めた方法により行うものとします。なお、本決済事業者が特別に認めた場合はこの限りではないものとする。

第 60 条（月次等決済の中断）

理由の如何を問わず、甲は、乙又は本決済事業者から甲への債権買取代金又は立替払金の支払いが行われなかった場合、以後、将来において発生する月次等債権について、月次等決済を行わないものとする。

第 61 条（債権の買戻し又は立替払契約の取消、解除等）

乙又は本決済事業者は、本規約の他の規定に定める事由のほか、以下のいずれかの事由に該当する場合についても、月次等債権の買取り又は立替払契約を取消し、若しくは解除できるものとする。なお、かかる債権買取り又は立替払契約の取消し等については、本規約の他の規定に定める事由により債権買取り又は立替払契約の取消し等が行われた場合と同様に扱われるものとします。

- (1) 甲が第 52 条又は第 56 条に基づくカード会員の同意を得ることなく月次等決済を行ったとき
- (2) 甲が第 53 条第 1 項又は第 2 項に違反するとき
- (3) 甲が第 54 条又は第 55 条に基づく有効性確認を行わずに月次等決済を行ったとき
- (4) 甲が第 54 条又は第 55 条に基づき有効でないとの通知を受けた指定カードにつき月次等決済を行ったとき
- (5) 甲が第 55 条に違反して乙又は本決済事業者の事前承認を得ずに月次等決済を行ったとき
- (6) 前各号のほか、甲が本章の規定に違反したとき
- (7) 甲とカード会員との月次商品等にかかる契約自体が無効又は取消原因を有するとき
- (8) 甲とカード会員の間第 51 条第 1 項の紛議等が生じていることが判明したとき
- (9) カード会員より、甲への月次商品等にかかる契約の申込又は月次等決済の申込がカード会員自身によるものではないことの申し出があったとき

第 62 条（月次等決済の終了）

甲、乙又は本決済事業者は、書面により 3 か月前までに相手方に対し予告することにより、本節に基づく月次等決済の取り扱いを終了することができるものとする。月次等決済の取り扱いが終了した場合、甲は、月次等決済の申込をしたすべてのカード会員に対して、以後月次等決済を行わない旨をすみやかに告知するものとする。

第 4 節 前払いサービスに関する特約

第 63 条（総則）

甲が JCB カードによる前払いサービスを利用する場合、本節の規定が適用されるものとする。本規約本文及び第 1 節と本節の規定が抵触する場合、本節の規定が優先するものとする。

第 64 条（前払いサービス代金の取扱い）

1. 「前払いサービス」とは、1 回の信用販売等（信用販売及び通信販売のうち、本章に基づき甲が行うものを指す。以下同じ。）によって、継続的又は複数回にわたり提供を行うサービス（ただし、サービスの対象期間が別表＜前払い取扱い条件＞の

前払期間以内のものに限る。)をいう。なお、別表<前払い取扱い条件>の前払期間を超えるサービスの取扱いはできないものとする。

2. 甲は、本節の規定に基づき甲が提供する別表<前払い取扱い条件>の前払取扱い限度額に定める前払いサービスに係る代金（以下「前払いサービス代金」という。）において信用販売等を行うことができるものとする。
3. 本章の他の規定にかかわらず、本節の規定に基づき甲が前払いサービス代金のカード利用として取扱うことのできる支払区分は、ショッピング1回払いのみとする。

第 65 条（事前承認の義務）

甲は、前払いサービスの提供期間が終了する場合、事前に、カード会員に対し、書面又はカード会社及び本決済事業者の認めた方法により、前払いサービス利用の継続の意思を確認するものとし、当該確認なくして提供期間終了後に前払いサービス提供を継続してはならないものとする。カード会員に前払いサービス利用の継続の意思があることを確認した場合には、甲は、本規約の他の規定に定める方法に従い信用販売等を行うものとする。

第 66 条（取扱金額及び取扱期間の変更）

乙又は本決済事業者は、前払いサービスを利用した信用販売等につき、取扱金額や取扱期間に制限を設けること、又はこれを停止することを請求することができ、この請求があった場合には、甲は、速やかにこれに従うものとする。

第 67 条（前払いサービスの終了）

甲、乙又は本決済事業者は、書面により 3 か月前までに相手方に対し予告することにより、本節に基づく前払いサービスの取り扱いを終了することができるものとする。

別表<前払い取扱い条件>

前払い期間	1 年間
前払い取扱い限度額	3 万円

第5節 事前決済取扱いに関する特約

第68条（総則）

甲がJCBカードによる事前決済を利用する場合、本節の規定が適用されるものとする。本規約本文及び第1節と本節の規定が抵触する場合、本節の規定が優先するものとする。

第69条（事前決済）

1. 「事前決済」とは、本章の他の規定にかかわらず、カード会員からの注文受領後本決済事業者所定の期間以上経過して、カード会員に提供する商品等（以下「事前決済対象商品等」という。）につき、甲がカード会員からの注文受領時において信用販売等を行う決済方法をいう。
2. 甲は、本節の規定に基づき事前決済を行うことができるものとする。

第70条（事前決済対象の制限）

1. 甲が事前決済の方法でカード会員との間で決済することができる料金は、別表<事前決済取扱い条件>に定める事前決済対象商品等に係る代金（以下「事前決済代金」という。）に限るものとする。なお、申込の取消料及び変更料を事前決済代金に含めることはできないものとする。
2. 事前決済の対象とすることのできる事前決済対象商品等は、当該権利の行使開始日又は当該商品等の到着予定日から起算して3ヶ月以内のものに限るものとする。また、継続的又は複数回にわたって行使又は送付が必要な事前決済対象商品等は取扱えないものとする。
3. 本章の他の規定にかかわらず本節の規定に基づき、甲が信用販売等において取り扱うことができる支払い区分は、ショッピング1回払いのみとする。

第71条（事前決済の受付方法等）

1. 甲は、カード会員から事前決済の申込を受けた場合、カード会員の氏名・住所・連絡先を確認し以下の内容を、カード会員に対し書面又はインターネットの画面等において告知し、カード会員からの承諾を得るものとする。
 - (1) 甲は、信用販売等による事前決済の申込日において、事前決済代金に係る売上の計上及び会員請求を行う旨
 - (2) 商品等の提供日（確定していない場合には、商品等の提供予定日）
 - (3) 申込の取消・変更についてカード会員より取消料又は変更料を徴収する場合は、その旨及びキャンセルポリシー
2. 前項第2号において、商品等の提供予定日をカード会員に告知した場合、甲は、商品等の提供日が確定し次第速やかにこれをカード会員に通知するものとする。
3. 甲は、前二項に基づく商品等の提供日に遅れた場合、カード会員に対し、その旨及び新たな提供日を通知するものとする。

第72条（取扱金額及び取扱期間の変更）

乙又は本決済事業者は、事前決済を利用した信用販売等につき、取扱金額や取扱期間に制限を設けること、又はこれを停止することを請求することができ、この請求があった場合には、甲は、速やかにこれに従うものとする。

第73条（事前決済の終了）

甲、乙又は本決済事業者は、書面により3か月前までに相手方に対し予告することにより、本節に基づく事前決済の取り扱いを終了することができるものとする。

別表<事前決済取扱い条件>

事前決済期間	3 か月
--------	------

第3章 SMBC ファイナンスサービス加盟店に関する特則

第74条（総則）

乙が、甲の代理人として、甲と SMBC ファイナンスサービス株式会社（以下、本章において「本決済事業者」という。）との間の加盟店契約を締結する場合、本章の規定が適用されるものとする。本規約本文及び第1章と本章の規定が抵触する場合、本章の規定が優先するものとする。

第75条（加盟店規約等の遵守）

甲は、本決済事業者所定の最新の加盟店規約（通信販売〔含 EC〕用）（https://www.cedyna.co.jp/business/kameiten/card_service/pdf/202007012.pdf）その他同社が定める規定、ルール及び指示等（改定された場合は改定後のものを含む。）における加盟店の義務を遵守し、また、加盟店としての責任を負うものとする。

第4章 三菱UFJニコス加盟店に関する特則

第76条（総則）

乙が、甲の代理人として、甲と三菱UFJニコス株式会社（以下、本章において「本決済事業者」という。）との間の加盟店契約を締結する場合、本章の規定が適用されるものとする。本規約本文及び第1章と本章の規定が抵触する場合、本章の規定が優先するものとする。

第77条（包括代理契約の遵守）

1. 甲は、甲の名称・商号・屋号・所在地・電話番号・代表者氏名・カード取扱店舗等の情報（以下「甲の情報」という。）について、乙又は本決済事業者から提供を求められたときには、乙所定の方法で、直ちに届出るものとする。また、甲は乙が本決済事業者との間で締結している包括代理通信販売加盟店契約の内容（内容の変更が生じた場合は変更後の内容を含み、以下「本加盟店契約」という。）を厳守するものとする。
2. 甲は、甲の届出事項に変更が生じた場合には、速やかに乙に乙所定の方法で届出るものとする。
3. 乙に事故があつて包括代理契約に定める本決済事業者に対する債務を履行できない場合、その他本決済事業者が必要と認めた場合、甲は、本決済事業者の指示に従い、自己が行った通信販売に関し乙が本決済事業者に対し負担する債務に限り、乙に代わって履行するものとする。

第78条（カード取扱店舗等）

1. 甲は、あらかじめ乙所定の方法で、カード取扱店舗及びホームページのURLを乙に届け出るものとする。
2. 甲は、申込みの誘引に使用する書面、ホームページ等に本決済事業者の指定する加盟店標識を表示するものとする。
3. 甲は、ホームページ等に表示する商品や役務のほかに、わかりやすく甲名称を表示するものとする。
4. 甲は、本決済事業者がカード会員のカード利用促進等のために、甲の個別の了承なしに、印刷物などに、甲の商号、屋号その他営業に用いる名称及び所在地などを掲載又は表示することを、あらかじめ異議なく認めるものとする。
5. 甲はカード取扱店舗に対して、本加盟店契約の内容を周知徹底させ、甲のカード取扱店舗においても本加盟店契約を遵守させるものとする。
6. カード会員に提供する商品等が、継続的役務等である場合、甲は、本決済事業者が別途定める登録型通信販売加盟店特約に従うものとする。
7. 甲は、本決済事業者に対して、本加盟店契約に基づき通信販売を開始する時点において次の各号のいずれにも該当しないこと、及び将来にわたっても該当しないことを表明し、確約するものとする。
 - (1) 特定商取引法に定められた禁止行為に該当する行為を行ったこと、及び直近5年間に同法による処分を受けたこと。
 - (2) 消費者契約法において消費者に取消権が発生する原因となる行為を行ったこと、及び直近5年間に同法違反を理由とする敗訴判決を受けたこと。
 - (3) その他乙又は本決済事業者に届け出た事項が真実に反すること。
8. 甲は、前項の表明した内容が真実に反すること、又は反するおそれがあることが判明した場合、乙及び本決済事業者に対して、直ちにその旨を申告するものとする。
9. 甲は、第7項第1号若しくは第2号に該当する事由が新たに生じた場合、又は生じるおそれがある場合、乙及び本決済事業者に対して、直ちにその旨を申告するものとする。

第79条（信用照会システムその他の機器等）

甲は、信用照会システム、売上票等並びに売上集計票その他の通信販売に関する書類等、加盟店標識及びサービスマーク（デジタルデータ化されたものを含む。）等の用度品を通信販売を行うために使用するものとし、これらを通信販売以外の目的に使用し、また、これらを第三者に使用させてはならないものとする。

第80条（取扱いカード）

1. 甲は、顧客が伝達したカード番号等及びカード会員氏名等の様式要件が具備されているカードを取扱うものとする。
2. 乙又は本決済事業者は、前項に適うカードであっても、カード利用状況等により、特定カードについて、通信販売の取扱いをできない旨の指定（以下「無効カード通知」という。）を行うことができるものとする。

第81条（取扱商品）

1. 甲は、取扱商品等の概要について、原則として事前に乙を通じて本決済事業者に届出るものとし、乙及び本決済事業者の承認を得るものとする。なお、乙及び本決済事業者の承認を得た後に、取扱商品等の内容を変更する場合についても同様とする。
2. 甲は、乙及び本決済事業者の承認を得た後においても、乙又は本決済事業者より取扱商品等について、取扱中止要請があった場合は、その指示に従うものとする。
3. 甲は、本加盟店契約に基づく通信販売においては、以下の商品等を取扱うことはできないものとする。
 - (1) 金券、金地金又は有価証券。
 - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの。
 - (3) 銃刀法、麻薬取締法、ワシントン条約、医薬品医療機器等法その他の関連法令の定め違反するもの又はそのおそれのあるもの。
 - (4) 第三者の肖像権、著作権、知的財産権、その他権利などを侵害するもの又はそのおそれのあるもの。
 - (5) 本決済事業者又は乙が甲に対し通知し又は公表（乙又は本決済事業者のホームページにおける変更内容の掲載その他合理的方法による。）する、乙、本決済事業者若しくは提携会社が甲における取扱いを禁止した商品等。
 - (6) 提携会社の規則等により取扱いが禁止されるもの（提携会社が公序良俗に反すると判断したもの及び提携会社の規則等における取扱いのための条件を満たさないものを含む。）。
 - (7) カード会員との紛議若しくは不正使用の実態等に鑑み又は本決済事業者及び提携会社のブランドイメージ保持の観点から、乙又は本決済事業者が不相当と判断したもの。
 - (8) その他乙又は本決済事業者が不相当と判断したもの。
4. 甲は、原則として旅行商品、酒類その他の販売又は提供にあたり許認可を得るべき商品等の通信販売をする場合は、あらかじめ乙にこれを証明する関連書類を提出し、乙を通じて本決済事業者の承諾を事前に得るものとする。また、甲が前記の許認可を喪失した場合は、直ちにその旨を乙に通知し、当該商品等の通信販売を取扱わないものとする。
5. 甲は、乙及び本決済事業者が承認した場合以外は、ギフトカード・商品券・印紙・切手及び乙又は本決済事業者が別途指定する商品等について通信販売を行わないものとする。

第82条（通信販売の申込・受付）

1. 甲は、カード会員から通信販売の申込みを、コンピュータ通信・郵送・電話・ファクシミリなどの手段等により受け付けるものとする。
2. 甲は、申込み受付を郵送・ファクシミリで行う場合、申込書の書式についてあらかじめ乙の了解を得たうえで使用するものとする。
3. 甲は、電子商取引を行う場合には、通信販売に関するシステム及びデータを第三者

に閲覧、改ざん又は破壊されないために、乙があらかじめ適当と認める方法により暗号化その他のセキュリティ保持のための措置を講じるものとし、かかる措置が講じられなかった場合には、これより生じた損害について一切の責任を負うものとする。なお、コンピュータ技術の向上などに伴い、乙又は本決済事業者が必要と認めた場合には、甲は、甲の負担において、暗号化の方法を乙又は本決済事業者の指示に従い変更するものとする。

4. 甲は、あらかじめコンピュータ通信等に用いるデータの構造、様式、カード会員のコンピュータに表示されるデータ入力画面の見本（ハードコピー）を乙を通じて本決済事業者へ提出し、本決済事業者の承諾を得るものとする。
5. 甲は、カード会員より通信販売の申込みがあった場合は、カード会員から次の事項（以下「申込データ」という。）を送信・送信若しくは送付させ、又はこれらの事項を聴取するものとし、また、第4号から第7号までの事項を記録するものとする。
 - (1) カード番号。
 - (2) カードの有効期限。
 - (3) カード会員のカード利用代金の支払方法。
 - (4) カード会員の氏名・住所及び連絡先。
 - (5) 商品等の名称及び申込個数並びに商品代金等の額（税・送料等の付帯費用を含む金額）。
 - (6) 商品等の配送先。
 - (7) その他乙又は本決済事業者が必要と認める事項。
6. 甲は、電子商取引においては、申込受付に際し、消費者保護の観点から以下の対応及び措置を講じるものとする。
 - (1) システム障害によるトラブルなど、予想されるトラブルにつき、一方的にカード会員が不利にならないよう取り計らうものとし、カード会員が理解できるようあらかじめ告知すること。
 - (2) 会員に対し通信販売の申込の仕組みを提示し、カード会員と甲との間の通信販売の申込時期をカード会員が明確に認識できるよう措置を講じること。
 - (3) カード会員との間で二重送信やデータ誤入力が生じないよう確認画面を表示するなど誤操作の防止措置を講じること。
 - (4) 申込受付に際しては、その受付内容をコンピュータ通信・郵送・電話・ファクシミリなどの手段によりカード会員に通知し、カード会員の申込みの意思を確認すること。
7. 甲は、次の各号に掲げるデータ等を、甲の責任において取引日ごとに整理して7年間保管するものとし、本決済事業者から請求があった場合には、すみやかにそれらを提出するものとする。なお、甲は、当該データを第三者に交付してはならないものとする。
 - (1) 申込データのうち、第5項で記録を義務付けられているもの及びこれに対するその後の処理経過。
 - (2) 発送簿、その他の商品等が発送済み又は提供済みであることを証する記録。
 - (3) 運送機関の荷受伝票その他の運送の受託を証する書面。
 - (4) 通信販売した商品等をカード会員が受領したことを証する書面。
8. 甲は、カードの暗証番号についてカード会員に送信等させてはならないものとする。

第83条（通信販売の方法）

1. 甲は、カード会員から通信販売を求められた場合、第90条に定める法令等及び基準等に従い、善良なる管理者の注意をもって、当該会員に対して次の要領により通信販売を行うものとする。
 - (1) 信用照会システムを用いてカード番号等が有効なものであることを確認するとともに、通信販売がなりすましその他のカード番号等の不正使用に該当しないことを確認し、本決済事業者所定の事項を乙を通じて本決済事業者へ通知して通信販売の承認を得るものとする。本決済事業者が承認した場合は、

承認番号を付与するものとする。

- (2) 売上票等の控え又は売上票等の記載事項を通知若しくは表示するものとする。
2. 信用照会システムの故障、電話回線障害等客観的かつ正当な理由で信用照会システムが使用できない場合で、本決済事業者が認める別の方法で通信販売の承認を得て通信販売を行う場合においても、甲は、当該通信販売がなりすましその他のカード番号等の不正使用に該当しないことを善良なる管理者の注意をもって確認した上で、本決済事業者所定の売上票等にカード番号・カード会員氏名・有効期限などを記載又は入力し、加盟店名・第84条に定める通信販売の種類（1回・分割・リボ等）・承認番号・通信販売日（カード売上日）・支払回数・金額・商品等の名称・型式・数量など所定の事項を記載又は入力のうえ、通信販売を行うものとする。
3. 甲は、商品若しくは権利についてはその発送日又は配信日、役務についてはその提供日を通信販売日として、申込データに基づき本決済事業者所定の売上票等を作成するものとする。
4. 甲は、割賦販売法が適用される通信販売の場合、同法に定める事項に係る情報を遅滞なくカード会員へ提供するものとする。また、甲は、本項に定める以外の割賦販売法その他法令上甲に課されるカード会員に対する情報提供義務を遵守するものとする。
5. 甲は、コンピュータ関連ソフトウェアやデジタルデータ等（動画ファイル、音楽ファイル等含む。以下同じ。）のコンピュータ通信によるダウンロード（ストリーミングを含む。）など、配送を伴わない商品等を取扱う場合は、あらかじめ本決済事業者の指定する方法により通信販売を行うものとする。
6. 甲は、本条各項に定める事項を善良なる管理者の注意義務をもって行うものとする。

第84条（通信販売の種類）

1. 甲が取扱うことができる通信販売の種類は、クレジットカードについては、1回払い、2回払い、分割払い（ボーナス併用分割払いを含む。）、ボーナス一括払い及びリボルビング払いとし、クレジットカード以外のカードについては乙及び本決済事業者が認める種類のみとする。なお、1回払い以外の通信販売の種類については、乙及び本決済事業者が承認したカード取扱店舗及びホームページに限り取扱いができるものとする。また、分割払いの分割回数は乙及び本決済事業者が認める回数を取扱うことができるものとする。
2. 前項にかかわらず、カード会社等のうち、日本国外の会社又は組織・金融機関が発行するカードの取扱いについては、1回払いのみとする。
3. 通信販売の種類のうち、第1項のボーナス一括払いの通信販売取扱期間は別表（ボーナス一括払いの通信販売取扱期間）のとおりとする。

第85条（通信販売に関わる広告）

1. 甲は、甲の計算と責任において通信販売に関する広告（オンラインによる広告を含む。）の企画及び制作を行うものとする。
2. 甲は、通信販売に係る広告を行うにあたり、以下の事項について表示するものとし、カード会員の判断に錯誤を与えるおそれのある表示、公序良俗に反する表示は避けるものとする。また、本決済事業者から訂正又は削除の申出があった場合は直ちにその申出に従うものとする。
 - (1) 甲の名称。
 - (2) 甲の屋号又は商号。
 - (3) 甲の住所、電話番号（電子商取引においては電子メールアドレスを併記）。
 - (4) 通信販売により取扱う商品等。
 - (5) 甲の責任者名及び責任者への連絡方法。
 - (6) 商品代金等の額、送料、その他必要とされる料金。
 - (7) 商品等の引渡し又は提供時期。
 - (8) 商品代金等の支払の時期及び方法。

- (9) 商品等の返品及び取消に関する説明。
 - (10) 消費者の個人情報保護に関する説明。
 - (11) ホームページサイトにおけるセキュリティに関する説明。
 - (12) 電子商取引においては当該データを暗号化しても完全に機密性が保持できないこと、及びデータの機密性が保持できなかった場合でも乙及び本決済事業者には全く責任がない旨の警告文。
 - (13) その他、法令等により表示が義務づけられた事項及び乙及び本決済事業者が必要と認める事項。
3. 甲は、社団法人日本通信販売協会が定める返品及び広告に関する自主基準を尊重するものとする。
 4. 甲は、広告宣伝費用、カード会員との契約締結費用等、カード会員との取引に要する費用を負担するものとする。
 5. 甲の広告媒体はすべて本加盟店契約の対象とし、甲は、それぞれの媒体にカードが使用できる旨明示するものとする。
 6. 甲は、商品等の価格表示については、すべて円建てで行うものとする。

第 86 条 (商品等の引渡し・提供・返品)

1. 甲は、カード会員に通信販売を行う場合、以下を遵守するものとする。
 - (1) 甲は、安全確実な方法によりカード会員の指定する場所に速やかに（原則として通信販売の申込み受付日から起算して 2 週間以内）、商品等を引渡し又は提供するものとする。ただし、商品等の引渡し又は提供に遅延が生じる場合は、カード会員に対して書面又は適切な方法をもって引渡時期等を通知するものとする。
 - (2) 甲は、カード会員が商品等の送付先として郵便局内私書箱・私設私書箱などの商品等の受領確認が不明確となるおそれのある住所を指定した場合、当該住所に商品等を発送しないものとし、カード会員に商品等発送ができない旨連絡するものとする。発送した場合は当該通信販売代金及びこれによって生じた紛争について甲が全責任を負うものとする。
 - (3) 甲がソフトウェアのダウンロード販売を行う場合は、乙及び本決済事業者が事前に承認した甲所定の方法によるカード会員の購入承諾をもって商品等の発送とみなすものとする。
2. 甲は、通信販売に係る商品等を複数回に分けて又は継続的に引渡し若しくは提供する場合において、カード会員に対して書面又は適切な方法をもって引渡時期、引渡期間又は提供時期、提供期間を通知するものとする。また、この場合において、甲の事由により商品等の全部又は一部の引渡し又は提供が不能又は困難となったときは、甲は直ちにその旨をカード会員並びに乙及び本決済事業者に連絡するものとする。
3. 甲は、クーリングオフを受付けるものとし、その旨を販売時点において表示するものとする。ただし、クーリングオフを受付けないことについて特定商取引法の定めるところにより所定の表示をした場合には、この限りでないものとする。
4. 甲は、カード会員からのクーリングオフを受付けた場合には、当該クーリングオフに係る商品等が返却到着した日又は当該クーリングオフが成立した日を基準日（カード売上日）として申込取消を受付け、第 95 条に従い処理するものとする。

第 87 条 (通信販売における遵守事項等)

1. 甲は、本決済事業者が甲に交付した売上票等又は本決済事業者が事前に承認した売上票等を用いて通信販売するものとし、他の加盟店等が交付を受けた売上票等を流用することはできないものとする。また、本決済事業者から交付を受けた売上票等は甲の責任において保管、管理し、他に譲渡する等の行為は一切できないものとする。
2. 甲は、売上票等が汚損、破損等し、売上票等の記載事項の全部又は一部の読取が不

能なもの（不鮮明なものを含む。）は取扱うことはできないものとする。また、売上票等記載金額の訂正はできないものとする。

3. 通信販売額は、当該通信販売に係る通信販売代金に限られるものとし、現金の立替、過去の売掛金等又はこれらを含めた金額を通信販売額として記載することはできないものとする。また、通信販売額、売上日、通信販売の種類等につき不実の記載をしてはならないものとする。なお、記載金額に誤りがある場合には、当該売上票等を破棄し、新たに本加盟店契約に定めるところに従い売上票等を作成するものとする。また、通常1つの売上票等で処理すべき通信販売額を分割して複数の売上票等で処理することはできないものとする。
4. 甲は、第三者が有する債権を当該第三者から譲受け又は当該第三者に代わって甲による通信販売に係る債権として本決済事業者に立替払い請求することはできないものとする。
5. 甲は、本決済事業者の承認のないカード取扱店舗及びホームページでの通信販売の取扱いはできないものとする。
6. 前各項の他、甲は、本加盟店契約又は法令、商慣習等に反した通信販売の取扱いはできないものとする。
7. 利用申出のあるカード番号等につき、利用申出者とカード名義人の同一性に疑いがある場合、同一人物が異なる名義の複数のカードの利用を申出する場合、あるいは異常に大量又は高価な購入申込みの場合、換金を目的としたカード利用の疑いがある場合等、通信販売の申込みの不審な点が認められる場合は、甲は、乙を通じて本決済事業者に連絡して、乙及び本決済事業者の指示に従うものとする。
8. 甲は、本決済事業者が甲に対し通知し又は公表（本決済事業者のホームページにおける変更内容の掲載その他合理的方法による。）する本決済事業者又は提携会社が甲における取扱いを禁止した商品等の通信販売、違法な若しくは公序良俗に反する商品等の通信販売、違法若しくは不適切な方法による商品等の通信販売及びその他のこれらに類する不正、不健全な通信販売をしてはならないものとする。
9. 甲は、他のカード会社等との間でカードの取扱いに関する加盟店契約を締結している場合であっても、カード会員から本決済事業者発行のカード番号等による通信販売を求められた場合には、当該通信販売の承認を他のカード会社等から得てはならないものとする。ただし、システム障害により本決済事業者からの通信販売の承認を得られない場合等やむをえない場合はこの限りではありません。
10. 甲は、他のカード会社等との間でカードの取扱いに関する加盟店契約を締結している場合であっても、第83条第1項又は同条第2項に基づき本決済事業者から通信販売の承認を得た場合には、他のカード会社等に対し、当該承認を得た通信販売に係る通信販売代金の立替払いの請求又は当該通信販売に係る債権の譲渡を行ってはならないものとする。ただし、システム障害により本決済事業者に対する立替払いの請求が不能となった場合等やむをえない場合はこの限りではない。
11. 甲は、提携会社のロゴ又はマーク等の使用について、提携会社の定める基準又は乙、本決済事業者若しくは提携会社の行う指示に従って行うものとする。また、甲は、提携会社のロゴ又はマーク等の使用又は表示については、本加盟店契約の終了又は乙、本決済事業者若しくは提携会社が停止を通知した場合には停止するものとする。
12. 甲は、その事業の遂行（本加盟店契約に基づく通信販売に限らない。）において、甲に適用される一切の法令及び行政通達等を遵守しなければならないものとする。

第88条（信用照会システムによる通信販売）

1. 甲は、本決済事業者が認めた信用照会システムを設置又は導入した場合は、すべての通信販売について信用照会システムを使用してカード番号等の有効性を確認し、本決済事業者からの通信販売の承認を得るものとする。この場合、その他の取扱手続きは第83条に準じるものとする。
2. 甲は、信用照会システム等の使用にあたり、本決済事業者が別に定める信用照会システム設置に関する規約等若しくは提供会社が別に定める信用照会端末機等に関する

る規約等を遵守するものとする。

第 89 条（無効カード等の取扱い）

甲は、カード会員に通信販売を行う場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、カード利用申込者に対する通信販売を拒絶し、直ちに乙を通じて本決済事業者に対して当該事実を連絡し、乙及び本決済事業者の指示に従うものとする。

- (1) 本決済事業者から無効を通知されたカードの利用申出を受けたとき。
- (2) 申込者がカード会員本人以外であると疑われるとき。
- (3) カード使用状況が不審と思われるとき。

第 90 条（円滑な通信販売及び法令等の遵守）

1. 甲は、通信販売に関し、カード会員に対して掲示等する広告その他の書面等及び通信販売の方法等について、割賦販売法、資金決済法、特定商取引法、景品表示法、消費者契約法、個人情報保護法その他の法令（以下「法令等」という。）並びに本加盟店契約、本決済事業者が定める「カードお取扱いの手引き」及び次項に規定される本決済事業者が通信販売の方法等について定める基準（本決済事業者が当該基準を変更したときは変更後の基準を含むものとする。以下これらを総称して「基準等」という。）を遵守するものとする。
2. 甲は、本決済事業者が、提携会社の規則、実行計画その他実務上の指針等をふまえて、以下の各号記載の事項を含む通信販売の方法等についての基準を定めたときは、当該基準を遵守の上で通信販売を行うものとする。なお、本決済事業者は、当該基準を甲に通知し又は本決済事業者のホームページへの掲載その他合理的方法により公表するものとする。
 - (1) カード番号等の管理に必要な情報セキュリティの基準。
 - (2) 前号の基準を満たすために必要な措置。
 - (3) カード又はカード番号等の不正使用を防止するために必要な基準。
 - (4) 前号の基準を満たすために必要な措置。
 - (5) その他乙又は本決済事業者が必要と認めた事項。
3. 乙又は本決済事業者は、甲の行う通信販売についてカード会員等から苦情があった場合、その他乙又は本決済事業者が必要と認めた場合には、その通信販売が乙及び本決済事業者へ届出たところから従って行われているかどうか、並びに通信販売方法等が法令等及び基準等に適合しているか否か適宜調査することができるものとし、甲はこの調査に協力するものとする。
4. 乙又は本決済事業者は、甲の行う通信販売について甲の取扱商品等又は通信販売方法等が本加盟店契約に基づく通信販売として不適当と判断した場合、甲のセキュリティ保持の措置を不適当と判断した場合、又は、カード会員等からの苦情対応のため必要と判断した場合には、甲に対しこれらの変更・改善等の措置を請求できるものとし、甲は、乙又は本決済事業者からの請求に応じて、直ちに変更・改善等の措置をとるとともにその結果を乙及び本決済事業者に通知するものとする。
5. 前項の場合、乙及び本決済事業者は、甲による変更、改善等の措置がとられるまでの間は、通信販売を禁止等し又はこれとともに通信販売に係る通信販売代金の立替払いを留保することができるものとする。なお、留保金には利息を付さないものとする。

第 91 条（不利益な取扱いの禁止）

甲は、カード番号等の利用を申出たカード会員に対して正当な理由なくして通信販売を拒絶し、又は直接現金での支払若しくは当該カード以外のクレジットカードその他の支払手段による支払を要求する等の行為はできないものとする。また、カード会員に現金客と異なる代金等を請求する、又は、取扱商品等若しくは通信販売の対象とする商品代金等の額につき制限を設けるなど、カード会員に不利益となる差別的な取扱いをすることはできないものとする。

第 92 条（立替払いの請求）

甲は、直接本決済事業者に対し、立替払いの請求ができないものとする。

第 93 条（立替払い）

本決済事業者の乙に対する支払い（本決済事業者が委託した第三者による支払いを含む。）のうち、甲による通信販売に係る通信販売代金（以下「甲の通信販売代金」という。）の立替払いについては、乙は、第 3 条第 1 項に定める包括的代理権に基づき甲の代理人としてこれを受領するものであり、本決済事業者が乙指定の金融機関口座に甲の通信販売代金からこれに対応する本決済事業者所定の加盟店手数料を差引いた金額を振込んだ時点において、本決済事業者の甲に対する当該甲の通信販売代金の立替払いは履行されたものとする。

第 94 条（商品の所有権移転）

1. 甲がカード会員に通信販売を行った商品の所有権は、本決済事業者から乙宛に支払が行われた時に甲から本決済事業者に移転するものとする。ただし、本決済事業者から支払われた後に、第 86 条第 4 項、第 95 条、第 99 条等に基づき通信販売代金の支払が取消された場合、当該商品の所有権は甲が支払済の通信販売代金を乙を通じて本決済事業者に戻したときに甲に復帰するものとする。
2. 甲が、偽造、変造若しくは模造されたカードの使用又は第三者によるカード番号等の使用等により、カード会員本人以外の者に対して誤って通信販売を行った場合であっても、本決済事業者が乙に対し支払を行った場合には、通信販売を行った商品の所有権は、本決済事業者に帰属するものとする。なお、この場合にも第 1 項の但書の規定を準用するものとする。
3. 通信販売した商品の所有権が甲に属する場合でも、本決済事業者が必要と認めるときは、本決済事業者は、本決済事業者の甲に対する通知の有無にかかわらず、甲に代って商品を回収することができるものとする。

第 95 条（キャンセル処理）

1. カード会員から通信販売の取消、若しくは解約、商品等の返品、変更等の申出（ただし、第 96 条第 1 項を理由とする申出を除く。）があり、甲がこれを受け入れる場合には、甲は取消伝票等に本決済事業者所定の事項を記載して、乙を通じて、第 92 条に準じて本決済事業者に提出するものとする。
2. 前項に基づき取消等した通信販売に係る通信販売代金が本決済事業者又は乙による支払前の場合、本決済事業者及び乙は当該通信販売代金の支払を行わないものとする。また、前項に基づき取消等した通信販売に係る通信販売代金が既に本決済事業者より甲に支払済の場合、甲は、乙を通じて、本決済事業者の請求により本決済事業者所定の方法で当該支払済の通信販売代金を本決済事業者に戻すものとする。また、本決済事業者及び乙は、次回以降に支払予定の通信販売代金よりこれを差引くことができるものとする。なお、次回以降に支払予定の通信販売代金が差引くべき金額に足りないときは、甲は、乙を通じて、本決済事業者の請求によりその不足額を支払うものとする。
3. 甲が第 83 条第 1 項及び同条第 2 項に基づき本決済事業者から通信販売の承認取得後、立替払いの請求を行わない場合、甲は、本決済事業者所定の方法により、速やかに承認取消処理を行うものとする。
4. 乙に事故があり第 2 項の本決済事業者に対する返還ができない場合、又は乙が第 2 項の本決済事業者に対する返還を怠った場合は、甲は自己の売上について、乙に代わって本決済事業者に直接返還若しくは支払うものとする。なお、本項の規定は、本加盟店契約所定の規定に基づく本決済事業者に対する金銭の返還に準用する。

第 96 条（商品等の瑕疵・カード会員のカード利用否認）

1. 甲が、次の各号のいずれかに該当する場合、甲は、乙に通知するとともに、甲の責任において、対処、解決にあたるものとする。
 - (1) 通信販売した商品等につき、その全部又は一部の引渡し又は提供がない場合。
 - (2) 通信販売した商品等につき瑕疵があり、又は故障等が生じた場合。
 - (3) 通信販売の勧誘方法、広告方法、販売方法、商品等の引渡し・提供方法、商品等のアフターサービス上、その他の事由によりカード会員から苦情、要請、相談等があったとき、又はこれらによりカード会員との間で紛議等が生じた場合。
 - (4) カード会員から自己のカード利用によるものではない旨の申出があった場合。
2. 前項の場合において、カード会員若しくはカード会社等が本決済事業者に対するカード利用代金の支払を拒んだとき又はカード会員若しくはカード会社等の本決済事業者に対する当該支払が滞ったとき、当該通信販売代金の甲に対する支払は以下のとおりとする。
 - (1) 当該通信販売代金が支払前の場合、本決済事業者及び乙は当該通信販売代金の支払いを留保できるものとする。
 - (2) 当該通信販売代金が支払済の場合、甲は本決済事業者又は乙から請求あり次第直ちに当該通信販売代金相当額を乙に返還するものとする。
 - (3) 本決済事業者又は乙が甲に通知した日から2ヶ月以内に前項の紛議等が解消した場合、乙は甲に当該通信販売代金を支払うものとする。
3. 甲は、第1項の紛議等の解決にあたり、乙及び本決済事業者の事前の承諾なく、当該カード会員に対して、通信販売代金相当額その他の金銭の交付を行わないものとする。これに反したことにより生じる一切の責任は甲の責任とする。

第97条（支払停止の抗弁）

1. カード会員がカード会社等からのカード利用代金の請求に対し、支払停止の抗弁を主張したことが判明したときは、乙は甲に、その旨を通知するものとし、甲は直ちに当該抗弁事由の解消に努めるものとする。
2. 前項に該当する場合、当該代金の甲に対する支払は前条第2項を準用する。
3. 第1項の抗弁事由の解消に際しては、前条第3項を準用する。

第98条（期限の利益の喪失・相殺）

1. 甲が本加盟店契約又は本決済事業者との他の契約に基づくいずれかの債務の一つでもその支払を延滞した場合、甲は、本決済事業者からの書面による通知によって、本決済事業者に対する一切の債務について期限の利益を失うものとする。
2. 本決済事業者は、本決済事業者が甲に対して有する一切の債権（本加盟店契約に基づく債権に限らない。）と、本決済事業者が甲に対して負担する一切の債務（本加盟店契約に基づく債務に限らない。）とを、その支払期限の如何にかかわらず、対当額をもって相殺することができるものとする。この場合、本決済事業者は書面により通知するものとする。
3. 前項に基づく相殺にあたっての、手数料及び利息等の計算は、その期間を相殺通知の到達の日までとする。

第99条（支払の留保・支払金の返還）

1. 乙は、第93条の規定にかかわらず、売上票等又は売上票等に係る通信販売が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該通信販売に係る本決済事業者の通信販売の承認の有無にかかわらず、甲に対し当該通信販売に係る通信販売代金の支払を行わないものとする。また、当該通信販売代金が支払済の場合には、甲は、本決済事業者の選択により、本決済事業者の請求があり次第直ちに乙を通じて当該代金を返還するか、又は当該代金を乙に対する次回以降に支払予定の通信販売代金から差引くことにより返還するものとする。
 - (1) カード会員より自己の利用によるものではない旨の申出が、本決済事業者、

- 他のカード会社等、甲又は乙にあったとき。
- (2) 売上票等が正当なものでないとき、又は売上票等の記載内容に不実不備があるとき。
 - (3) 本加盟店契約に基づき取扱うことのできるカード以外のクレジットカードその他の支払手段にて通信販売を行い、本決済事業者宛に支払請求をしたとき。
 - (4) 第 81 条、第 83 条、第 87 条、第 89 条、第 90 条又は第 105 条に反して、通信販売を行ったとき。
 - (5) 通信販売を行った日から 10 日を超え、60 日以内に本決済事業者が受領した売上票等であって、当該売上票等に係るカード会員のカード利用代金が、本決済事業者においてカード会員より回収することが困難又は不能（他のカード会社等の本決済事業者に対するカード利用代金の支払拒絶や支払取消によって回収が困難又は不能となった場合を含む。）となったとき。
 - (6) 通信販売を行った日から 60 日を超えて本決済事業者が受領した売上票等であるとき。
 - (7) 原因となる通信販売に関し、第 96 条第 1 項第 1 号から第 3 号のいずれかに起因する苦情、紛議等については甲乙若しくはカード会員又はカード会社等から本決済事業者が通知を受けた日から、また第 97 条の抗弁事由については甲が本決済事業者又は乙から通知を受けた日から 2 ヶ月を経過しても解決しないとき。
 - (8) カード会員が商品等の売買契約又は役務提供契約を解約したにもかかわらず、第 95 条に定める手続きを行わないとき。
 - (9) 甲の事情により、カード会員に対する商品等の引渡し、提供が困難になったとき。
 - (10) 甲が第 116 条に定める調査、報告、資料の提出又は協力をしないとき。
 - (11) 甲又は乙から提出された売上票等・売上請求に疑義があることを理由として第 116 条に定める調査が開始された場合において、当該調査開始日から 30 日が経過してもなお当該疑義が解消しないとき。
 - (12) 本決済事業者が第 112 条に基づき本加盟店契約を解除した日以降又は第 111 条により甲若しくは本決済事業者が本加盟店契約を解約するために申出た指定解約日以降に通信販売されたものであるとき。
 - (13) その他、通信販売が本加盟店契約のいずれかに違反して行われていることが判明したとき。
2. 乙は、第 93 条の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事由が解消するまでの間、通信販売代金その他乙が甲に支払うべき金額の全部又は一部の支払を留保することができるものとする。
- (1) 本決済事業者又は乙が、甲から提出された売上票等又は売上請求に疑義があると判断したとき。
 - (2) 甲が第 112 条各号に掲げる事由に該当したとき又は該当するおそれがあると乙又は本決済事業者が認めたとき。
 - (3) 乙又は本決済事業者が、売上票等又は売上票等に係る通信販売について前項各号のいずれかに該当する又はそのおそれがあると認めたとき。
 - (4) 甲が、本決済事業者との本加盟店契約以外の加盟店契約について、その支払留保事由に該当したとき。
3. 前項の支払留保後に当該留保事由が解消し、乙が当該留保金の全部又は一部の支払いを相当と認めた場合には、乙は甲に対し当該相当と認めた金額を支払うものとする。なお、この場合、乙は甲に対し、遅延損害金、損害賠償金等一切の支払義務を負わないものとし、甲はこれらを乙及び本決済事業者に請求しないものとする。

第 100 条（カード会員との継続的取引の中途解約等）

甲は、継続的取引契約を締結した場合において、当該カード会員が法令に基づき当該継続的取引契約の中途解約を申出たとき、又は、本決済事業者の承認を得たうえで当該

カード会員との合意により当該継続的取引契約を中途解約するときは、甲は、乙を通じて、直ちにその旨と継続的取引契約の中途解約に伴う当該カード会員と合意した内容の精算方法を本決済事業者へ通知するものとする。

第 101 条（加盟料、加盟店標識代金など）

1. 甲は、本決済事業者所定の加盟料を負担する場合があることを承認するものとする。また、甲は有料の加盟店標識、サービスマーク（デジタルデータ化されたものを含む。）、その他備品などに対し、本決済事業者所定の代金を支払うものとする。
2. 甲は、本加盟店契約が終了した場合であっても、前項の加盟料、その他の代金を返却されなくとも異議ないものとする。

第 102 条（商品等の受領書）

甲は、乙又は本決済事業者が求めた場合は、通信販売に係るカード会員の商品等の受領書又は通信販売した商品等の明細書を乙及び本決済事業者に提出するものとする。

第 103 条（地位の譲渡等）

1. 甲は、本加盟店契約上の地位を第三者に譲渡できないものとする。
2. 甲は、甲の乙及び本決済事業者に対する債権を第三者に譲渡、質入等をできないものとする。
3. 本決済事業者は、本加盟店契約上の地位の一部又は全部を第三者に譲渡できるものとし、甲はあらかじめこれを承認するものとする。

第 104 条（秘密情報及びカード番号等の管理責任）

1. 甲は、通信販売の実施に必要な場合その他正当な理由がある場合を除き、カード番号等を取扱ってはならないものとする。また、甲はカード番号等については、たとえ暗号化したとしても、一切保管してはならないものとする。ただし、本条第 3 項を遵守した場合を除く。
2. 甲は、本加盟店契約に基づく通信販売を行ううえで知り得た秘密情報を万全に保管し、法令等に基づき開示請求された場合を除き、乙及び本決済事業者の書面による事前の同意を得ることなく第三者に提供、開示又は漏洩してはならないものとする。また、甲は、秘密情報を通信販売を行う目的以外の目的に利用してはならず、当該利用目的に従った利用が終了次第速やかに甲の責任のもとに当該秘密情報を破棄又は消去等するものとする。
3. 甲は、自らの責任において、秘密情報及びカード番号等を漏えい、滅失若しくは毀損し、又は第三者に閲覧、改ざん若しくは破壊されることがないように必要な措置を講じ、善良なる管理者の注意をもって保管、管理するものとする。また、乙又は本決済事業者は甲に対して第 90 条第 2 項第 1 号に定める基準を別途指定することができ、この場合、甲は当該基準を遵守するものとする。
4. 甲は、本条の内容を遵守するために社内規程の整備、従業員教育、監督その他の必要な措置、及び第 90 条第 2 項第 2 号に定める措置をとるものとする。
5. 甲は、秘密情報又はカード番号等が漏えい、滅失若しくは毀損する事故が生じた場合、又は当該事故が生じた可能性がある場合、甲の故意、過失の有無にかかわらず、直ちにその旨を乙及び本決済事業者に報告するものとする。
6. 乙及び本決済事業者は、甲に前項の事故が生じ又はその可能性があると判断する合理的な理由がある場合、甲に対して当該事故の事実の有無、可能性の状況その他の報告を求める等必要な調査を行うことができ、甲はこれに応じるものとする。
7. 甲は、第 5 項の事故が生じた場合、その原因を詳細に調査のうえ、当該調査結果を直ちに乙及び本決済事業者に報告するとともに被害拡大の防止策及び有効かつ十分な再発防止策を講じるものとし、また、漏洩、滅失又は毀損の事実及び二次被害防止のための対応について、必要に応じて公表するものとし又は影響をうけるカード会員に対してその旨を通知するために必要な措置をとるものとする。なお、甲はそ

の調査を自らの負担にて行うものとし、乙又は本決済事業者は必要と認める場合には、事故の原因究明を調査する会社等を選定できるものとし、甲は選定された会社等による調査を行うものとする。また、甲は、策定した被害拡大の防止策及び再発防止策を直ちに実施するものとし、その被害拡大の防止策及び再発防止策の内容を遅滞なく乙及び本決済事業者に書面にて通知するものとする。乙又は本決済事業者が別途被害拡大の防止策及び再発防止策を策定し、甲に実施を求めた場合は、甲はその内容を遵守するものとする。

8. 第5項の事故が生じた場合であって、乙又は本決済事業者が必要と認めるにもかかわらず、甲が遅滞なく前項に定める事故事実等の公表や、カード会員に対する通知のために必要な措置（影響を受けたカード会員の特定のための情報提供等）をとらない場合には、乙又は本決済事業者は甲の同意を得ることなく、自らその事実を公表し、又は会員に対する通知のために必要な措置（影響を受けた会員の特定のための情報提供等）をとることができるものとする。
9. 甲の責に帰すべき事由により、第5項の事故が生じ、その結果、乙、カード会員、本決済事業者、カード会社等その他の第三者に損害が生じた場合、甲は当該損害につき賠償する義務を負うものとする。なお、当該損害の範囲には、次の各号に掲げるものが含まれ、かつ、これらに限定されないものとする。
 - (1) カードの再発行に関わる費用。
 - (2) 不正使用のモニタリングやカード会員対応等の業務運営に関わる費用。
 - (3) カード番号等の不正使用による損害額。
 - (4) 当該事故に関する損害賠償・違約金・制裁金等（提携会社から課される損害賠償・違約金・制裁金・弁護士費用等その他の一切の損害金を含む。以下同じ。）として、提携会社から本決済事業者又は乙が請求を受けた費用。
 - (5) 当該事故に関する損害賠償・違約金・制裁金等として、カード会社等その他の第三者から本決済事業者又は乙が請求を受けた費用。
10. 本条の規定は、本加盟店契約の終了後においても効力を有するものとする。

第105条（カード番号等の不正使用への対応責任）

1. 甲は、カード番号等の不正使用を防止するために必要な措置を講じるものとする。また、乙又は本決済事業者は甲に対して、第90条第2項第3号に定める基準を別途指定することができ、この場合、甲は当該基準を遵守するものとする。
2. 甲は、本条の内容を遵守するために社内規程の整備、従業員教育、監督その他の必要な措置、及び第90条第2項第4号に定める措置をとるものとする。
3. 甲は、カード番号等の不正使用が発生した場合、又はカード番号等の不正使用が発生した可能性がある場合、甲の故意、過失の有無にかかわらず、直ちにその旨を乙及び本決済事業者に報告するものとする。
4. 乙又は本決済事業者は、甲に前項のカード番号等の不正使用が発生し又はその可能性があるると判断する合理的な理由がある場合、甲に対して、カード番号等の不正使用発生事実の有無、可能性の状況その他の報告を求める等必要な調査を行うことができ、甲はこれに応じるものとする。
5. 甲は、第3項のカード番号等の不正使用が発生した場合、その原因を詳細に調査のうえ、当該調査結果を直ちに乙及び本決済事業者に報告するとともに被害拡大の防止策及び有効かつ十分な再発防止策を講じるものとする。なお、甲はその調査を自らの負担にて行うものとし、乙又は本決済事業者は必要と認める場合には、事故の原因究明を調査する会社等を選定できるものとし、甲は、選定された会社等による調査を行うものとする。また、甲は、策定した被害拡大の防止策及び再発防止策を直ちに実施するものとし、その被害拡大の防止策及び再発防止策の内容を遅滞なく乙及び本決済事業者に通知するものとする。乙又は本決済事業者が別途被害拡大の防止策及び再発防止策を策定し、甲に実施を求めた場合は、甲はその内容を遵守するものとする。

第 106 条 (業務の委託)

1. 甲は、乙及び本決済事業者の書面による事前の承諾なく、本加盟店契約に基づく通信販売に関する業務の全部又は一部を第三者に委託することはできないものとする。
2. 甲は、乙及び本決済事業者が本加盟店契約に基づく通信販売に関する業務の全部又は一部を第三者に委託することを承諾した場合においても、本加盟店契約に定めるすべての義務及び責任を免れないものとする。また、業務代行者が委託業務に関連して、乙、本決済事業者又は他の第三者に損害を与えた場合、甲は業務代行者と連帯して乙、本決済事業者及び他の第三者の損害を賠償するものとする。
3. 甲は、業務代行者が本加盟店契約に定める全ての義務及び責任を遵守するよう、指導する責任を負うものとする。なお、業務代行者において第 104 条第 5 項の事故が生じた場合、乙又は本決済事業者は甲を通じて業務代行者に被害拡大の防止策及び再発防止策を指導できるものとする。また、甲は業務代行者が行う委託業務に関し、責任を負うものとする。
4. 前 2 項に加え、甲が乙及び本決済事業者の承諾を得た上で、カード番号等の取扱いを第三者に委託する場合には、甲は、以下の各号に従うものとする。
 - (1) カード番号等の取扱いの委託先となる業務代行者が次号に定める義務に従いカード番号等を適確に取扱うことができる能力を有する者であることを確認すること。
 - (2) 業務代行者に対して、第 104 条第 1 項から第 7 項、第 9 項及び第 10 項に定める義務、第 105 条に定める義務、並びに第 116 条第 1 項及び第 2 項後段に定める義務と同等の義務を乙及び本決済事業者に対し負担させること。
 - (3) 業務代行者におけるカード番号等の取扱いの状況について定期的又は必要に応じて確認するとともに、必要に応じてその改善をさせる等、業務代行者に対する必要かつ適切な指導及び監督を行うこと。
 - (4) 業務代行者があらかじめ甲の承諾を得ることなく、第三者に対してカード番号等の取扱いを委託してはならないことを委託契約中に定めること。
 - (5) 業務代行者がカード番号等の取扱いに関する義務違反をした場合には、甲は、必要に応じて当該業務代行者との委託契約を解除できる旨を委託契約に定めること。

第 107 条 (変更事項の届出)

1. 甲は、乙に届出た商号、所在地、代表者、電話番号、カード取扱店舗、ホームページの URL、業種、取扱商品等、指定金融機関口座、第 90 条第 2 項第 2 号及び第 4 号に定める措置のうち甲が講じる措置その他の事項並びに乙又は本決済事業者が甲に対しあらかじめ通知する事項に変更が生じた場合には、遅滞なく乙所定の方法により届出を行うものとする。
2. 前項の届出がなかったことにより、乙又は本決済事業者からの通知、送付書類、振込金その他が延着し、又は到着しなかった場合には通常到着すべきときに甲に到着したものとみなすものとする。また、この場合において、乙又は本決済事業者からの通知、送付書類又は振込金等の受領に関し甲と第三者との間で紛議が生じた場合、甲は自らの責任において解決にあたるものとし、乙及び本決済事業者に一切の迷惑をかけないものとする。
3. 乙又は本決済事業者の責によらずに前項の延着、不到着の事態が生じた場合も前項と同様とする。

第 108 条 (通信販売の停止)

甲が次の各号のいずれかに該当する場合、乙又は本決済事業者は、本加盟店契約に基づく通信販売を一時的に停止すること（甲が使用する信用照会システム等の全部又は一部の利用を一時的に停止とすること及び通信販売の承認を保留することを含む。）ができるものとし、甲は乙及び本決済事業者が再開を認めるまでの間、通信販売（信用照会システム等の利用停止の場合は当該利用停止に係る信用照会システム等による通信販売）

を行うことができないこととする。なお、甲は乙及び本決済事業者に対し、本項に基づく通信販売の停止を理由として、損害賠償の請求その他の名目の如何を問わず金銭の請求を行うことはできないものとする。

- (1) 第 104 条第 5 項に記載する秘密情報又はカード番号等に関わる事故が生じた疑いがある場合。
- (2) 甲が第 112 条各号のいずれかに該当する疑いがある場合。
- (3) 甲においてカード番号等の不正使用が発生した、又は発生し得る疑いがある場合（第 83 条第 1 項又は同条第 2 項に基づき甲が本決済事業者に承認を求めた通信販売について、本決済事業者所定の不正検知システム等によりカード番号等の不正使用の疑いがあると判定された場合を含む。）。
- (4) 甲における通信販売に関して、他のカード会社等より、甲においてカード番号等の不正使用が発生した、又は発生し得る疑いがある旨の通知を乙又は本決済事業者が受領した場合。
- (5) 甲が 1 年間以上の期間にわたり、本加盟店契約に基づく通信販売を行っていない場合。
- (6) 第 87 条に違反したとき、又は違反するおそれがあるとき。
- (7) その他、円滑な通信販売を行ううえで乙又は本決済事業者が必要と認めた場合。

第 109 条（反社会的勢力との取引拒絶）

1. 甲は、甲及び甲の親会社・子会社等の関係会社、並びにこれらの役員及び従業員等が、現在、暴力団員等又はテロリスト等（疑いがある場合を含む。以下同じ。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないこと、並びに将来にわたっても該当しないことを表明し、確約するものとする。
 - (1) 暴力団員等又はテロリスト等が、経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等又はテロリスト等が、経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等又はテロリスト等を利用してしていると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等又はテロリスト等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 暴力団員等又はテロリスト等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 甲は、甲又は甲の代表者その他甲の経営に実質的に関与している者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとする。
 - (1) 暴力的な要求行為。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) 乙又は本決済事業者との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて乙若しくは本決済事業者の信用を毀損し、又は乙若しくは本決済事業者の業務を妨害する行為。
 - (5) その他前各号に準ずる行為。
3. 乙又は本決済事業者は、甲が前二項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本加盟店契約を解除することができるものとする。

第 110 条（定めのない事項、契約の変更）

1. 甲は、本加盟店契約に定めのない事項については、第 90 条に規定される「カードお取扱いの手引き」その他の基準等に従うものとする。
2. 本決済事業者は、本決済事業者が金融情勢及び社会情勢の変動、提携会社の規則の変更や甲の信用状態の変動等により必要があると認めた場合、第 84 条の通信販売

の種類、乙に対する立替払金の支払条件、乙が本決済事業者に対して負担する加盟店手数料を、本決済事業者が合理的と判断した範囲において変更できるものとし、その場合乙は本契約所定の甲に対する本代金の支払条件及び本収納代行手数料等を必要な範囲で変更することができる。

3. 法令等が改廃された場合、本カードシステムその他本決済事業者の業務内容に変更の必要性が生じた場合、その他合理的必要性がある場合、本決済事業者が約款として定める加盟店規約条項を変更することがあり、当該必要性の範囲内で、本決済事業者は本加盟店契約も変更できるものとする。
4. 本決済事業者は、前2項の変更をした場合には、乙を通じて甲に対し変更後の契約内容を通知するものとする。

第111条 (契約の期間)

1. 甲が1年間以上の期間にわたり、本加盟店契約に基づく通信販売を行っていない場合において、第112条第13号に該当したときは、甲との間における本加盟店契約は当然に終了し、以降甲は、本加盟店契約に基づく通信販売を行うことはできないものとする。
2. 甲は、乙との店舗・施設利用・サービス利用契約を解約する等の事由により乙に授与した包括的代理権を撤回した場合その他事由の如何を問わず甲の包括的代理権が消滅した場合、その旨を直ちに書面にて本決済事業者へ通知するものとする。なお、乙の包括的代理権が消滅した場合、甲は、加盟店資格を喪失するものとする。

第112条 (契約の解除)

甲が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当するときは、乙又は本決済事業者は、甲に対し、催告することなく直ちに本加盟店契約に基づく加盟店資格を取消することができるものとする。なお、この場合において、乙又は本決済事業者は損害（提携会社から課される損害賠償・違約金・制裁金・弁護士費用等を含む一切の損害）が生じたときは、甲は、本加盟店契約終了後といえども当該損害を賠償するものとする。

- (1) 加盟店申込書の記載事項又は第107条第1項の届出事項を偽って記載又は届出したことが判明したとき。
- (2) 他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて、信用販売制度を悪用していると乙又は本決済事業者が判断したとき。
- (3) 営業又は業態が公序良俗に反すると乙又は本決済事業者が判断したとき。
- (4) 甲又は甲の代表者自らが振り出し若しくは引受けた手形・小切手が不渡りになったとき、若しくは支払停止又は支払不能になったとき。
- (5) 差押、仮差押、仮処分の申立て若しくはその命令又は滞納処分を受けたとき。
- (6) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき、私的整理を行う旨の通知があったとき、又は合併によらず解散若しくは営業の廃止をしたとき。
- (7) 甲又はその代表者若しくはその従業員、その他甲の関係者が割賦販売法、特定商取引法、消費者契約法その他の法令、条例等に違反したとき、又は行政、司法当局より指導、注意、勧告、命令、処分等を受け、乙又は本決済事業者が本加盟店契約の解除が相当と判断したとき。
- (8) 監督官庁から営業の停止又は許認可等の取消の処分を受けたとき。
- (9) 甲又はその代表者の信用状態に重大な変化が生じたとき乙又は本決済事業者が認めたとき。
- (10) 第99条、第101条等に反し、乙又は本決済事業者に対する債務の履行を遅滞し、相当期間を定めて催告したにもかかわらず当該債務の履行をしないとき。
- (11) 第103条に反し、甲の地位を第三者に譲渡する行為を行ったとき。
- (12) カード会員からの苦情、他のカード会社等からの情報、乙又は本決済事業者が加盟する加盟店情報機関の登録情報など、外部から得た情報をもとに、乙

- 又は本決済事業者が加盟店として不相当と認めたとき。
- (13) 乙若しくは本決済事業者に届出たカード取扱店舗が所在地に実在しないとき、ホームページが実在しないとき、又は乙若しくは本決済事業者に届出た電話番号にて乙若しくは本決済事業者からの連絡ができないとき。
 - (14) 甲から提出された売上票等又は取消伝票等の成立に疑義があり、乙又は本決済事業者が加盟店として不相当と認めたとき。
 - (15) 甲が取扱った通信販売について、無効、紛失、盗難、偽造カードによるもの、又はカード名義人以外の第三者によるカード番号等の不正使用によるものの割合が高いと乙又は本決済事業者が認めたとき。
 - (16) 甲が取扱った通信販売について、カード会員の換金目的によるカード利用の割合が高いと乙又は本決済事業者が判断したとき、又はカード会員のカード利用が換金目的であることが明らかである場合に、甲がその換金行為に加担するなど、不適切な通信販売を行っているとき乙又は本決済事業者が判断したとき。
 - (17) 甲の故意、過失の有無にかかわらず、秘密情報又はカード番号等が第三者に提供、開示され若しくは漏洩する事故が生じたとき乙又は本決済事業者が判断したとき。
 - (18) 甲が本決済事業者のカード会員であって、本決済事業者がカード会員資格を喪失させる手続きをとったとき。
 - (19) 甲又はその代表者が、本決済事業者との他の契約において、当該契約に基づく本決済事業者に対する債務の履行を遅滞し、期限の利益を喪失したとき。
 - (20) 本決済事業者との本加盟店契約以外の他の契約について、その契約解除事由に該当したとき。
 - (21) 第 90 条、第 104 条、第 105 条又は第 116 条のいずれかに違反するとき。
 - (22) 第 78 条第 7 項若しくは第 109 条第 1 項に基づき表明した事項の全部若しくは一部が事実でないとき、又はその疑いがあるとき。
 - (23) 第 78 条第 7 項、第 109 条第 1 項若しくは第 2 項の確約に違反したとき、又は違反するおそれがあるとき。
 - (24) その他甲が本加盟店契約に違反したとき。

第 113 条 (契約終了後の処理)

1. 第 111 条又は第 112 条により本加盟店契約が終了した場合、甲は加盟店資格を喪失するものとし、甲と本決済事業者の契約関係は自動的に終了するものとする。
2. 第 111 条又は第 112 条により本加盟店契約が終了した場合、契約終了日までに行われた甲の通信販売は有効に存続するものとし、甲、乙及び本決済事業者は、通信販売を本加盟店契約に従い取扱うものとする。ただし、乙と本決済事業者が別途合意した場合はこの限りではないものとする。
3. 甲が加盟店資格を喪失した場合、加盟店資格喪失日までに行われた甲の通信販売は有効に存続するものとし、甲、乙及び本決済事業者は、通信販売を本加盟店契約に従い取扱うものとする。ただし、甲と本決済事業者が別途合意した場合はこの限りではないものとする。
4. 乙は、甲が第 112 条各号のいずれかに該当する場合、甲から既に支払請求を受けている通信販売代金について、支払を取消すか、カード会社等がカード会員から当該代金の支払を受けるまで甲に対する支払を留保することができるものとする。
5. 甲は、本加盟店契約終了後、直ちに、甲の負担において本加盟店契約の存在を前提とした広告宣伝、取引申込みの誘引行為を中止しなければならないものとする。また、甲は、本加盟店契約終了以後にカード会員より通信販売の申込みがあった場合には、これを拒絶するとともに、当該カード会員に対して本加盟店契約に基づく通信販売を中止した旨を告知しなければならないものとする。なお、信用照会端末機を設置している場合には、本決済事業者が貸与した信用照会端末機は本決済事業者の請求により直ちに返却するものとし、これ以外の信用照会端末機等はその使用規

約及びその取扱いに関する規定の定めるところに従うものとする。

第 114 条 (損害賠償責任)

1. 甲が本加盟店契約に違反し、その結果、カード会員、乙、本決済事業者、カード会社等又はその他の第三者に損害（提携会社から課される損害賠償・違約金・制裁金・弁護士費用等を含む一切の損害）が生じた場合、甲は当該損害につき賠償する義務を負うものとする。
2. 甲が本加盟店契約に違反し、その結果、乙又は本決済事業者が、他のカード会社等又はその他の第三者から損害賠償・違約金・制裁金・弁護士費用等の支払請求を受けた場合には、甲は乙及び本決済事業者に対し、当該請求に係る損害賠償・違約金・制裁金・弁護士費用等相当額についても賠償する義務を負うものとする。
3. 提携会社が乙又は本決済事業者制裁金等を課し、その事由が甲側に起因するものと乙又は本決済事業者が認めた場合、甲は当該制裁金等を課された当事者に対し、当該制裁金等と同額を支払うものとする。

第 115 条 (遅延損害金)

甲が、乙又は本決済事業者を支払うべき債務の支払いを延滞したときは、支払うべき日の翌日から支払済まで、年利 14.6%の割合（年 365 日の日割計算）による遅延損害金を支払うものとする。

第 116 条 (調査・報告、協力)

1. 甲は、乙又は本決済事業者が甲に対して甲の事業内容・決算内容、カード会員のカードの利用状況、通信販売の内容・方法・売上票等・売上請求の内容、第 90 条第 2 項に規定される乙又は本決済事業者が定める基準への遵守状況等、乙又は本決済事業者が必要と認めた事項に関して調査、報告、資料の提出並びに是正改善計画の策定及び実施を求めた場合は、速やかに応じるものとする。
2. 甲は、盗難・紛失、偽造・変造されたカードによる通信販売、カード番号等の不正使用又はこれに起因する通信販売に係る被害が発生し、乙又は本決済事業者が甲に対し所轄の警察署へ当該通信販売に係る被害届の提出を要請した場合はこれに協力するものとする。また、乙又は本決済事業者がカード番号等の不正使用防止等について協力を求めた場合は、これに協力するものとする。

別表（ボーナス一括払いの信用販売期間）

	夏期	冬期
取扱期間	12月16日～翌年6月15日	7月16日～11月15日

コンビニ決済サービスに関する規定

第1条（総則）

本規定は、コンビニ決済サービスについて定めるものとし、甲がコンビニ決済サービスを利用する場合には、本規定を適用するものとする。本規約と本規定の内容が抵触する場合には、本規定の定めが優先するものとする。

第2条（定義）

本規定において、次の各号に掲げる用語は別途本規定において規定される場合を除き、次の各号に定める意味を有するものとする。

- (1) 「コンビニ決済サービス」とは、乙が本契約に基づき、甲から委託を受けて実施する本代金に関する収納業務をいう。
- (2) 「コンビニ決済情報」とは、コンビニ決済店舗における本代金に係る収納情報をいう。
- (3) 「コンビニ決済店舗」とは、コンビニ決済事業者の直営店又はコンビニ決済事業者との間でフランチャイズ契約等を締結しているフランチャイズ店のうち本代金に係る収納業務を取り扱う店舗をいう。

第3条（コンビニ決済サービスの内容）

コンビニ決済サービスの内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) コンビニ決済店舗において、顧客が乙所定の手続を行うことにより収納された本代金をコンビニ決済事業者から受け取り甲へ引き渡す業務。
- (2) コンビニ決済情報を乙のサーバーに受信し、甲が取得できるようにする業務。
- (3) その他前二号に付帯関連する業務。

第4条（本代金の引渡し等）

1. 乙は、本代金から本覚書記載の本収納代行手数料等を差し引いた残金を振込により甲に引き渡すものとする。振込手数料については、甲の負担とする。
2. 本代金に係る精算日及び引渡日は、本覚書記載のとおりとする。
3. 前二項に関わらず甲が本契約に規定する違法商品等に係るコンビニ決済サービスを乙又はコンビニ決済事業者に行わせた場合、乙は収納した本代金について甲への支払いを保留できるものとする。

第5条（本収納代行手数料等）

1. 甲は、乙に対し、本覚書の規定の記載に従って、本収納代行手数料等を支払うものとする。
2. コンビニ決済サービスを行う際に受領証に収入印紙を貼付する必要がある場合、甲は、印紙税法に定める収入印紙代を負担するものとする。

第6条（顧客との折衝）

顧客に対する代金の請求に関する一切の折衝は甲がこれを行うものとし、乙は顧客に対して本代金の内容の説明、入金督促などを行う義務を負わないものとする。

第7条（苦情などの対応）

1. 顧客から乙に本代金の内容等について苦情などの申し出があった場合には、乙は甲にその旨を報告することとし、顧客に対する一切の折衝は甲がその責任と費用において行う。乙がコンビニ決済事業者又はコンビニ決済店舗から顧客の甲に対する苦情などの報告を受けたときも同様とする。

2. 顧客から甲又は乙にコンビニ決済店舗の収納業務について苦情などの申し出があったときは、甲又は乙はその相手方に申し出内容を報告することとし、乙はコンビニ決済事業者に報告し、善処を促すこととする。なお、甲への報告が必要な場合、乙は対処結果を甲に報告する。
3. コンビニ決済業務を実施するために乙が運用するシステムに不具合が生じた場合、乙は甲に連絡をするとともに、この不具合による顧客からの苦情があった場合は、乙が対処するものとする。なお、乙は対処結果を甲へ報告する。

第8条（免責事項）

1. 甲と顧客との債権債務関係及びその他一切の事項並びに、それらに基づく甲・顧客間の紛議については甲がその責任と費用において処理し、乙は一切の責任を負わないものとする。
2. コンビニ決済事業者が破綻した場合などで、乙がコンビニ決済事業者から本代金の回収をすることができなくなったときには、乙は甲に対し、当該回収不能となった範囲について本代金の引渡義務を負わないものとする。

第9条（知的財産権）

甲は、コンビニ決済サービスを実施するために乙が提供するソフトウェア（以下「本件ソフトウェア」という。）に関する著作権、商標権その他の知的財産権が乙のみに単独に帰属することを確認するものとする。

第10条（使用許諾）

1. 乙は、甲に対し、本契約期間中、コンビニ決済サービスに必要な本件ソフトウェアの使用を許諾し、費用については次のとおりとする。
 - (1) 乙が指定する汎用パッケージソフトウェアを使用する場合は、その費用は有償とし、甲が負担する。
 - (2) 乙が指定する汎用パッケージソフトウェアに付加機能等を追加する場合、その設定費用は有償とし、甲が負担する。
2. 甲は予め乙が了承した機器以外に本件ソフトウェアをインストールしてはならない。甲がインストールする機器を変更する場合は、事前に乙にその旨を連絡したうえで、その承認を得るものとする。
3. 甲は、理由の如何を問わず本件ソフトウェアの複製を行ってはならない。
4. 甲は、乙の事前の書面による許可なく、本件ソフトウェアを改変、又は他のソフトウェアへの組み込みを行ってはならない。
5. 甲は、本件ソフトウェアを、本契約に基づくコンビニ決済サービスに関する目的の限度で使用する。
6. 甲は乙の事前の書面による許可なく本件ソフトウェアを第三者に販売、貸与、譲渡し、又は再使用権を設定してはならない。
7. 本契約が本契約有効期間満了又は解除その他の理由によって終了したときは、甲は乙の商標、本件ソフトウェアなどの使用を直ちに中止するものとする。

銀行振込決済サービスに関する規定

第1条（総則）

本規定は、銀行振込決済サービスについて定めるものとし、甲が銀行振込決済サービスを利用する場合には、本規定を適用するものとする。なお、銀行振込決済サービスにおいては、別紙2の定めが性質上可能な限り準用されるものとし、本規約と本規定の内容が抵触する場合には本規定の定めが優先する。

第2条（銀行振込決済サービスの内容）

銀行振込決済に関する本サービスの内容は、以下の各号のとおりとする。

- (1) 顧客が商品の本代金の支払方法に銀行振込決済を選択した場合、顧客に対して乙所定の方法により振込先銀行口座情報を案内し、銀行振込決済手段を提供すること
- (2) 顧客が第1号の銀行振込決済手段において乙所定の支払手続きを完了し、商品の本代金が銀行振込決済事業者によって代理受領された場合に、代理受領された当該本代金の金額から銀行振込決済サービスについての本覚書記載の本収納代行手数料等を控除した残額を本契約に従い乙から甲に支払うこと。

第3条（振込手数料）

顧客が銀行振込決済サービスを利用して振込手続を行う際の振込手数料は顧客負担とする。

ペイジー決済サービスに関する規定

第1条（総則）

本規定は、ペイジー決済サービスについて定めるものとし、甲がペイジー決済サービスを利用する場合には、本規定を適用するものとする。なお、ペイジー決済サービスにおいては、別紙2の定めが性質上可能な限り準用されるものとし、本規約と本規定の内容が抵触する場合には本規定の定めが優先する。

第2条（ペイジー決済サービスの内容）

ペイジー決済に関する本サービスの内容は、以下の各号のとおりとする。

- (1) ペイジー決済に係る甲を売主とする商品の本代金の金額その他当該商品の販売又は提供に関する乙所定の事項に関する乙所定のデータフォーマットに従ったデータが通信回線を通じて送信されてきた場合に、これを乙のシステムによって受信し、受信した当該データに基づいてペイジー決済事業者所定のデータフォーマットに従ったデータを作成し、作成した当該データを通信回線を通じてペイジー決済事業者のコンピュータシステムへ向けて発信すること、及び当該コンビニ決済事業者から通信回線を通じて当該本代金に係るペイジー決済に関するデータ（以下「ペイジー収納情報データ」という。）が送信されてきた場合に、これを乙のシステムによって受信し、受信した当該ペイジー収納情報データに基づいて当該ペイジー決済に関する乙所定のデータを作成し、作成した当該データを甲のシステムへ向けて通信回線を通じて発信すること
- (2) ペイジー決済事業者へ向けて発信された第1号のデータに基づいて、当該ペイジー決済事業者から、支払番号その他ペイジー決済に必要な情報を含む電子メールを同号の商品の買主とされる者へ宛てて発信させ又は当該情報に関するデータを当該ペイジー決済に係る指定金融機関のネットバンキング用サーバへ向けて通信回線を通じて発信させること
- (3) 前号の商品の本代金の金額に相当する金額の口座振込が同号の情報をを用いて指定金融機関に対し指示された場合に、当該指定金融機関にこれを実行させ、当該金融機関の口座に当該振込を受け容れさせること
- (4) 前号の振込の受け容れにより同号の本代金が指定金融機関によって代理受領された場合に、代理受領された当該本代金の金額からペイジー決済に関する本サービスについての本覚書記載の本収納代行手数料等及び振込手数料（ペイジー決済事業者並びに指定金融機関の各委託料等及び振込手数料に相当する額を含む。）並びにこれらに対する消費税相当額を控除した残額を本契約に従い乙から甲に支払うこと。
- (5) インターネットを通じた管理画面の提供その他前四号に付随し又は関連するサービスとして乙が定めるサービス

電子決済サービスに関する規定

第 1 章 総則

第 1 条 (総則)

本規定は、クレジットカード決済サービス、コンビニ決済サービス、銀行振込決済サービス、ペイジー決済サービス以外の支払手段による電子決済（以下これらの決済手段を総称して「電子決済サービス」という。）に係る甲の販売行為等について定めるものとし、甲が電子決済サービスを利用する場合には、本規定を適用するものとする。なお、本規約と本規定の内容が抵触する場合には本規定の定めが優先するものとする。

第 2 条 (乙への委託及び包括代理権の授与等)

1. 甲は、乙に対し、次の各号の業務を委託し、乙が甲の代理人として電子決済事業者との間で包括的に甲を代理する権限を付与するものとし、乙はこれを受託するものとする。
 - (1) 甲が電子決済事業者より電子決済サービスの提供を受けるために必要となる契約（債権譲渡又は立替払いの委託等が必要となる場合には、債権譲渡又は立替払いの委託等を含み、また当該契約に付帯して現在及び将来締結される契約を含む。）の締結及びこれに付随する一切の行為
 - (2) 電子決済事業者への電子決済を利用した商品代金の決済処理代行依頼
 - (3) 回収された商品代金の入金に関する情報の電子決済事業者からの受領
 - (4) 回収された商品代金の電子決済事業者からの受領
 - (5) 電子決済事業者への届出、通知及び電子決済事業者からの通知の受領
 - (6) その他電子決済事業者との加盟店契約に基づいて加盟店として行う行為
 - (7) 電子決済事業者が顧客に対して請求するために必要な一切の手続き（対抗要件の具備を含む。）を行う業務
 - (8) その他甲及び乙で合意した業務
 - (9) その他前各号に付随関連する業務
2. 乙は、必要に応じて、乙の指定する第三者に対し、前項各号の業務を再委託することができるものとし、この場合、乙は、前項により甲から授与された代理権に基づく当該業務に係る復代理権を当該第三者に授与することができるものとする。
3. 甲は、本契約の有効期間中、第 1 項の代理権の授与の全部又は一部を撤回することができないものとする。
4. 乙は、電子決済サービスにおいて利用できる電子決済を追加することができるものとし、甲は、電子決済の追加に際し、乙からその手続上必要とする書類その他の提出を求められた場合は、それに応ずるものとする。

第 3 条 (電子決済サービスの内容)

1. 乙は、顧客が通信販売における商品代金の支払方法に電子決済を選択した場合に、当該通信販売にかかる情報のうち、電子決済事業者所定の決済データを決済事業者のサーバーに引き継ぐとともに、顧客に対して電子決済事業者所定の方法により決済処理手段を提供するものとする。なお、電子決済事業者所定の決済手段の詳細については別途乙が提供するマニュアル、システム仕様書その他の資料に定めるものとする。
2. 乙は、顧客が前項の決済処理手段において電子決済事業者所定の支払手続（以下「支払手続」という。）を完了した場合に、電子決済事業者を通して本代金相当額の対価を顧客から受領すること等により、本代金の回収を行う。ただし、当該顧客が電子決済による支払を選択したにもかかわらず、その後、組戻又は甲、乙、若し

くは電子決済事業者のシステム障害その他の理由により顧客の支払手続が完了しない場合は、この回収は行われない。

3. 甲は前項により電子決済事業者が顧客から本代金相当額の対価を受領したこと（本代金相当額の電子マネーの減算処理等を含むがこれに限られない。）をもって、顧客の本代金の支払は完了したとみなされることに同意する。
4. 乙は、第2項に基づき顧客による支払手続が完了し、電子決済事業者から当該支払手続完了情報を受領した場合には、すみやかに当該情報を甲に通知するものとする。
5. 乙は、電子決済事業者から本代金を代理受領した場合、本覚書に従って本収納代行手数料等を控除した金額を甲に支払う。

第2章 WebMoney に関する特則

第4条（総則）

本章は、電子決済サービスのうち au ペイメント株式会社（以下、本章において「本決済事業者」という。）の提供する決済手段（以下「WebMoney」という。）に関する特則について定めるものとし、甲が WebMoney を利用する場合には、本章の規定を適用するものとする。本規約本文及び第1章と本章の規定が抵触する場合、本章の規定が優先するものとする。

第5条（加盟店規約等の遵守）

甲は、WebMoney 加盟店規約 (<https://www.webmoney.jp/utility/contract.html>) その他本決済事業者が定める規定、ルール及び指示等（改定された場合は改定後のものを含む。）における加盟店の義務を遵守するものとし、また、加盟店としての責任を負うものとする。

第3章 ビットキャッシュに関する特則

第6条（総則）

本章は、電子決済サービスのうちビットキャッシュ株式会社（以下、本章において「本決済事業者」という。）の提供する決済手段（以下「ビットキャッシュ」という。）に関する特則について定めるものとし、甲がビットキャッシュを利用する場合には、本章の規定を適用するものとする。本規約本文及び第1章と本章の規定が抵触する場合、本章の規定が優先するものとする。

第7条（加盟店約款等の遵守）

甲は、ビットキャッシュ加盟店約款その他ビットキャッシュの利用に関して本決済事業者が定める規定、ルール及び指示等（改定された場合は改定後のものを含む。）を遵守するものとする。

第8条（ユーザ保護）

1. 甲は、顧客の保護の観点から以下の対応、措置を講じるものとする。
 - (1) 顧客との契約上のトラブル、システム障害によるトラブル等、予想されるトラブルにつき、一方的に顧客が不利にならないよう取り計らうものとし、甲が責任を取り得ない範囲において顧客が理解できるようホームページ上に表示すること。
 - (2) 顧客からの苦情、問い合わせ等に対する窓口を設置し、当該窓口で受け付ける苦情、問い合わせに対し速やかな対応を行うこと。
2. 甲は、次の事項を遵守するものとする。
 - (1) 甲の作成した販売条件や商品説明等を含む広告の表示内容に基づく瑕疵のない商品の販売、提供を行うこと。
 - (2) 顧客に対し購入の申込、承諾の仕組みを提示し、ユーザが取引の成立時期を明確に認識できる措置を講じること。
3. 電子的コンテンツ等の知的所有権に関して第三者からの異議申立てが生じた場合には、甲の責任において解決するものとし、乙及び本決済事業者は一切の迷惑を掛けないものとする。

第9条（広告の作成・協力義務）

1. 甲は、その責任と負担において広告を作成し、その実施にあたっては甲の責任において行うものとする。
2. 甲は、広告の作成にあたり次の事項を遵守するものとする。
 - (1) 特定商取引に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、著作権法、商標法及びその他法律・法令の定めに従わないこと
 - (2) 顧客の判断に錯誤を与えるおそれのある表示をしないこと
 - (3) 甲のサイトの運営若しくは取扱商品の提供につき、乙及び本決済事業者が当事者として関与しているかのような誤解を生じるおそれのある表示をしないこと
 - (4) 以下の事項について表示すること
 - イ) 甲の住所、屋号、商号
 - ロ) 甲の電話番号、電子メールアドレス等の照会窓口の連絡先、受付時間
 - ハ) 取扱商品の価格、送料、その他必要な価格
 - ニ) 取扱商品の引渡時期（又は役務の提供時期）及び方法
 - ホ) 代金の支払時期及び方法
 - ヘ) 商品の返品、申込の取消（又は役務の申込の取消）に関する事項
 - ト) その他乙及び本決済事業者が必要と認める事項
3. 乙及び本決済事業者は、甲が行なっている広告の適否を適宜調査することができるものとし、甲は乙及び本決済事業者の調査に協力するものとする。

4. 甲は、乙及び本決済事業者の指定に基づき、広告中にビットキャッシュを決済手段として利用する決済対象取引を行う旨の標識を表示するものとする。
5. 甲は、乙及び本決済事業者がユーザのビットキャッシュ利用促進のために甲の個別の了承を得たうえで印刷物、ホームページなどに甲の商号、屋号その他営業に用いる名称及び所在地などを掲載又は表示することをあらかじめ異議なく認めるものとする。
6. 甲は、乙及び本決済事業者から依頼があった場合、顧客のビットキャッシュの利用状況などの調査に協力するものとする。

第10条（取扱商品等）

1. 甲は、ビットキャッシュを決済手段として利用する決済対象取引において以下のものを取り扱わないものとする。
 - (1) 公序良俗に反するもの
 - (2) 銃砲刀剣類所持等取締法、麻薬及び向精神薬取締法、絶滅のおそれのある野生動物の種の国際取引に関する条約、その他法律・法令の定め違反するもの
 - (3) 第三者の著作権・肖像権・知的所有権等を侵害するもの
 - (4) その他乙及び本決済事業者が不相当と判断したもの
2. 甲は、旅行商品・酒類等、取扱に際し許認可を要する商品又は役務の売買についてビットキャッシュを決済手段として利用する場合には、事前に必要な許認可を得たことを確認するものとする。甲が当該許認可を失った場合には、以後当該商品又は役務の決済対象取引についてビットキャッシュを利用しないものとする。
3. 商品券、印紙、切手、回数券、プリペイドカードその他有価証券及び乙及び本決済事業者が別途指定した商品、及び継続的役務については、甲は乙の個別の許可を得ずにビットキャッシュを決済手段として利用する決済対象取引を行わないものとする。
4. 甲が、ソフトウェア等をコンピュータ通信によりダウンロードする等、商品の発送を伴わない商品の決済対象取引においてビットキャッシュを決済手段として用いようとする場合には、予め乙及び本決済事業者が相当と認めた方法によるものとする。

第11条（改善措置）

乙及び本決済事業者は、取扱商品及び広告表現の内容等が加盟店としてふさわしくないと判断し、改善措置が必要又は相当と認めた場合には、甲に対して当該取扱商品の取扱中止又は広告表現の内容等の改善を求めることができるものとし、甲は、その要求に従い速やかに措置をとるものとする。

第12条（地位の譲渡、質入、業務委託の禁止）

1. 甲は、本契約上の地位を第三者に譲渡、質入等を行うことができないものとする。
2. 甲は、本契約に定めるほか、取引債権及びその債権譲渡に係る対価支払請求権を第三者に譲渡、質入等することはできないものとし、またこれらの権利を第三者に譲渡、質入等していないことを保証するものとする。
3. 甲は、ビットキャッシュを決済手段として利用する決済対象取引を第三者に委託できないものとする。

第13条（ユーザとの決済対象取引）

1. 甲のサイトにおけるユーザとの決済対象取引は、全て甲の費用と責任において行うものとし、売買取引の内容等について乙及び本決済事業者は一切関知しないものとする。
2. 乙及び本決済事業者は、甲が販売する商品若しくはサービスの完全性、正確性、有用性及び合目的性等について、ユーザに対し、いかなる保証も行わないものとする。
3. 甲は、ユーザに対して販売した商品及び提供した役務の品質不良、瑕疵、運送中の

破損、数量不足、品違い等、決済対象取引に関するユーザとの紛議については、ユーザとの間で遅延なくこれを解決すべきものとし、乙及び本決済事業者は一切関与しないものとする。

第 14 条（機密保持）

1. 甲は、本契約に関連して知りえた顧客の情報やその他乙及び本決済事業者の機密に属すべき一切の事項を第三者に開示又は漏洩してはならず、また本契約の利用以外の目的に使用してはならないものとする。
2. 乙及び本決済事業者は、本契約に関連して知りえた甲の機密に属すべき一切の事項を第三者に開示又は漏洩してはならず、また本契約の履行以外の目的に使用してはならないものとする。
3. 本条の機密保持は、本契約の終了後も同様とする。

第 15 条（甲の責任）

本決済事業者が、甲との間の加盟店契約を解除した場合、甲は、乙又は本決済事業者が生じた損害を賠償するものとする。

第4章 メルペイに関する特則

第16条（総則）

本章は、電子決済サービスのうち株式会社メルペイ（以下、本章において「本決済事業者」という。）の提供する決済手段（以下「メルペイ」という。）に関する特則について定めるものとし、甲がメルペイを利用する場合には、本章の規定を適用するものとする。本規約本文及び第1章と本章の規定が抵触する場合、本章の規定が優先するものとする。

第17条（加盟店規約等の遵守）

甲は、本決済事業者所定の加盟店規約（外部加盟店用）、プライバシーポリシーその他本決済事業者が運営するウェブサイト又はアプリケーション内の適宜の場所へ掲示する加盟店を対象とした規定、ルール及び指示等（改定された場合は改定後のものを含み、以下本章において「加盟店契約」という。）を遵守するものとする。

第18条（報告等）

1. 甲は、本契約、加盟店契約その他の本サービスに関して適用される法令を遵守するものとする。
2. 乙が、甲に対し、本契約並びに加盟店契約の遵守状況、運営状況及び実態等について報告又は資料の提出を求めた場合、甲は、遅滞なく当該調査に応じなければならない。
3. 甲は、乙からの要請があった場合又は自ら必要と判断した場合には、加盟店契約の遵守状況、運営状況及び実態等について、報告又は資料の提出を求めるなど、調査を行う。
4. 甲は、加盟店契約に定める本サービスの取扱いの停止又は解除事由のいずれかに該当した場合（該当するおそれがある場合を含む。）には、当該事由が生じたことを直ちに乙に報告するとともに、甲乙協議の上、自らの費用と責任において、当該事由の解消に向けて必要な措置を講じる。また、甲は、商品代金に係る顧客との紛争（顧客による支払留保・拒絶、支払済み金員の返還、取引の解消・解除等）の対応については、乙又は本決済事業者の指示に従う。
5. 本サービスに関し、乙の責に帰すべき事由に因らずして甲と第三者との間で紛争が生じた場合、甲は、自己の責任と費用でこれを解決する。

第19条（商標等の使用）

1. 甲は、本契約の有効期間中、乙及び本決済事業者の指示に従い、本決済事業者の商標及び加盟店標識を利用することができる。
2. 乙は、甲から要請があり、これを承諾した場合、乙が本決済事業者から貸与を受けた本サービスの利用に必要な物品等を転貸する。
3. 乙又は本決済事業者の責めに帰すべき事由に因らずして、甲が、前項に定める物品等を損壊、破壊、故障等させた場合、甲は、乙又は本決済事業者が生じた損失を補償若しくは修理費を負担する。
4. 甲は、本契約の有効期間中、本決済事業者のアプリ、ウェブサイト等の媒体に、本決済事業者の加盟店として甲の名称・商用又はロゴ等を掲載することに同意するものとする。

第20条（反社会的勢力との取引拒絶）

1. 甲は、自らが、反社会的勢力のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
2. 甲は、自らが、自ら又は第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて乙の信用を毀損し又は乙の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 乙は、甲が前2項に違反している疑いがあると認めた場合には、本サービスの全部又は一部を一時的に停止することができる。
 4. 乙は、甲が第1項又は第2項に違反していることが判明し、本契約を継続することが不適切であると判断した場合、直ちに本契約を解除でき又は、本サービスの取扱いを終了させることができるものとする。この場合、甲は、乙に生じた損害を賠償する。

第21条（甲及び乙の責任）

1. 甲は、本契約又は加盟店契約に違反した場合（違反のおそれがある場合を含む。）には、本サービスの取扱いを直ちに停止し、直ちに乙に報告し、乙の指示に従う。
2. 甲が、本契約又は加盟店契約に違反したことにより乙又は本決済事業者に損害が生じた場合には、乙又は本決済事業者に対し、当該損害を賠償する責任を負う。また、甲は、本契約又は加盟店契約に基づく取引に関し、乙又は本決済事業者の責に帰すべき事由に因らずして乙又は本決済事業者に損害を与えた場合には、乙又は本決済事業者が被った損害を賠償する責めを負う。
3. 乙による本契約の解除は、乙の甲に対する前2項に基づく損害賠償請求を妨げない。
4. 乙及び本決済事業者は、以下の各号に定める事由のほか、乙の責に因らない本サービスの停止、変更又は終了により甲に生じた損害につき、その責任を負わないものとする。
 - (1) サーバー、通信回線、その他の設備の故障、障害の発生その他の理由により本サービスの提供ができなくなった場合
 - (2) 定期的な又は緊急のシステム（サーバー、通信回線や電源、それらを収容する建築物等を含む。）の保守、点検、修理、変更を行う場合
 - (3) 火災、停電等により本サービスの提供ができなくなった場合
 - (4) 地震、噴火、洪水、津波等の天災により本サービスの提供ができなくなった場合
 - (5) 戦争、変乱、暴動、騒乱、労働争議等その他不可抗力により本サービスの提供ができなくなった場合
 - (6) 法令又はこれに基づく措置により本サービスの提供ができなくなった場合
 - (7) その他、運用上又は技術上、必要な場合

第22条（解除等）

1. 甲が、本契約に違反した場合又は加盟店契約に定める本サービスの取扱いの停止又は解除事由のいずれかに該当した場合（該当するおそれがある場合を含む。）には、乙及び本決済事業者は、甲に対し、催告することなく、直ちに本サービスの取扱いの停止並びに本契約及び加盟店契約を解除できるものとする。この場合、甲は、本サービスの取扱いを終了するものとする。なお、この場合においても、甲は、本契約及び加盟店契約終了前に行った取引に関する義務を免れるものではない。
2. 甲が加盟店契約に定める本サービスの取扱いの停止又は解除事由のいずれかに該当した場合で、乙又は本決済事業者が甲に対し、甲による本サービスの取扱いを停止又は終了する旨通知したときは、甲は、本サービスの取扱いを直ちに停止又は終了するものとする。
3. 前二項に基づく本サービスの取扱いの停止又は解除により、甲に損害、損失又は費用が生じた場合であっても、乙又は本決済事業者は責任を負わないものとする。

第5章 LINE Payに関する特則

第23条（総則）

本章は、電子決済サービスのうちLINE Pay株式会社（以下、本章において「本決済事業者」という。）の提供する決済手段（以下「LINE Pay」という。）に関する特則について定めるものとし、甲がLINE Payを利用する場合には、本章の規定を適用するものとする。本規約本文及び第1章と本章の規定が抵触する場合、本章の規定が優先するものとする。

第24条（加盟店規約等の遵守）

甲は、LINE Cash加盟店規約、LINE Money出店規約、包括代理加盟店経由加盟店契約特約、プライバシーポリシーその他LINE Payの利用に関して本決済事業者が定める規定、ルール及び指示等（改定された場合は改定後のものを含み、以下本章において「加盟店契約」という。）を遵守するものとする。

第25条（包括代理権の授与）

1. 甲は、以下のすべての事項について乙に甲を包括的に代理する権限を与えるものとし、本契約の有効期間中、甲は当該包括代理権の全部又は一部を撤回することはできないものとする。
 - (1) 電子決済サービス利用の申込み
 - (2) 加盟店契約及びこれに付随する一切の覚書等の締結
 - (3) 本決済事業者に対する各種届出、報告、申請行為
 - (4) 売上請求及び売上請求の取消請求に関する事項
 - (5) 電子決済サービスに基づく決済額の受領
 - (6) その他乙又は本決済事業者が合意した事項
2. 甲は、加盟店契約の定めにかかわらず、前項に基づき乙に包括代理権を授与した範囲内の行為については、乙が代理人として適切な行為を行わない等合理的な理由がある場合を除き、すべて乙が行い、甲は本人としてかかる行為を行わないものとする。

第26条（監査）

1. 乙又は本決済事業者は、甲に対して、甲の加盟店契約の遵守状況、甲の運営状況、実態、業務の実施状況等について適宜報告を求めることができる。この場合、甲は乙及び本決済事業者に対して、直ちに報告を行うものとする。
2. 乙又は本決済事業者は、甲に対して、甲のセキュリティ管理体制及びシステム品質管理について適宜報告を求めると共に、乙と本決済事業者が協議のうえ、甲に対して、実地監査を行うことができる。
3. 前二項に基づく乙又は本決済事業者の調査の結果、甲に対して本サービスを利用させる上で問題が生じている旨乙又は本決済事業者が判断した場合には、乙及び本決済事業者は甲に対し、必要な是正を行うよう求めることができる。この場合、甲が相当期間内に乙又は本決済事業者が求めた是正を行わないか、又は甲において講じた是正が不十分である旨乙又は本決済事業者が判断した場合には、乙は、本契約を直ちに解除することができるものとする。

第27条（甲の義務）

1. 甲は、本サービス利用期間中、本決済事業者所定の加盟店マークを乙又は本決済事業者所定の方法により表示するものとする。
2. 甲は、本サービスを利用するに際し、以下の各号に定めるような消費者保護の観点を充足するための対応を講じるものとする。
 - (1) 利用者との契約上のトラブル、システム障害によるトラブル等、予想されるト

ラブルにつき、一方的に利用者が不利にならないように取り計らい、甲が責任を取り得ない範囲について利用者が理解できるよう甲が発信するツール上又は甲の商品・サービス等の販売ページ等適切な場所に明示すること。

(2) 利用者からの苦情、問い合わせ等に対する窓口を設置すること。

3. 甲は、本サービスを利用する間、加盟店契約を遵守するものとする。
4. 本サービスの利用に関して、利用者その他の第三者から苦情その他の申立てがあった場合には、甲の責任において解決するものとし、乙又は本決済事業者は一切の迷惑をかけないものとする。ただし、かかる苦情その他の申立てが乙又は本決済事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合はこの限りではない。
5. 甲は、甲のシステムに関してセキュリティ対策や品質管理を十分に講じるものとする。また、甲のシステムにおいてシステム障害や情報漏えい等の問題が生じた際は、速やかに乙へ伝達し復旧等の対応を行うものとする。
6. 甲は情報の漏洩を防止するため、セキュリティ対策等を講じた上で、本サービスに関する情報を取り扱うものとする。なお、甲は本サービスに関わる甲の従業員等に対して、定期的に情報セキュリティ教育を実施するものとする。
7. 甲は、本サービスの利用において第三者の提供するシステムの提供を受ける場合には、これにより生じうる損害等はすべて甲がその責任を負うものとし、乙又は本決済事業者はその責任を負わないものとする。

第28条（損害賠償）

1. 甲は、本契約又は加盟店契約の違反によって乙、本決済事業者、その提携決済代行会社、他の加盟店若しくは包括加盟店又は利用者に損害を与えた場合には、その一切の損害（合理的な弁護士費用を含むが、それに限られない。以下同じ。）を直ちに当該損害を受けた者に賠償する責任を負うものとする。
2. 甲は、加盟店の営業（加盟店サイトの運営、対象商品の販売又は提供を含むが、これらに限らない。）に関連して本サービスの利用者を含む第三者から当該第三者の権利を侵害した等のクレーム、主張、要求、請求、異議等（以下「クレーム等」という。）を受けた場合、自らの費用と責任で当該クレーム等を処理解決するものとし、当該クレーム等に関連して乙又は本決済事業者が損害を被った場合には、その全ての損害を直ちに賠償する責任を負うものとする。なお、乙又は本決済事業者が当該クレーム等を処理解決した場合には、その処理解決に要した全ての費用は、甲が負担するものとする。ただし、乙若しくは本決済事業者の故意又は重過失が認められる場合はこの限りでない。
3. 乙は、火災、停電、天災地変等の不可抗力、ネットワーク及びシステムの障害等により本サービスの提供が中断ないし停止したとしても、当該中断・停止により甲に発生した損害につき、一切その責任を負わないものとする。
4. 甲のシステムの障害や情報漏えい等により乙又は本決済事業者が損害が生じた場合には、甲はその一切の損害（合理的な弁護士費用も含むが、それに限られない。）を直ちに乙又は本決済事業者が賠償する責任を負うものとする。ただし、火災、停電、天災地変等の不可抗力による場合はこの限りではない。

第6章 Paycoに関する特則

第29条（総則）

本章は、電子決済サービスのうちNHN Payco Corporation（以下、本章において「本決済事業者」という。）の提供する決済手段（以下「Payco」という。）に関する特則について定めるものとし、甲がPaycoを利用する場合には、本章の規定を適用するものとする。本規約本文及び第1章と本章の規定が抵触する場合、本章の規定が優先するものとする。

第30条（包括代理権の授与等）

1. 甲は、以下のすべての事項について乙に甲を包括的に代理する権限を与えるものとし、本契約の有効期間中、甲は当該包括代理権の全部又は一部を撤回することはできないものとする。
 - (1) 電子決済サービス利用の申込み
 - (2) 本決済事業者との間の加盟店契約（以下「加盟店契約」という。）及びこれに付随する一切の覚書等の締結
 - (3) 本決済事業者に対する各種届出、報告、申請行為
 - (4) 売上請求及び売上請求の取消請求に関する事項
 - (5) 電子決済サービスに基づく決済額の受領
 - (6) Paycoに対する本代金の代理受領権の付与
 - (7) 顧客に対する返金が必要となる場合の返金手続（乙が立替払いをすることを含む）
 - (8) その他乙又は本決済事業者が合意した事項
2. 甲は、加盟店契約の定めにかかわらず、前項に基づき乙に包括代理権を授与した範囲内の行為については、乙が代理人として適切な行為を行わない等合理的な理由がある場合を除き、すべて乙が行い、甲は本人としてかかる行為を行わないものとする。
3. 甲は、乙の求めに応じて、乙が第1項各号に掲げる事項を行うために必要な資料及び情報を甲に提供するものとし、乙が提供を受けた資料及び情報を本決済事業者に提供することに予め同意する。甲は、乙に提供した資料及び情報の内容に変更が生じたときは、速やかに乙に届け出るものとする。

第31条（取扱商品等）

甲は、Paycoを決済手段として利用する決済対象取引において競馬、宝くじ、貸金、アダルト製品、たばこ、賭博関係、出会い系商品・サービス、保険、オークション、換金性のある商品その他これに類するものを取り扱わないものとする。

第7章 Tossに関する特則

第32条（総則）

本章は、電子決済サービスのうち Viva Republica Ltd.（以下、本章において「本決済事業者」という。）の提供する決済手段（以下「Toss」という。）に関する特則について定めるものとし、甲が Toss を利用する場合には、本章の規定を適用するものとする。本規約本文及び第1章と本章の規定が抵触する場合、本章の規定が優先するものとする。

第33条（包括代理権の授与等）

1. 甲は、以下のすべての事項について乙に甲を包括的に代理する権限を与えるものとし、本契約の有効期間中、甲は当該包括代理権の全部又は一部を撤回することはできないものとする。
 - (1) 電子決済サービス利用の申込み
 - (2) 本決済事業者との間の加盟店契約（以下「加盟店契約」という。）及びこれに付随する一切の覚書等の締結
 - (3) 本決済事業者に対する各種届出、報告、申請行為
 - (4) 売上請求及び売上請求の取消請求に関する事項
 - (5) 電子決済サービスに基づく決済額の受領
 - (6) 本決済事業者に対する本代金の代理受領権の付与
 - (7) 顧客に対する返金が必要となる場合の返金手続（乙が立替払いをすることを含む）
 - (8) その他乙又は本決済事業者が合意した事項
2. 甲は、加盟店契約の定めにかかわらず、前項に基づき乙に包括代理権を授与した範囲内の行為については、乙が代理人として適切な行為を行わない等合理的な理由がある場合を除き、すべて乙が行い、甲は本人としてかかる行為を行わないものとする。
3. 甲は、乙の求めに応じて、乙が第1項各号に掲げる事項を行うために必要な資料及び情報を甲に提供するものとし、乙が提供を受けた資料及び情報を本決済事業者に提供することに予め同意する。甲は、乙に提供した資料及び情報の内容に変更が生じたときは、速やかに乙に届け出るものとする。

第34条（取扱商品等）

甲は、Toss を決済手段として利用する決済対象取引においてバウチャー、電子マネー、暗号資産、プリペイドカード、ポイントその他法定通貨の代替として利用可能な商品又は換金性がある商品、貴金属（金、宝石を含むが、これらに限られない）、金融商品（貸金、預貯金を含む）、競馬、宝くじ等の賭博関係商品、その他本決済事業者が指定する商品その他これに類するものを取り扱わないものとする。

第8章 Paysafe に関する特則

第35条 (総則)

本章は、電子決済サービスのうち Prepaid Service Company Limited (以下、本章において「本決済事業者」という。) の提供する決済手段 (以下「Paysafe」という。) に関する特則について定めるものとし、甲が Paysafe を利用する場合には、本章の規定を適用するものとする。本規約本文及び第1章と本章の規定が抵触する場合、本章の規定が優先するものとする。

第36条 (包括代理権の授与等)

1. 甲は、以下のすべての事項について乙に甲を包括的に代理する権限を与えるものとし、本契約の有効期間中、甲は当該包括代理権の全部又は一部を撤回することはできないものとする。
 - (1) 電子決済サービス利用の申込み
 - (2) 本決済事業者との間の加盟店契約 (以下「加盟店契約」という。) 及びこれに付随する一切の覚書等の締結
 - (3) 本決済事業者に対する各種届出、報告、申請行為
 - (4) 売上請求及び売上請求の取消請求に関する事項
 - (5) 電子決済サービスに基づく決済額の受領
 - (6) 本決済事業者に対する本代金の代理受領権の付与
 - (7) 顧客に対する返金が必要となる場合の返金手続 (乙が立替払いをすることを含む)
 - (8) その他乙又は本決済事業者が合意した事項
2. 甲は、加盟店契約の定めにかかわらず、前項に基づき乙に包括代理権を授与した範囲内の行為については、乙が代理人として適切な行為を行わない等合理的な理由がある場合を除き、すべて乙が行い、甲は本人としてかかる行為を行わないものとする。
3. 甲は、乙の求めに応じて、乙が第1項各号に掲げる事項を行うために必要な資料及び情報を甲に提供するものとし、乙が提供を受けた資料及び情報を本決済事業者に提供することに予め同意する。甲は、乙に提供した資料及び情報の内容に変更が生じたときは、速やかに乙に届け出るものとする。

第37条 (取扱商品等)

1. Paysafe が利用できるのは、物理的な商品のオンライン販売、移動又は旅行商品の販売及びコンサート、イベント、映画等のチケット販売を行う事業者のみとし、甲がそれ以外の取扱商品を取り扱っている場合には、本決済事業者の明示的な承認を必要とするものとする。
2. 前項にかかわらず、甲は、以下の取扱商品について、Paysafe を利用可能としてはならない。
 - (1) 違法なコンテンツ又はサービス
 - (2) 差別的な、又は、ヘイトを煽るような商品
 - (3) 武器、銃火器
 - (4) 違法薬物及びその道具
 - (5) 処方薬
 - (6) 競馬、宝くじ等の賭博関係商品
 - (7) アダルト商品
 - (8) 偽造文書
 - (9) 知的財産権を侵害する商品
 - (10) マルチ商品、マルチまがい商品
 - (11) 携帯電話のアンロックサービス

- (12) 質店類似のサービス
- (13) 金融商品（貸金、預貯金を含む）
- (14) 電子マネー、暗号資産
- (15) テレビ番組、動画等のデスクランプリングサービス
- (16) 結婚関連サービス
- (17) フォロワー増加等のサービス
- (18) タイムシェアサービス
- (19) Email スпамサービス
- (20) たばこ
- (21) 上記各号に掲げる商品の媒介、取次等のサービス

第9章 PayPayに関する特則

第38条（総則）

本章は、電子決済サービスのうち PayPay 株式会社（以下、本章において「本決済事業者」という。）の提供する決済手段（以下「PayPay」という。）に関する特則について定めるものとし、甲が PayPay を利用する場合には、本章の規定を適用するものとする。本規約本文及び第1章と本章の規定が抵触する場合、本章の規定が優先するものとする。

第39条（定義）

本章におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりとする。本章に定める場合を除き、本決済事業者との加盟店契約に定める用語の定義と同様とする。

- (1) 「本件システム」とは、乙が提供する、甲がオンライン上で PayPay を利用することを可能とするシステムをいう。
- (2) 「代金決済システム」とは、PayPay の提供のために本決済事業者が運用するシステムをいう。
- (3) 「加盟店情報」とは、本決済事業者の指定する ID、パスワードその他 PayPay を利用するために必要な加盟店に関する情報をいう。
- (4) 「決済関連情報」とは、PayPay により決済された額、件数、決済の履歴及び本決済事業者が甲に対してカード関連情報（PayPay ユーザーのカード番号、カードの有効期限、カードのセキュリティコード又はカード会社に登録された PayPay ユーザーの氏名、電話番号など、カードを利用するために必要な情報）に代えて提供するコードなどの決済に関連する情報をいう。
- (5) 「商品等」とは、甲が販売する商品若しくは権利又は提供する役務をいう。
- (6) 「顧客」とは、本決済事業者所定の規約に同意し、本決済事業者より、商品等の取引に係る代金の決済に PayPay を利用することを認められた者をいう。
- (7) 「商品等代金」とは、甲と顧客との商品等の取引に係る決済代金額をいう。
- (8) 「注文関連情報」とは、PayPay により決済された商品等の金額その他の注文に関連する情報をいう。

第40条（導入）

1. 甲は、次の各号に定める PayPay の利用条件に同意するものとする。
 - (1) PayPay の利用にあたっては、加盟店契約に同意し、加盟店契約を締結・遵守する必要があり、当該契約締結の代理権を乙に付与すること（本決済事業者の審査の結果により、加盟店契約が締結できない場合があることを含む。）
 - (2) 本決済事業者が加盟店情報、決済関連情報及び注文関連情報を乙に開示提供すること。
 - (3) 決済関連情報及び注文関連情報は、乙が甲に提供すること。
 - (4) 本決済事業者が提供する PayPay 機能の一部を加盟店が使用できない場合があること。
 - (5) 甲が乙に対し、加盟店契約に基づいて本決済事業者から支払われる商品等代金を甲に代わって受領するとともに、甲が支払う手数料を甲に代わって支払う権限（以下「収納代行権限」という。）を付与する必要があること。
 - (6) 本決済事業者と乙との間で締結される PayPay 包括代理加盟店契約が終了したときは、甲が PayPay の利用を継続できなくなる場合があること。
2. 甲は、本決済事業者所定の方法により乙を通じて加盟店契約の申込みを行うものとする。乙は、本決済事業者に対し本決済事業者所定の方法で当該申込みに係るデータを提出することにより、甲に代わって加盟店契約の申込みを行う。甲は、乙又は本決済事業者が必要と判断した書類等（代表者の本人確認書類、許認可を得ていることを証する書類の写しを含むがこれらに限られない。）を提出するものとする。

3. 本決済事業者は PayPay の利用を申し込んだ甲を審査し、PayPay の利用を認める甲に係る加盟店情報を本決済事業者所定の方法で乙に開示する。このときに、本決済事業者と甲との間で加盟店契約が成立する。甲は、当該加盟店契約の内容を遵守するものとする。
4. [甲は、乙から前項に定める新規の加盟店情報を受領したときは、本決済事業者が甲に注文関連情報及び決済関連情報を提供するために必要な設定及び登録を行うものとする。]
5. 甲は、本条に従って乙に提供した甲及び商品等の情報に追加、変更がある場合には、乙に届け出る。

第 41 条 (連絡業務)

1. 甲は、加盟店情報の変更通知等、乙又は本決済事業者が PayPay に関し甲に提出を求めた書類を乙に提出するものとする。
2. 乙は、PayPay に関する甲から本決済事業者への問い合わせを受け付け、本決済事業者へ報告し、当該問い合わせに対する本決済事業者の回答を甲に通知するものとする。

第 42 条 (加盟店の管理等)

1. 甲は、法令等、加盟店契約、PayPay 加盟店規約 (オンライン決済用)、PayPay 残高加盟店規約 (オンライン決済用) その他 PayPay を取扱うにあたり本決済事業者が定めるガイドライン等を遵守するものとする。
2. 乙は、前項に定める目的のために必要と判断した場合又は本決済事業者から要請があった場合には、甲に対し、業務の改善や指導を行うことができる。
3. 甲は、乙又は本決済事業者が甲に対し、業務内容、甲による PayPay の利用状況、商品等の内容、決済関連情報又は注文関連情報、又は顧客個人情報等、乙又は本決済事業者が必要と認めた事項に関して調査、報告又は資料の提示 (以下「調査等」という) を求めた場合、直ちにこれに応じるものとする。また、乙又は本決済事業者が調査等を実施するにあたり、必要と判断した場合には、甲の営業時間内において、甲の事業所に立ち入り、調査等を実施することができる。この場合、乙又は本決済事業者は機密保持契約を締結した監査人に監査を委託することができる。
4. 甲は、加盟店契約に違反し、又は、甲の責めに帰すべき事由により、顧客、乙、本決済事業者又は第三者に損害等を生じさせた場合には、当該損害等を賠償する責任を負う。

第 43 条 (販促関連)

甲は、乙、本決済事業者が実施する PayPay の利用促進にかかるキャンペーン等の販促活動 (本決済事業者が第三者に実施させる場合を含む) に協力するものとする。

第 44 条 (PayPay の利用停止)

乙は、本決済事業者から加盟店契約が終了した旨又は本決済事業者が加盟店による PayPay の利用を停止した旨の通知を受領したとき又は本契約が終了したとき若しくは乙が甲による PayPay の利用を停止したときは、速やかに甲に対する注文関連情報及び決済関連情報等の提供を停止し、甲による PayPay の利用終了又は停止に係り必要な設定および登録を行うものとする。

第 45 条 (代金決済システム補償の範囲)

1. 代金決済システムは、甲が利用する時点において本決済事業者が保有している状態で提供するものであり、本決済事業者が甲の予定している目的、要求及び利用態様への適合性、有用性、有益性、セキュリティ、権原があること、並びに非侵害性、エラー、バグ、論理的誤り、中断および不具合等がないことを保証するものではない。

- い。
2. 乙及び本決済事業者は、代金決済システムについて、エラー、バグ、論理的誤り、中断または不具合その他の瑕疵を修補する義務を負わない。ただし、本決済事業者は当該瑕疵を修補するよう努力する。
 3. 本決済事業者が代金決済システムで提供する注文関連情報及び決済関連情報は、乙及び本決済事業者が正確性を保証するものではない。

第46条（不可抗力免責）

天災地変、戦争、内乱、暴動、テロ、感染症、停電、通信設備の事故、通信事業者の役務提供の停止又は緊急メンテナンスの実施、内外法令の制定・改廃、公権力による命令・処分・指導・要請その他の乙又は本決済事業者の責に帰することのできない事由により PayPay の全部又は一部を利用できなかった場合、乙又は本決済事業者は当該事由により利用できなかった範囲で甲に対して責任を負わない。

第47条（サーバ/サービスの一時停止等）

1. 本決済事業者は、次の各号の一に該当する事由が発生した場合、甲に対し何らの通知なく、代金決済システムを停止することができる。ただし、定期点検、保守など甲への通知が可能な場合は、これを行うよう努める。
 - (1) 本決済事業者のサーバ等のシステムの定期点検、保守、システムの設置場所の保守その他管理上やむを得ない場合
 - (2) 非常事態の発生により通信需要が著しく増加する等のため、緊急を要する事項を優先的に取り扱う必要があると本決済事業者が判断した場合
 - (3) 前二号に定める他、本決済事業者の実施しているサービス（本利用規約に規定するサービスに限定されない。）の運用上又は技術上本決済事業者が必要と判断した場合
 - (4) PayPay の不正利用が発生した、又は発生するおそれがある等の事情により、当該不正利用を防止するために必要と判断した場合
2. 前項各号の事由により、代金決済システムを停止した場合、乙及び本決済事業者は当該停止に基づいて発生した一切の損害について免責される。
3. 乙は、甲に対して事前通知した場合、本件システムを停止することができる。この場合、乙は当該停止に基づいて発生した一切の損害について免責される。ただし、乙の責に帰すべき事由による損害については、この限りではない。

第 10 章 携帯キャリア決済に関する特則

第 48 条 (総則)

本章は、決済サービスのうち携帯キャリア（以下、本章において「本決済事業者」という。）の提供する決済手段（以下「携帯キャリア決済」という。）に関する特則について定めるものとし、甲が携帯キャリア決済を利用する場合には、本章の規定を適用するものとする。本規約本文及び第 1 章と本章の規定が抵触する場合、本章の規定が優先するものとする。

第 49 条 (利用規約等の遵守)

甲は、PG マルチペイメントサービス利用規約、早期入金サービス利用規約その他携帯キャリア決済の利用に関して本決済事業者が定める規定、ルール及び指示等（改定された場合は改定後のものを含む。）を遵守するものとする。

第 50 条 (ドコモケータイ払いの利用)

甲が株式会社NTTドコモ（以下「ドコモ」という。）が提供する携帯キャリア決済を利用する場合、ケータイ払い決済サービス包括加盟店規約その他当該携帯キャリア決済の利用に関してドコモが定める規定、ルール及び指示等（改定された場合は改定後のものを含む。）を遵守するものとする。

第 51 条 (au かんたん決済の利用)

甲が KDDI 株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社（以下「KDDI 等」という。）が提供する携帯キャリア決済を利用する場合、au かんたん決済利用規約その他当該携帯キャリア決済の利用に関して KDDI 等が定める規定、ルール及び指示等（改定された場合は改定後のものを含む。）を遵守するものとする。

第 52 条 (ソフトバンクまとめて支払いの利用)

甲がソフトバンク株式会社及びソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社（以下「ソフトバンク等」という。）が提供する携帯キャリア決済を利用する場合、ソフトバンクまとめて支払い (B) 加盟店規約その他当該携帯キャリア決済の利用に関してソフトバンク等が定める規定、ルール及び指示等（改定された場合は改定後のものを含む。）を遵守するものとする。

第 11 章 楽天ペイ（オンライン決済）に関する特則

第 53 条（総則）

本章は、電子決済サービスのうち楽天グループ株式会社（以下、本章において「本決済事業者」という。）の提供する決済手段（以下「楽天ペイ（オンライン決済）」という。）に関する特則について定めるものとし、甲が楽天ペイ（オンライン決済）を利用する場合には、本章の規定を適用するものとする。本規約本文及び第 1 章と本章の規定が抵触する場合、本章の規定が優先するものとする。

第 54 条（利用規約等の遵守）

甲は、「DEGICA 加盟店用 楽天ペイ（オンライン決済）利用規約」その他楽天ペイ（オンライン決済）の利用に関して本決済事業者が定める規定、ルール及び指示等（改定された場合は改定後のものを含む。）及び乙又は本決済事業者が楽天ペイ（オンライン決済）利用の条件として確認する事項（乙又は本決済事業者の要求する書類又は情報の提出を含む。）に同意し、これらを遵守するものとする。

第 55 条（本決済事業者の営業活動）

甲は、楽天ペイ（オンライン決済）の利用を希望する場合には、乙は甲に関する情報を本決済事業者に通知することがあること、及び、本決済事業者が当該情報に基づき甲に営業活動を行うことがあることについて、予め同意するものとする。

第12章 Paidyに関する特則

第56条（総則）

本章は、電子決済サービスのうち株式会社 Paidy（以下、本章において「本決済事業者」という。）の提供する決済手段（以下「Paidy」という。）に関する特則について定めるものとし、甲が Paidy を利用する場合には、本章の規定を適用するものとする。本規約本文及び第1章と本章の規定が抵触する場合、本章の規定が優先するものとする。

第57条（加盟店規約等の遵守）

甲は、加盟店規約その他 Paidy の利用に関して本決済事業者が定める規定、ルール及び指示等（改定された場合は改定後のものを含む。）に同意し、これらを遵守するものとする。

第58条（同意事項）

甲は、以下の事項に予め同意するものとする。

(1) 乙が、本決済事業者に対し、Paidy 利用開始後の調査及び取引継続にかかる審査のために、甲に次に定める情報を乙及び本決済事業者が適当と認める保護措置を講じた上で提供し、本決済事業者が当該情報を取得・保有・利用すること

- ① 甲の商号（名称）、所在地、郵便番号、電話（FAX）番号、代表者の氏名、性別、住所、生年月日、自宅電話番号等、甲が利用申込時及び変更届出時に届出した情報
- ② 利用申込日、加盟店契約日、加盟店契約終了日及び本決済事業者との取引に関する情報

(2) 割賦販売法等に基づき甲に関する情報を、次に定めるとおりに取り扱うこと（なお、以下において使用する用語は割賦販売法等の定める定義による）。

甲及び甲の代表者は、利用申込時の審査並びに加盟店契約締結後の調査及び取引継続にかかる審査等の目的のため、本決済事業者が次の情報を収集し、利用することに同意するものとする。また、本決済事業者は割賦販売法第35条の20及び第35条の21に基づいて本決済事業者が加盟する後記の加盟店情報交換センター（以下「センター」という）に以下の①～⑧の情報（以下「加盟店情報」という）を登録するとともに、センターに登録されている情報がある時は後記に定める目的の範囲内で本決済事業者及びセンターに加盟する会員会社（以下「センター加盟会員会社」という）が当該情報を共同利用します。なお、本決済事業者が現時点で加盟するセンターは後記のとおりであり、その後、変更追加された場合、当該変更追加内容を甲（乙を通じて）に通知するか、又は本決済事業者が適当と認める方法で公表することにより、本章におけるセンターとして追加変更されるものとする。

- ① 個別信用購入あっせん取引における、甲との加盟店契約締結時の調査及び苦情処理のために必要な調査の事実及び事由
- ② 個別信用購入あっせんにかかる業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として個別信用購入あっせんに関する契約を解除した事実及び事由
- ③ 利用者又は購入者等の保護に欠ける行為に該当し、本決済事業者及び顧客に不当な損害を与える行為にかかる客観的事実に関する情報
- ④ 顧客（契約済みのものに限らない）から本決済事業者及びセンター加盟会員会社に申出のあった内容及び当該内容において利用者又は購入者等の保護に欠ける行為及び当該行為と疑われる情報
- ⑤ 行政機関が公表した事実とその内容（特定商取引法等について違反し、公表された情報等）について、センターが収集した情報
- ⑥ センターが興信所から提供を受けた倒産情報その他公開された事実の内容

- ⑦ 上記の他、利用者又は購入者等の保護に欠ける行為に関する情報
- ⑧ 前記各号にかかる包括信用購入あっせん関係販売業者又は個別信用購入あっせん関係販売業者等の氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人の場合は、名称、住所、電話番号並びに代表者の氏名及び生年月日）
- ⑨ その他本決済事業者が甲の加盟申込時の審査並びに契約締結後の加盟店調査及び取引継続にかかる審査等の目的のため又は行政当局の要請等により必要と認める情報
- ⑩ 甲及び甲の代表者の本決済事業者とのクレジット取引等にかかる利用の有無及び利用状況

センター加盟会員会社が加盟申込時の加盟店審査並びに加盟店契約締結後の加盟店調査及び取引継続にかかる審査等の目的のため、加盟店情報を収集・利用し、センターへ登録し、センター加盟会員会社によって共同利用する。

加盟店情報交換制度は、割賦販売法第35条の20及び第35条の21に基づき、センター加盟会員会社における利用者又は購入者等の保護に欠ける行為に関する情報を登録及び利用することにより、センター加盟会員会社の加盟店契約時又は途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店を排除し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的とする。

包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、立替払取次業者のうち、一般社団法人日本クレジット協会会員であり、かつセンター加盟会員会社（一般社団法人日本クレジット協会のホームページ（<http://www.j-credit.or.jp/>）に掲載）が共同利用者の範囲となる。

登録期間は、登録から5年を超えない期間とする。

運用責任者は次のとおりとなる。

一般社団法人日本クレジット協会加盟店情報交換センター

住所：東京都中央区日本橋小網町14-1住友生命日本橋小網町ビル

電話番号：03-5643-0011

- (3) 甲及び甲の代表者は、本決済事業者及びセンターに対して、個人情報保護法に定めるところにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求できること。本決済事業者は、本決済事業者又はセンターに登録されている個人情報の内容が事実と相違していることが判明した場合には、速やかに訂正又は削除の措置をとること
- (4) 甲は、利用申込にあたり、甲が記載すべき事項の記載若しくは必要な書類の提出を希望しない場合又は本条の内容の全部又は一部を承諾しない場合は、本決済事業者が利用申込の受付をお断りすることがあること
- (5) 利用申込が不成立となった場合においても、その不成立の理由の如何を問わず利用申込をした事実、内容について本決済事業者が利用すること、及びセンターに一定期間登録され、加盟会員会社が利用する場合があること。本決済事業者が契約終了後においても、業務上必要な範囲で法令等及び本決済事業者が定める所定の期間、加盟店情報を保有し利用する場合があること。
- (6) 加盟店情報交換制度に関するお問い合わせ及び開示に関する手続については、上記加盟店情報交換センターまで申し出ること。本決済事業者に対する加盟店情報に関するお問合せは、以下の窓口となること。

【問い合わせ窓口】

株式会社 P a i d y セールス・マーケティング担当

〒107-6212

東京都港区赤坂九丁目7番1号ミッドタウン・タワー12階

電話番号：03-5545-5617

営業時間：10:00-18:00（土日、祝日、年末年始を除く）